

上天草市 地域防災計画

令和 6 年 6 月

目次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本理念	2
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	上天草市の地勢と災害要因、災害記録	8
第5節	被害想定	10

第2編 災害予防計画編

第1節	防災知識普及計画	17
第2節	地域防災力強化計画	22
第3節	自主防災組織育成計画	24
第4節	防災訓練計画	27
第5節	風水害・土砂、地盤災害予防計画	30
第6節	高潮災害予防計画	34
第7節	海岸対策計画	35
第8節	建築物等災害予防計画	36
第9節	公共施設等災害予防計画	38
第10節	給水確保計画	42
第11節	火災予防計画	43
第12節	危険物等災害予防計画	46
第13節	海上災害予防計画	49
第14節	災害危険地域指定計画	50
第15節	災害備蓄物資・資機材整備計画	52
第16節	通信施設災害予防計画	54
第17節	避難収容計画	56
第18節	避難行動要支援者等支援計画	62
第19節	医療保健計画	68
第20節	災害ボランティア計画	70
第21節	受援計画	72
第22節	原子力災害対策計画	74

第3編 災害応急対策計画編

第1節	組織計画	77
第2節	職員配置計画	87
第3節	応援要請計画	93
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	95
第5節	気象予警報等伝達計画	99
第6節	地震・津波情報伝達計画	107

第7節	通信施設利用計画	115
第8節	情報収集・伝達及び被害報告取扱計画	118
第9節	広報計画	133
第10節	水防計画	136
第11節	消防計画	140
第12節	避難収容対策計画	143
第13節	災害救助法等の適用計画	165
第14節	救出計画	167
第15節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	169
第16節	医療救護計画	170
第17節	食料供給計画	172
第18節	給水確保対策計画	174
第19節	生活必需品供給計画	177
第20節	住宅応急対策計画	179
第21節	建築物・宅地等応急対策計画	181
第22節	交通規制計画	182
第23節	緊急輸送計画	184
第24節	保健衛生計画	187
第25節	災害ボランティア利用計画	189
第26節	廃棄物処理計画	191
第27節	文教対策計画	194
第28節	障害物除去計画	196
第29節	公共施設応急復旧計画	198
第30節	農林水産応急対策計画	201
第31節	救援物資要請・受入・配分計画	202
第32節	海上災害対策計画	203
第33節	防災関係機関における業務継続計画	205
第34節	原子力災害対策計画	206

第4編 災害復旧計画編

第1節	災害復旧・復興の基本方向	208
第2節	公共土木施設災害復旧計画	208
第3節	農林水産業施設災害復旧計画	210
第4節	その他の災害復旧計画	212
第5節	被災農林漁業及び被災中小企業の経営安定計画	215
第6節	被災者自立支援対策計画	216
第7節	海上災害復旧計画	218
第8節	復興計画	219

第5編 資料編

1	防災組織	
1-1	災害対策会議並びに水防連絡協議会関係機関一覧	220
2	防災関係条例	
2-1	上天草市防災会議条例	222
2-2	上天草市災害対策本部条例	224

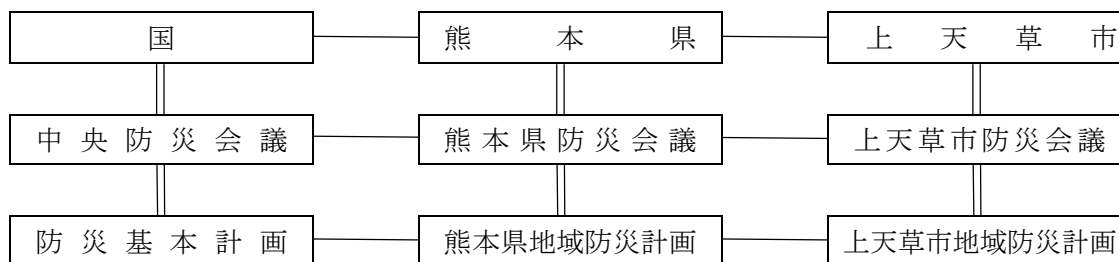
	目次
2-3 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例	225
2-4 上天草市災害見舞金等支給条例	229
2-5 上天草市災害危険地域に関する条例	232
3 応援に関する資料	
3-1 九州・山口9県災害時相互応援協定	239
3-2 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	241
3-3 市町村及び消防機関における相互応援協定 (熊本県市町村消防相互応援協定)	246
4 災害危険箇所等に関する資料	
4-1 重要水防箇所	248
4-2 土砂災害危険区域一覧表	251
4-3 土砂災害警戒区域等指定状況	251
4-4 要配慮者利用施設一覧表	252
5 消防に関する資料	
5-1 消防施設整備状況	254
5-2 消防団出動状況	254
5-3 消防団組織図	255
6 避難に関する資料	
6-1 避難予定所一覧表	256
6-2 上天草市避難所運営マニュアル	262
7 医療救護	
7-1 災害拠点病院	276
7-2 市内の医療機関	277
8 危険物等施設に関する資料	
8-1 危険物施設設置状況	278
9 輸送に関する資料	
9-1 ヘリコプター発着予定場所	282
9-2 物資の集積場所	283
9-3 市公用車一覧	284
10 通信に関する資料	
10-1 防災行政無線施設の現状	286
11 災害救助法関係	
11-1 救助の種類及び実施基準	287
11-2 2次仮置場候補地	291
12 気象等に関する資料	
12-1 気象観測施設一覧	292
12-2 気象庁震度階級関連解説表(抜粋)	293
13 災害記録に関する資料	
13-1 災害記録	294
14 各種様式	
14-1 被害状況等報告様式等	296
14-2 被害証明書	301

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

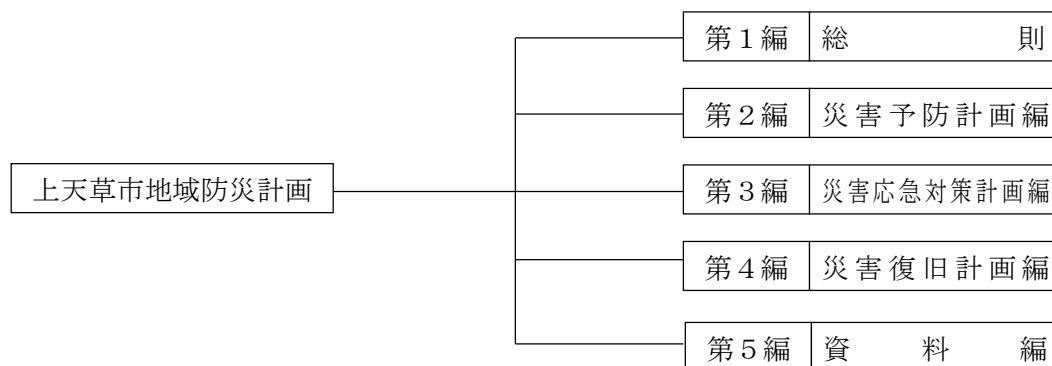
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上天草市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、熊本県及び上天草市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を災害予防計画編、第3編を災害応急対策計画編、第4編を災害復旧計画とし、予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

4 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

市及び防災関係機関は、日ごろから訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようしておく。

第2節 防災の基本理念

熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置する本市は、梅雨前線及び台風の接近による暴風、集中豪雨による水害などの自然災害に見舞われる可能性が大きい。

また、天草地域に浮かぶ多数の島々から構成するため、高潮や地震による津波被害の危険性もあり、このような災害に対処するため、市は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

1 風水害

本市における風水害は、集中豪雨による浸水被害が中心で、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

特に、昭和47年7月の集中豪雨では、洪水、土砂崩れ、土石流等により、多数の死者・行方不明者が出るなど、記録的な災害となった。

これらの教訓から、まず災害の未然防止対策の徹底に努めるとともに、今後の開発計画等の検討に当たり、予防治山や河川工事、海岸保全の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する必要がある。

また、災害時には、防災行政無線の活用をはじめ緊急情報メールシステム等により通信網の整備を図り、市（災害対策本部）からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

2 火 災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は木造家屋も多いため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防に対する意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

3 地震・津波

近年の本市における大きな地震災害の記録は、平成28年4月16日午前1時25分頃、熊本県熊本地方の深さ約10kmでM7.3最大深度7を記録した「熊本地震」があり、本市でも震度6弱を観測し、八代・有明海に津波注意報が発令された。本市は全域が島で構成されているという自然条件から、今後これと同程度又はそれ以上の地震が起きた場合には津波の可能性も大きい。また、平成23年3月11日の東日本大震災では東北地方がマグニチュード9という想定外の地震と

津波に襲われ、未曾有の被害に見舞われた。これにより国及び各都道府県においても防災対策の見直しが行われている。本市においても地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。地震の予知は難しく、このような不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど、今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

4 避難行動要支援者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者をいう。以下同じ。）への万全の安全対策を講ずる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

5 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力する。

（1）住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

（2）事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 上天草市

市は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 上天草市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練

- (7) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (9) 地域住民に対する避難指示
- (10) 消防、水防その他の応急対策及び復旧対策
- (11) 被災者に対する救助及び救護措置
- (12) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- (13) ボランティアの受入れに関する措置
- (14) 被災市営施設の応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (16) 市内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導

2 消 防

天草広域連合消防本部	(1) 災害に対する予防、防御と拡大防止対策 (2) 消防機材の整備充実と訓練の実施 (3) 災害時における人命救助対策 (4) 災害時における危険物の災害防止対策
------------	---

3 県（天草広域本部総務部）

- (1) 熊本県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策
- (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
- (4) 水防その他の応急処置
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策
- (8) 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

4 上天草警察署

- (1) 災害時における避難の指示、誘導及び救助
- (2) 災害時の治安、交通、犯罪の予防等の応急対策の実施
- (3) 情報の収集及び連絡調整

5 指定地方行政機関

九州農政局 福岡地域センター	(1) 応急用食料（米穀及び乾パンを含む）の調達・供給対策 (2) 主要食料の需給対策
熊本地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設及び設備の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じての住民への周知

	(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）における利用の心得などの周知・広報 (5) 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等の実施 (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
熊本海上保安部	災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

西日本電信電話株式会社(熊本支店)	(1) 電気通信施設の防災対策 (2) 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
日本赤十字社（熊本県支部）	(1) 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 (2) 災害援助等の奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集配分
日本放送協会及び放送報道関係各社	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
九州電力株式会社（熊本支店）	(1) 電力施設の保全、保安対策 (2) 災害時における電力供給確保
日本郵便株式会社（各郵便局）	(1) 災害時における郵便業務運営の確保 (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保
自動車運送機関（公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会）	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
海上輸送機関（熊本フェリー株式会社他）	災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保

ガス供給機関（天草ガス株式会社）	(1) ガス施設の保全、保安対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保
------------------	--

7 自衛隊

天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

天草郡市医師会	災害時における医療、助産等の救護
熊本県土地改良事業団体連合会	(1) 溜池及び水こう門等の整備と防災管理の支援 (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧の支援
病院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 (2) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練 (2) 被災時における収容者保護
J Aあまくさ、森林組合、漁業協同組合等	(1) 農林水産関係の被害調査又は協力 (2) 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 (3) 被災農林水産家に対する融資、又はそのあっせん並びに飼料、肥料等の確保、又はあっせん
商 工 会	(1) 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及びあっせん等についての協力 (2) 災害時における物価安定についての協力、徹底 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
金 融 機 関	被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
危険物施設等の管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 防災施設の整備
天草ケーブルネットワーク株式会社	災害発生時に上天草市が発信する緊急情報メールを自動受信し、運営するCATVにより市民に情報提供を行う。
熊本県立上天草高等学校	(1) 災害発生時に指定する施設内の場所を避難所として利用する。 (2) 災害発生時に物資集積及び搬送拠点として利用する。
赤十字飛行隊熊本支隊、一般社団法人くまもと飛行隊	大規模災害時における災害応急対策に必要な物資及び資機材の航空機による緊急輸送及びそれに付随する活動を行う。

第4節 上天草市の地勢と災害要因、災害記録

1 市の位置と面積

上天草市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、天草地域に浮かぶ大矢野島、上島、そのほかの島々から構成されている。

面積は、全体で126.94km²を有しており、東西約15km、南北約28km、総面積の約60%を山林が占めている。※国土交通省国土地理院「平成30年全国都道府県市町村別面積調」による。

2 自然的要因

(1) 地 勢

本市の大部分は急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地勢であるが、その中であって、大矢野島は比較的傾斜が緩やかな丘陵地が多く、花栽培や酪農が行われている。また、各地域を流れる河川の周辺には水田が広がっている。

市のほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つにあげられる松島の風景や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）からの眺望など景勝地として四季折々に美しい表情を見せている。

土地の利用状況

地 目	田	畑	宅 地	山 林	水面・河川・水路	道 路	その他	合 計
面 積 (km ²)	6.7	8.7	6.6	75.6	1.4	5.0	22.0	126.0
構成比 (%)	5.32	6.90	5.24	60.00	1.11	3.97	17.46	100

(2) 気 候

気候は、典型的な西海型気候で、年間平均気温は約17.3℃、年間降水量は2470mm（令和2年松島観測所）、平成13年～平成22年の平均降水量は、1676mm/年、平成24年～令和2年の平均年間降水量は、2092mm/年であり、最近の10年間は、平均約400mm/年、降水量が増加している。降雪は数えるほどしかなく、海岸部の一部は無霜地帯となっている。年間を通して比較的温暖な気候を有している。

3 社会的要因

(1) 人 口

本市の人口等は、新市施行後、最初の国勢調査の平成17年では32,502人、11,432世帯であったのに対し、令和3年では26,226人、11,455世帯と16年間で6,236人（23.7%）も減少し、減少傾向が顕著になっている。

年齢階層別に人口割合（令和3年1月31日現在）をみると、0～14歳の年少人口が10.0%、15～64歳の生産年齢人口が49.0%、65歳以上の老年人口が41.0%である。昭和55年度以降の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合が低下する一方で65歳以上の老年人口の割合が上

昇しており、少子高齢化が年々進んでいることがわかる。また、1世帯当たりの人数は、平成12年度の3.04人から令和2年度2.29人と減少し、小世帯化も進んでいる。このような現状は、防災力の面からも重要な課題となっている。

(2) 産 業

本市の経済活力の指標となる市内総生産は、平成29年度697億円であり、5年前とほぼ横ばいである。

本市の就業者人口についても、平成2年度以降、減少傾向となっており、特に平成17年度から平成27年度の10年間で約2,200人の減少となっている。

産業別就業者人口は、第1次産業就業者1,558人（12.9%）、第2次産業就業者2,526人（21.0%）、第3次産業就業者7,954人（66.1%）という産業構造になっている。本市の主産業である観光を中心とした第3次産業就業者数の増加傾向が伺える。

(3) 交 通

交通は、国道266号が熊本市方面から大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳を縦断する形で本渡方面へ通じている。平成30年に事故や災害の際、交通支障の発生防止のため、天城橋（新1号橋）が開通した。

平成11年に開港した天草空港へは国道324号を本渡方面へ約1時間半、熊本空港へは国道266号から57号を経て約2時間の距離にある。

また、三角港から前島を経由して本渡港へ運行されている高速旅客船も、新たな交通手段として運行している。

4 過去の主な災害

市における災害記録は、資料13－1に掲げるとおりである。

第5節 被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。また、平成28年4月に熊本地震が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間内に2度発生し、死者273人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住宅被害は全壊8,657棟、半壊34,493棟に上った。（令和2年4月13日現在）

これを踏まえて熊本県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行った。

この被害想定結果は、本市における今後の地震防災対策の基礎資料として、また、住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示す。

1 地震・津波被害想定調査の前提条件

(1) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

①発生の季節	冬季	
②発生時刻	夜（午前5時）	多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。
	夕方（午後6時）	火気使用が最も高い時間帯。
③風速設定	火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。 (※)風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用	

(2) 対象地震

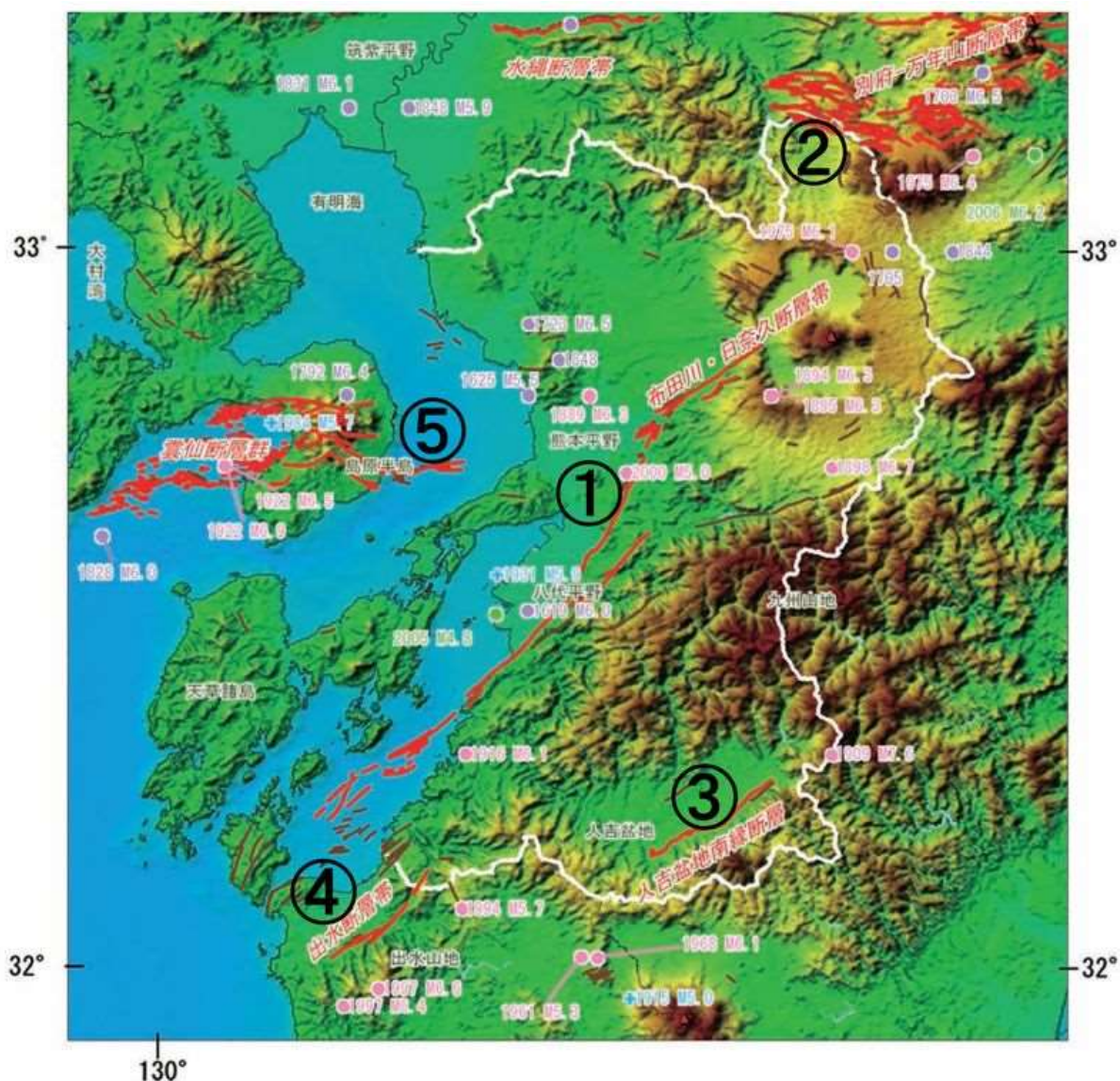
本県への被害が大きいと想定される以下の地震を対象

	検討対象断層帯等〔想定地震の震源域〕	地震規模	30年以内発生確率
①	布田川断層（布田川区間）	M7.0程度	ほぼ0%
	〃（宇土区間）	M7.0程度	不明
	〃（宇土半島北岸区間）	M7.2程度	不明
	日奈久断層（高野～白旗区間）	M6.8程度 M7.5程度	不明 ほぼ0%～6%

	〃 (日奈久区間)	M7.3程度	ほぼ0%～16%
	〃 (八代区間)		
②	万年山一崩平山断層帯	M7.3程度	0.004以下
③	人吉盆地南縁断層	M7.1程度	1%以下
④	出水断層帯	M7.0程度	ほぼ0～1%
⑤	雲仙断層群 北部	M7.3程度以上	不明
	南東部	M7.1程度	不明
	南西部 (北部)	M7.3程度	ほぼ0～4%
	南西部 (南部)	M7.1程度	0.5%～1%
⑥	南海トラフ (最大値)	M8～9クラス	70%～80%

地震本部(2021.1.1)

熊本県周辺の主要活断層 (図面上の丸数字は上表の検討対象地震)



2 被害想定結果

この調査により想定された本市の被害は、次のとおりである。

(1) 最大想定震度

市町村名	布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の連動型 (注)				別府・万年山断層帯 (注)		人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群 (南東部)	最大値	南海トラフ 内閣府発表 最大値
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2					
上天草市	7	7	7	7	4	4	5弱	5弱	5強	7	5強

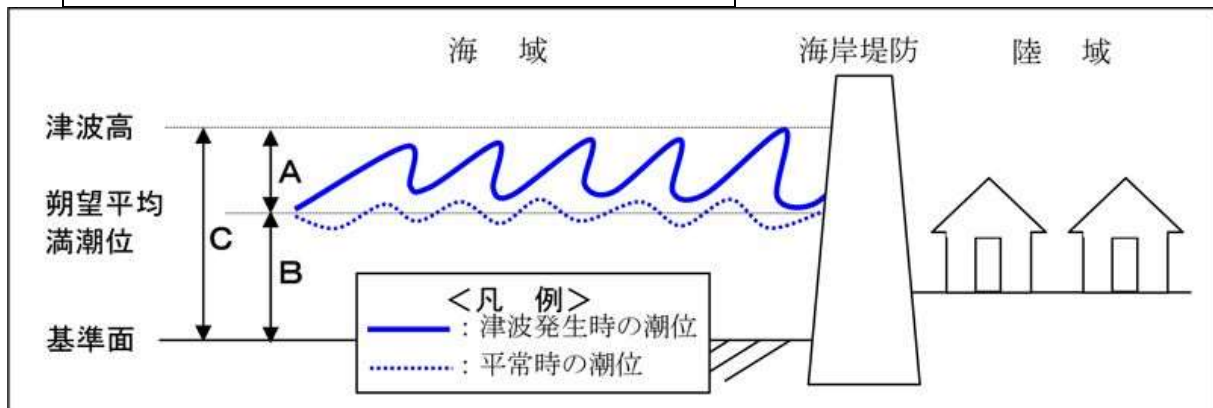
(注) J-SHIS (独立行政法人防災科学技術研究所) により、布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)には一つの断層で4箇所の破壊開始地点が、別府・万年山断層帯には一つの断層で2箇所の破壊開始地点が設定されている。破壊開始地点とは、断層のずれ破壊の起点となる場所をいう。

(2) 津波高さの想定結果

「津波高さ」は、各断層帯で発生した地震に伴う津波が、震源から沿岸まで伝播する「津波の予測計算を行った結果(「津波高」及び「津波波高」)」であり、以下に示す2つの高さを求めた。(下記図参照)

- ・津波高：基準面から波の最頂部までの(標高)高さ(下記図C)
- ・津波波高：海岸毎の朔望平均満潮位から波の最頂部までの高さ(下記図A)

$$\text{津波高(C)} = \text{朔望平均満潮位(B)} + \text{津波波高(A)}$$



最大津波高・津波波高

$$(\text{津波高: TPm}) = (\text{朔望平均満潮位: TPm}) + (\text{津波波高: m}) \quad (\text{注3})$$

平均満潮位の津波高は、3.6m=2.1m(朔望平均満潮位)+1.5m(津波波高)

市町村名		布田川・日奈久断層帯 (中部・南西部)の連動型	雲仙断層群 (南東部)	雲仙断層群 (南西部北部) (南西部南部)の連動型	南海トラフ (最大値)	最大値	朔望平均満潮位 (TPm) (注4)	<参考> 中央防災会議による南海トラフでの津波高 (TPm) (注5)
上天草市 (注2) (1) (有明海側) ⑧	津波高	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	2.1	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)		
(2) (八代海側) ⑨	津波高	3.1	3.6	3.6	3.6	3.6	2.1	—
	(津波波高)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.5)		

(注1) 丸数字は、次頁の「最大津波高・津波波高分布図」にある箇所を表している。

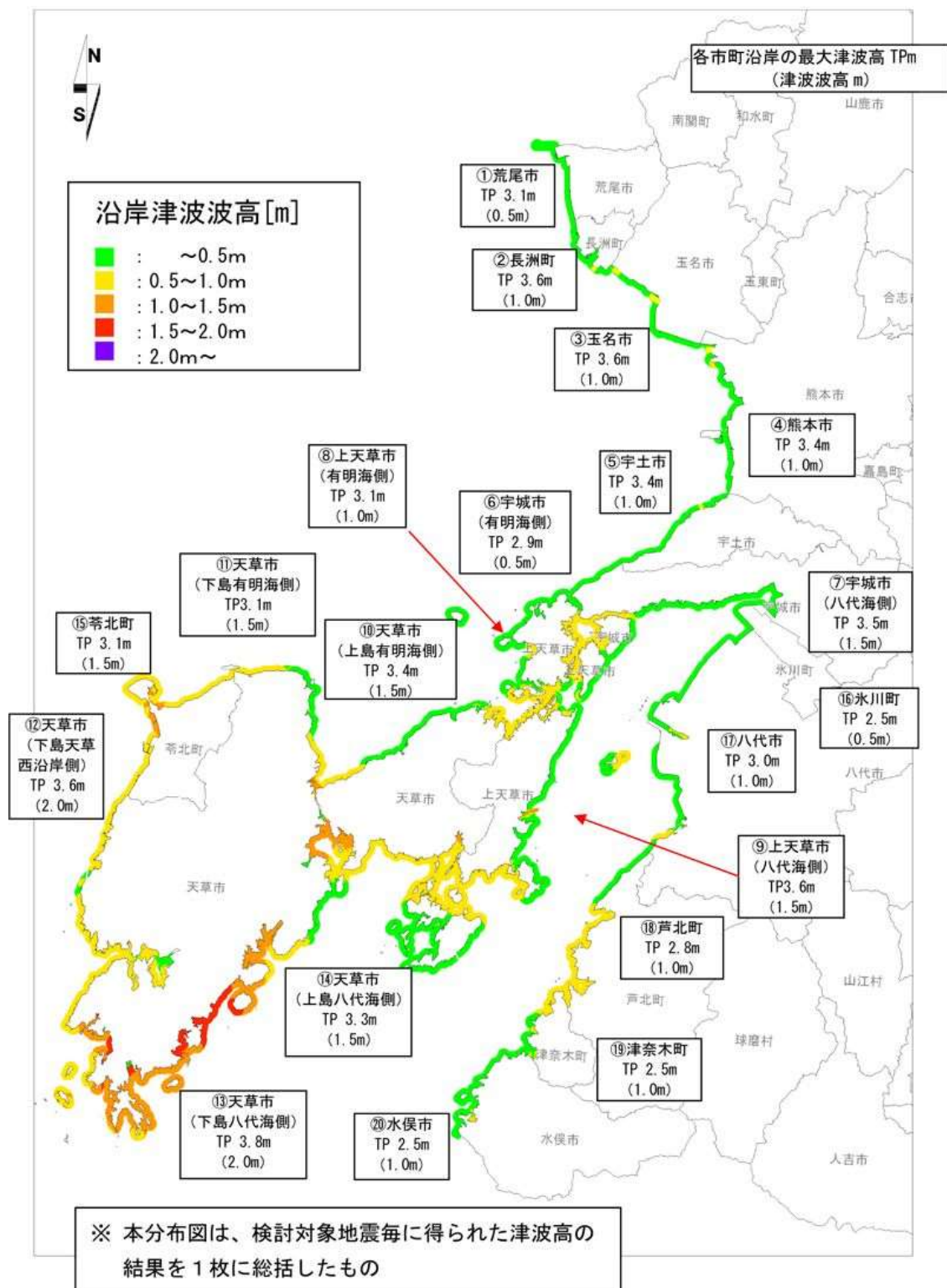
(注2) 上天草市については、複数の海域に面するため、沿岸を複数に区分して最大値を抽出

(注3) 津波波高は、0.5m単位で切り上げている。

(注4)「朔望平均満潮位」とは、朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

(注5) 中央防災会議による南海トラフでの津波高は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（H24. 8. 29）で報告された推計値（本市については報告なし）

最大津波高・津波波高分布図



(3) 浸水域の想定結果

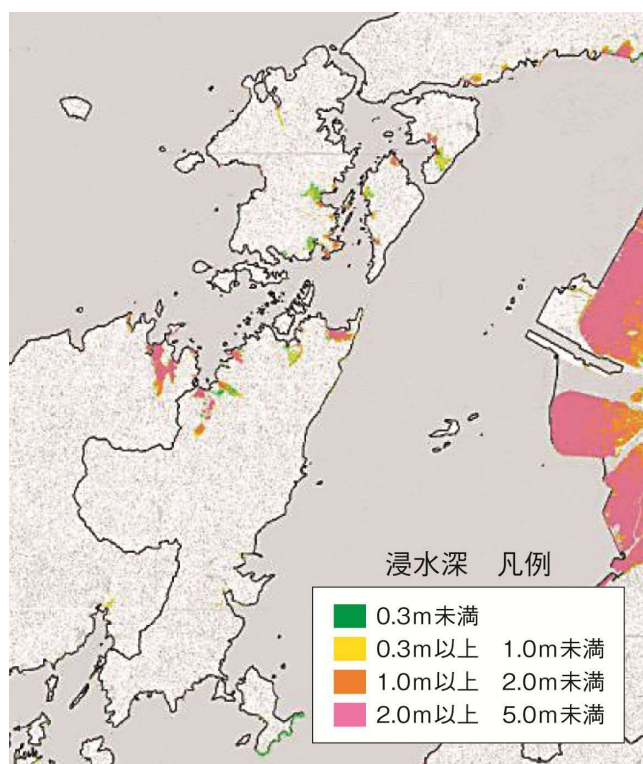
「浸水域」の計算に際しては、耐震点検を実施中であるため、堤防の評価を過信せず、地

震によって堤防が損壊するという条件の下、津波が発生し浸水が生じることを前提に算定した。

浸水域の面積

市町村名	浸水域 (ha)	<参考> 中央防災会議による南海トラフでの浸水域 (ha)
上天草市	240	未算出

最大津波浸水域分布図



(4) 主な被害想定の内訳

ここでは、主な被害想定調査の結果として「建物被害」及び「人的被害」について、想定地震毎に地域単位での被害想定数量をまとめた。

本市は、「天草地域」（天草市、上天草市、苓北町）に該当する。

ア 想定するシーン

被害想定は、「時間帯」の設定として冬の夜（午前5時）と冬の夕方（午後6時）の2パターン、「地震火災」の風速設定として通常時の風速3m/秒、強風時の11m/秒の2パターン、併せて4つのパターンで推計している。

ここでは、「時間帯」は冬の夜（午前5時）と冬の夕方（午後6時）で、「地震火災」の被害が大きくなる強風時における被害数量を表記した。

イ 建物及び人的被害の想定結果

(ア) 建物被害

■冬の夜（午前5時）、風速11m／秒の場合

断 層		布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の連動型				別府・万年山 断 層 帯		人吉盆地 南縁断層	出 水 断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南 海 トラフ 最大値
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2				
全壊数 (棟)	合 計	2,200	2,300	2,300	2,200	—	30	70	140	540	670
	液 状 化	540	550	550	510	—	30	70	140	160	30
	揺 れ	1,100	1,200	1,200	1,200	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	100	110	120	100	—	—	—	—	—	—
	津 波	400	390	390	390	—	—	—	—	380	640
	地 震 災 火	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
半壊数 (棟)	合 計	12,900	13,400	13,500	12,600	—	40	110	220	7,100	10,700
	液 状 化	820	840	830	780	—	40	110	220	240	40
	揺 れ	4,400	4,900	4,900	4,100	—	—	—	—	—	10
	急 傾 斜 地 崩 壊	230	250	250	210	—	—	—	—	—	10
	津 波	7,500	7,400	7,500	7,500	—	—	—	—	6,900	10,700

■冬の夕方（午後6時）、風速11m／秒の場合

断 層		布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の連動型				別府・万年山 断 層 帯		人吉盆地 南縁断層	出 水 断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南 海 トラフ 最大値
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2				
全壊数 (棟)	合 計	2,200	2,300	2,300	2,200	—	30	70	140	540	670
	液 状 化	540	550	550	510	—	30	70	140	160	30
	揺 れ	1,100	1,200	1,200	1,200	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	100	110	120	100	—	—	—	—	—	—
	津 波	400	390	390	390	—	—	—	—	380	640
	地 震 災 火	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—
半壊数 (棟)	合 計	12,900	13,400	13,500	12,600	—	40	110	220	7,100	10,700
	液 状 化	820	840	830	780	—	—	110	220	240	40
	揺 れ	4,400	4,900	4,900	4,100	—	—	—	—	—	10
	急 傾 斜 地 崩 壊	230	250	250	210	—	—	—	—	—	10
	津 波	7,500	7,400	7,500	7,500	—	—	—	—	6,900	10,700

(イ) 人的被害

■冬の夜（午前5時）、風速11m／秒の場合

断 層		布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の連動型				別府・万年山 断 層 帯		人吉盆地 南縁断層	出 水 断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南 海 トラフ 最大値
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2				
死者数 (人)	合 計	100	110	110	100	—	—	—	—	10	10
	揺 れ	70	80	80	80	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—
	津 波	10	10	10	10	—	—	—	—	10	10

	地 震 火 災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重傷者数 (人)	合 計	320	340	340	320	—	—	—	—	140	230
	揺 れ	160	170	170	160	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—
	津 波	160	150	150	160	—	—	—	—	140	230
	地 震 火 災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負傷者数 (人)	合 計	1,700	1,800	1,800	1,600	—	—	—	—	350	560
	揺 れ	1,300	1,500	1,400	1,200	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—
	津 波	380	370	370	380	—	—	—	—	350	560
	地 震 火 災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■冬の夕方（午後6時）、風速11m／秒の場合

断 層		布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の連動型				別府・万年山 断 層 帯		人吉盆地 南縁断層	出 水 断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南 海 トラフ 最大値
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2				
死者数 (人)	合 計	80	80	80	90	—	—	—	—	10	10
	揺 れ	60	60	60	70	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—
	津 波	10	10	10	10	—	—	—	—	10	10
	地 震 火 災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重傷者数 (人)	合 計	210	220	220	210	—	—	—	—	100	160
	揺 れ	100	120	120	110	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	津 波	100	100	100	100	—	—	—	—	100	160
	地 震 火 災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負傷者数 (人)	合 計	1,200	1,300	1,300	1,100	—	—	—	—	230	380
	揺 れ	890	1,000	1,000	830	—	—	—	—	—	—
	急 傾 斜 地 崩 壊	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—
	津 波	250	250	250	250	—	—	—	—	230	380
	地 震 火 災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1：－：わずか

注2：数値が1,000未満のものは一の位、1,000以上は十の位を四捨五入している。また、数値を四捨五入しているため、合計が合わない可能性がある。

第1節 防災知識普及計画

総務部（総務課・危機管理防災課） 企画政策部（企画政策課） 教育部（学務課）

災害による被害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため市及び防災関係機関は、職員及び住民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図る。

なお、防災知識の普及は、県及び災害予防・災害応急措置の実施の任にある防災関係機関と連携して行う。

その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に配慮する。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、災害と防災に関する住民の理解向上に努める。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

1 職員に対する防災教育

災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図る。

また、日ごろ、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努める。

(1) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動に関するマニュアル等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

2 一般住民に対する防災知識の普及

災害の未然防止若しくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努める。

また、「自らの身の安全は、自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に適切な避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(1) 普及の内容

ア 一般災害時

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (エ) 農林水産物に対する応急措置
- (オ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (カ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- (キ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (ク) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (ケ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- (コ) 防災サイレン吹鳴の意義
- (サ) 避難先及び避難方法
- (シ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (ス) 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備
- (セ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- (ソ) 災害時の心得
- (タ) 自動車運転者のとるべき措置
- (チ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ツ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること

(テ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について

イ 地震津波災害時

(ア) 地震及び津波に関する一般的知識

(イ) 過去の主な被害事例

(ウ) 地震・津波災害対策の現状

(エ) 地震・津波被害想定調査結果

(オ) 平常時の心得（日ごろの準備）

- ・住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
- ・屋内の整理点検（家具転倒防止等）
- ・火災の防止
- ・応急救護
- ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
- ・緊急連絡先の確認
- ・家族間等による安否の確認方法
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- ・家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備

(カ) 地震発生時の心得

- ・緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- ・場所別、状況別の心得
- ・出火防止及び初期消火
- ・避難の心得
- ・自動車運転者のとるべき措置

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックやビデオ、疑似体験装置等の活用に努める。

さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図る。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮する。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ等の活動、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、女性団体等の会合、各種研修会、講習会、幼少年消防大会等の機会を活用する。

イ 市広報媒体等の利用

広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等

ウ パブリシティ活動の展開

報道機関への情報提供

エ 映画、スライドの利用

オ 広報車の巡回

カ その他講習会等の開催

3 学校教育における防災知識の普及

市は、県と連携し、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行う。

ア 災害時の身体的安全確保の方法

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 風水害等災害発生のしくみ

エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施する。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知する。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図る。

(3) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

市は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

4 企業防災の促進

企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、

防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図る。

5 外国人に対する防災知識の普及

日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど防災知識の普及に努める。

6 防災知識の普及の時期

市及び各防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行う。

※ 防災の日：9月1日 防災とボランティアの日：1月17日 津波防災の日：11月5日

7 防災相談

市は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応する。

8 防災訓練等における普及

市は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

9 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2節 地域防災力強化計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

市民は、「自らの身の安全は、自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めるとともに、市民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

また、市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の市民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は、自らが守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

【平時の取組】

(1) 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

(2) 事前の確認

- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合場所
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

(3) 事前の備え

- ・自然災害に備えた適切な保険・共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）

※日常備蓄：日ごろ利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法

- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。
- ・自動車へのこまめな満タン給油

2 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

【平時の活動】

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 地域一体となった防災訓練（市町村等と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、市町村への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練 等
- (3) 情報の収集伝達体制の整備

第3節 自主防災組織育成計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

大規模な災害、事故等に備え、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進する。

また、市は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

1 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化

市は、上天草市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防団などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行う。

(2) 組織の編成単位

- ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

行政区等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをする。その際、女性の参画の拡大に努める。

- ア 行政区等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ウ 各地域ごとに活動している団体の組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- エ 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介、火の国ぼうさい塾への参加等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

(4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、様態を十分活かした具体的な活動計画を制定する。

(5) 主な活動内容

- ア 平常時の活動
 - (ア) 防災に関する知識の普及
 - (イ) 防災訓練の実施
 - (ウ) 火気使用設備器具等の点検

- (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (オ) 緊急連絡網の作成
- イ 災害時の活動
 - (ア) 情報の収集及び伝達
 - (イ) 出火防止、初期消火の実施
 - (ウ) 避難誘導
 - (エ) 救出救護
 - (オ) 給食給水

2 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておく。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底する。

また、県、市、消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図る。

なお、市は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかける。

(2) 対象施設

- ア 旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたる効果が効果的である施設
- エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行う。

(4) 主な活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災訓練の実施
- (イ) 施設及び設備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時の活動

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出救護

3 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4節 防災訓練計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
教育部（学務課・社会教育課）

市は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、県、他の防災関係機関及び住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施する。

特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練に取り組む。

また、訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努める。

1 総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、二次的に発生する火災や津波からの住民の避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、総合防災訓練は風水害とともに大規模地震・津波災害を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図る。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて災害の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや広域からの応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

(2) 訓練計画

市は、県及び他の防災関係機関と連携し、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施する。

訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 情報収集伝達
- イ 避難誘導
- ウ 災害警備
- エ 救出・救助
- オ 医療救護
- カ 消防
- キ 水防
- ク 道路啓開
- ケ 防疫

2 広域防災訓練

市は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努める。

3 複合災害想定訓練

市は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

4 個別防災訓練

災害発生時の活動の要となる市及び他の防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を繰り返し実施する必要がある。

このため、市及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図る。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行う。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

5 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日ごろからの訓練の積み重ねが必要である。

市・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行う。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

6 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施する。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施する。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施する。例えば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定する。

(3) 訓練の実施・指導等

市は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努める。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努める。

第5節 風水害・土砂、地盤災害予防計画

総務部（危機管理課）経済振興部（農林課）建設部（建設課・都市整備課）

台風、集中豪雨等により、河川、ため池等の施設が決壊又は破損した場合は、大災害となるおそれがある。また、本市は、地形、地質等の自然条件からみても地盤災害を受けやすい環境におかれている。

このため、市は関係機関と協力して、消防団員の確保、水防資機材の備蓄、河川及びため池等の整備促進に努めるほか、災害危険区域を調査・把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進を図る。

1 治山対策

本市の林野面積は、75.6km²で市総面積の約60%に当たり、市内各河川の水源地带となっており、防災上重要な位置を占めている。

このため市は、国及び県の協力を得て次により山地における災害予防対策を講ずる。

(1) 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じ災害に強い地域づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

2 砂防対策

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

3 土砂災害防止対策

市は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及土砂災害警戒区域等の指定に基づき、建築制限等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進を図る。

(1) 土石流対策

市は、約60%が山地や丘陵地となっており、また脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずる。

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地域についても災害対策基本法に基づき、以下のような土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝

達、避難、救助に関する事項について定める。

ア 避難指示等の発令基準

イ 土砂災害計画区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所

ウ 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域等を踏まえ、行政区（自治会）等、同一の避難行動をとるべき避難単位

エ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

オ 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達

カ 避難行動要支援者への支援及び避難行動要支援者関連施設、在宅の避難行動要支援者に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者情報の共有

キ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組む。

(2) 地すべり防止対策

亀裂の発生、地盤の隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区について、地形、地質、地下水脈等の調査を行い、地すべり原因を把握し、その地区に適した地すべり防止工事の推進を図る。

特に被害が大きいと予想される人家密集地区及び河川の陥没による下流地域への影響の大きい地区を重点に推進を図る。

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事の実施を推進する。

4 造成地の災害防止

市及びその他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるので、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、危険を周知し、防災対策を構ずるよう指導する。

5 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組み

市は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

6 住宅移転事業

(1) 防災のための集団移転促進事業

市は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図る。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

市は、建築基準法により指定された「災害危険区域」及び建築を制限している区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な理解と協力を得るよう努める。

7 治水対策

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 県及び气象台、測候所等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努める。

エ 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

(2) 農業用かんがい用排水施設の整備

農業用ダム、排水機場及びため池の老朽化、宅地の進展等による水路等に起因する災害に備え、ため池、頭首工などの農業用施設の整備を図る。

(3) 水防法に基づく対応

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

資料4－4 参照

8 道路橋梁対策

(1) 道路対策

〔上天草防〕

崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。

(2) 橋梁対策

市内の橋梁のうち、老朽橋及び荷重条件の変更を含めて防災上、交通上の見地から重要度危険度を検討勘案し順次改築及び補修・補強を図る。

9 液状化対策

(1) 地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、地盤の液状化危険度調査を実施するなど、有効な対策を講じなければならない。

(2) 住民等に地盤改良及び基礎補強等の液状化対策についての周知、啓発に努める。

10 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

市では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組みを進めてきた。

令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

市は、県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ(最大規模の洪水(L2)に対応したもの)、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第6節 高潮災害予防計画

経済振興部（農林課・みなと・水産課）
建設部（建設課）

本市は台風の経路として常に高潮、波浪等災害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。

また、高潮危険地域の把握及び潮位監視体制の整備を推進することにより、被害の防止対策を図る。

1 海岸対策

市は、県の協力を得て、高潮・波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について、緊急性の高いものから順次保全施設の整備を促進する。

2 高潮危険地域の把握

市は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えたハザードマップの作成等によりあらかじめ高潮危険地域を把握する。

危険地域の把握に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 既往高潮の特性及び被害実態の把握
- (2) 海底地形、海岸地形、気象条件（台風来襲頻度、集中豪雨発生頻度等）、海象条件（潮位（特に高潮偏差）、波浪）、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
- (3) 人口、年齢構成等地域住民の特性、建物の特性、産業活動の特性の把握
- (4) 沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
- (5) 要配慮者利用施設の有無

3 潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、市は、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全性を考慮した潮位監視体制の整備に努める。

4 後背地対策

(1) 安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成、危険区域の設定等の手段により被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導する。

(2) 拠点の公共施設の整備

高潮来襲時の拠点となるような庁舎、学校、病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、耐浪化等十分な対策を施す。

第7節 海岸対策計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
経済振興部（みなと・水産課） 健
康福祉部（福祉課）

大規模地震に伴う津波災害等を予防するため、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設等の整備を計画的に進めるとともに、津波予警報、避難指示等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、地震後の二次災害対策を推進する。

1 海岸対策

(1) 海岸保全施設の改良補強

海岸保全施設は、国土の保全はもとより、住民の生命、財産を守る根幹であり、従来から海岸保全施設の整備を推進してきたところであるが、阪神淡路大震災及び東日本大震災の教訓等、さらには「地震・津波被害調査」の結果を踏まえ、施設の地震津波に対する危険性を調査し、危険性が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら順次整備を図っていく。

(2) 防災業務に従事する者の安全確保

海岸保全施設の整備に当たっては、行政職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を順次進める。

2 海面監視

(1) 海面監視体制の整備

地震発生後、近距離を震源とする地震では津波予警報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、市は、海岸付近で震度4以上の地震を感じた場合又は津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視体制の整備に努める。

また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかける。

(2) 情報伝達体制の確立

市は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、携帯電話への一斉メール（緊急情報メールシステム等）等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図る。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に配慮する。

また、強い揺れを伴わないいわば「津波地震」や「遠地地震」、「火山噴火等による津波」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整える。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対して避難経路、避難場所の周知をしておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかける。

第8節 建築物等災害予防計画

建設部（都市整備課）

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

また、地震・津波による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震・津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

市は、市有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策を推進する。

特に、防災拠点施設や避難施設（学校含む。）については、地震・津波発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化を図る。

1 一般災害時

(1) 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

ア 公共施設等

市は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

イ 重要防災基幹施設

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢及び安全性の確保を図る。

(2) 一般建築物

ア 防災対策の推進

- ・建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講ずる。
- ・低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区においては、都市再開発法や住宅地区改良法等を活用して、建築物の不燃化や安全化等を促進する。
- ・住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるため、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

イ 既存建築物等の防災対策

- ・既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。
- ・建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

2 地震 津波災害時

(1) 建築物の耐震化

市は、「上天草市建築物耐震改修促進計画」や建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住民の生命、身体及び財産を確保するため、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修等、次の対策を推進する。

ア 市有施設

市の公共施設については、耐震診断を行い、計画的に建て替え・耐震補強等を実施する。

イ 一般建築物等

・防災知識の普及

市は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

・落下物による危険防止

市は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

・ブロック塀等の倒壊防止

市は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

・家具等の転倒防止対策

市は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

(2) 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震補強を推進するため、建築士等に対して講習会への参加を支援するなど、技術者の養成を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定体制

ア 災害時に活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の判定士を養成していくことについては、県と市が連携して施策を推進していく必要がある。

イ 市は、判定の実施に当たり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる応急危険度判定コーディネーターの養成に努める。

(4) 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

老朽住宅密集地において火災が発生すれば、広範な焼失が生ずることから、建築物の更新を促進するなど、防火性の向上を図る。

第9節 公共施設等災害予防計画

総務部（危機管理防災課） 経済振興部（農林課・みなど・水産課） 建設部（建設課・都市整備課） 市民生活部（環境衛生課） 健康福祉部（福祉課） 教育部（学務課）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

その他、市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、地震・津波災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。

そのため、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努める。

また、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図る。

(1) 道 路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図る。

なお、道路に存する電線類については、可能な限り地中下に努める。

(2) 橋 梁

地震・津波災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書(耐震基準)に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図る。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、その下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要である。地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図る。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行う。

2 河川、港湾・海岸、漁港

(1) 河 川

河川においては、二次災害の可能性の有無により、堤防について耐震計画を次のとおり策定する。

堤防

ア 二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置する。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施する。

イ その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にする。

(2) 港 湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く関わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、耐震化を図る。

また、適宜液状化の可能性の点検を行うとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報提供することにより連携を強化するなど、必要に応じてその対策を進める。

(3) 海 岸

海岸の保全は、住民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備に当たっては、耐震点検の結果を基に、危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行う。また、老朽化した施設については、老朽化対策を計画的に推進し、海岸保全施設の機能強化、または、回復を図る。

(4) 漁 港

漁港施設は、漁港及び漁村の根拠地として地域に密着しており、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行っている。

上述の海岸保全施設等の整備に当たっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進める。

3 下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また、河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなど、その役割は多方面にわたっている。大規模地震・津波時にその機能が麻痺した場合、市

民生活に与える影響は極めて大きいため、地震・津波に対して必要な対策を講ずる。

(1) 対象施設

ア 管きょ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、当該管きょの重要度や地盤条件等を勘案した上で、耐震性の向上を図る。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講ずる。

イ 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は、軽減する対策を講ずる。また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

すべての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画とする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討する。

(3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行う。

4 社会福祉施設

市は、県の協力を得て、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言する。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設における耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

5 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、市は次に掲げる対策を講ずる。

(1) 校舎等の非構造部材の安全性確保

校舎等の天井材や外装材等といった非構造部材については、法定点検等を踏まえ、安全性が確保されていない場合は対策を講ずる。

(2) 設備、備品等の安全管理

コンピューターをはじめとして、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮する。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認する。

6 ライフライン機能確保

市は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

7 災害応急対策の担い手の育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第10節 給水確保計画

水道局

大規模災害時、飲料水等の確保、医療機関に必要な水の確保が重要となる。このため、水道施設の耐震化、応急体制の整備等を図る必要がある。

1 水道施設の耐震化

- (1) 水道事業者は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努める。
- (2) 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。

2 災害時応急体制の整備

- (1) 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 水道事業者等は、防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (4) 水道事業者等は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行う。

3 災害復旧訓練

水道事業者等は、大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施する。

4 住民による飲料水の確保

水道事業者等は、防災担当部局と協力し、3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努める。

第11節 火災予防計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
経済振興部（農林課）

産業経済の発展に伴い、危険物を取り扱う事業所の増加、建築物の多様化、生活環境の変化等により火災の規模、様態は大型かつ複雑化している。このため、各種火災の発生を未然に防止し、初期消火、火災の拡大防止のため火災予防計画を樹立し、その実施を図る。

また、大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、市は天草広域連合消防本部と連携し、火災予防の徹底に努める。

1 火災予防対策の指導

危険物施設等の増加及び住居の密集化等により火災の大規模化が懸念される。

このため、市は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。本市においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 予防査察の指導強化

消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づき消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていくよう強力で推進する。

(3) 火災危険区域の設定

市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を確立するよう指導する。

(4) 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

(5) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

(6) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

(7) 消防団及び女性防火クラブ等の育成・指導

日ごろから出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団及び女性防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

(8) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図る。

2 森林火災予防

予防措置

林野火災の原因は、そのほとんどが人為的であり、発生の場所が林野、若しくは、その隣接地であるので、人に対する措置と林野に対する施設について考慮しなければならない。

(1) 教育指導

- ア 巡回等による火災予防の広報を天草広域連合消防本部と連絡を密にしながら行う。
- イ 火災警報発令時の周知徹底を図る。

(2) 取締りの強化

- ア たき火、喫煙の制限
- イ 火入許可の厳正なる実施及び監督の指導強化
- ウ 異常乾燥注意報発令時における火入の禁止

3 火災拡大要因の除去

(1) 火災危険区域の設定

地震火災が大規模な被害を及ぼすのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼するところにあるので、市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。

(2) 市街地の計画的な不燃化

ア 避難路沿道建築物の不燃化促進

避難路沿道の建築物の不燃化を促進するために、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討する。特に、周辺市街地の火災危険度が高い路線、計画利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の地域においては、積極的に防火地域、準防火地域の指定を検討する。

イ 防火帯（街路樹、垣根等）の整備指導

市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討するとともに、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進する。

ウ 防火地域、準防火地域の設定

重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く火災発生のおそれの高い市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討する。

(3) 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員 6 m 以上の消防活動に支障のない道路の整備計画を検討する。

(4) 土地区画整理事業の推進

良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指して、市は、組合等が施行する土地区画整理事業の促進を指導する。

(5) 建築物の不燃化の促進

市は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進める。

また、各種説明会やパンフレットにより、密集市街地における住宅の不燃化について普及啓発を図る。

4 消防力の強化

(1) 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に、天草広域連合消防本部（署）及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図る。

(2) 広域応援体制の整備

市及び消防本部は、隣接市町、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図る。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。

さらに、県及び消防本部と連携し、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第12節 危険物等災害予防計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

危険物施設等による災害の発生及び拡大の防止を図るため、市は、防災関係機関及び関係事業所と連携し、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、教育訓練の徹底等の保安体制を確立して安全確保を図る。（「危険物施設設置状況」資料8－1参照）

また、地震・津波に伴う危険物、高圧ガス等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講ずる。市及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行う。消防機関にあっては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導する。

1 危険物の災害予防対策

(1) 保安体制の確立

市は、製造所等の所有者、管理者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

(2) 製造所等の維持管理

市は、製造所等の保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査するものとし、製造所等における災害の防止に積極的な指導を行う。

ア 位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 消火設備、警報設備の保安管理状況

ウ 危険物の貯蔵及び取扱い状況

エ 危険物取扱者の立会い状況

(3) 自主予防対策の推進

市は、製造所等の種類、規模に応じ、所有者等が次の措置をとり、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導をする。

ア 予防規程の遵守

市は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守の徹底を図る。

イ 自衛消防組織の充実

市は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させるなど、その消火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

ウ 定期点検の励行

市は、保安検査、立入検査のほか、製造所等において当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を完全実施するよう指導を行う。

(4) 危険物の輸送

市は、警察の協力を求めてタンクローリーなど危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行う。

(5) 消火薬剤等の緊急輸送対策

市は県と連携し、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

(6) 危険物施設の所有者、管理者の災害対策

ア 施設の耐震化の推進

イ 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施

ウ 自主防災体制の確立

エ 防災資機材の整備

2 高圧ガスの災害予防対策

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の措置、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）又は高圧ガス充てん容器からのガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに市又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があると認めたときは、県と協議し、高圧ガス施設の使用停止又は高圧ガスの取扱制限若しくは変更を要請する。

(3) 自主保安対策の推進

ア 定期自主検査の実施

製造者等は毎年少なくとも1回以上は定期検査を行い、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理しておく。

イ 防災訓練の実施

製造者等は、災害の発生等を想定した訓練を実施するとともに、自衛防災組織を整備しておく。

(4) 高圧ガスの移動

高圧ガスの移動途上に起こる事故に対処するため、指定防災事業所の充実及び防災資機材の整備を促進し、併せて移動中における事故防止のため、警察と協力して路上取締指導を行う。

(5) 消費者保安対策

高圧ガスのうち特にLPガスによる一般消費者の事故を防止するため、次のとおり保安対策を実施する。

ア 消費設備の調査

販売事業者は、一般消費者の消費設備が技術上の基準に適合しているかどうかについて調査する。

イ 消費設備の立入検査

県は特に必要と認めるときは、一般消費者の消費設備について立入検査を行い、基準に適合していないときは、販売事業者及び一般消費者に対して改善指導を行うことになっている。

ウ 燃焼器具の屋外設置運動

一般消費者の燃焼器具の屋外設置運動等を実施し、CO中毒事故等の防止を図る。

第13節 海上災害予防計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
経済振興部（みなと・水産課）

海上における災害を防止するため、市は熊本海上保安部をはじめ国の機関、県及びその機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関及び民間防災機関並びに関係企業等と連携して体制を確立する。

1 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え緊急時に各機関が協力できるよう、資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を確立する。

市は、熊本海上保安部及び県等の防災関係機関と連携し、油排出事故等の海上災害が発生した場合には、人命救助や被害の拡大を防止し沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう、夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておく。

2 資機材の整備

市、関係機関は、防災資機材等の充実を図り、備蓄整備に努める。資機材に関しては、災害応急活動において、海、陸、空の関係機関等との連携を考慮に入れ、互換性を考慮したものとするとともに、保有状況を常に把握し、必要に応じて関係機関と情報交換を行う。

- (1) 救難用資機材の整備
- (2) 消防用資機材の整備
- (3) 排出油等防除用資機材の整備（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）

3 排出油及び回収油等の処理

市は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるよう、その方法等を確立しておく。

4 海上防災訓練

防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練に参加することとする。

5 その他

油等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、国・県・沿岸市町村、関係機関、団体及び事業所を構成員とする熊本県排出油等防除協議会が設置されている。官民一体となった海上災害への対応のため、その連携の強化を図る。

第14節 災害危険地域指定計画

総務部（危機管理防災課）建設部（建設課）経済振興部（農林課・みなと・水産課）

洪水、地すべり及び高潮等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定める。

1 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行う。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行う。
- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な自然現象や当該施設の破損により、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておく。
- (3) 市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

2 災害危険地域の現況

- (1) 河川で危険と思われる箇所は、資料4-1のとおりである。
- (2) 海岸で特に危険と思われる箇所は、資料4-1のとおりである。
- (3) 土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害危険箇所は、資料4-2に示す土石流危険溪流、地すべり危険箇所（山地、農地を除く）急傾斜地崩壊危険箇所である。

これら危険箇所について、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定した箇所は、資料4-3のとおりである。なお、これら土砂災害危険箇所以外にも土砂災害が発生する場合もあることから、現状把握に努める。

- (4) 地すべり等（山地、農地）により危険と思われる箇所は、資料4-2のとおりである。
- (5) 市管理区域で危険と思われる箇所については、市地域防災計画において明確にしておく。

3 危険地域の巡視等

(1) 水防関係

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、市は、県と連携し、前記危険地域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行い、また、監視のための水防団員（消防団員）を配置する。

- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位（潮位）の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、

巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位（潮位）と堤防等の高さを比較の上適切に対応する。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、熊本県水防計画の定めるところによる。

第15節 災害備蓄物資・資機材整備計画水道局、総務部（危機管理防災課）
教育部（学務課）

平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合、緊急に必要な食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

(1) 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）

(2) 市内における緊急物資（食料・生活必需品等）流通在庫調査

(3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能な製造業者及び卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。

(4) 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

(5) 公共備蓄すべき物資の備蓄

災害発生時に緊急に必要な食料、生活必需品の備蓄に努める。

(6) 緊急物資の集積場所の選定

物資の集積場所については、一時的に集積する拠点施設を選定し、そこを拠点に各指定避難所に配布する。（資料9-2参照）

(7) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

(8) 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）及び必要に応じ炊き出しに関する協定締結

(9) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）

イ アのうち、非常持出品の準備（食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等））

ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（協同備蓄の推進等）

(10) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

2 飲料水の確保

災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

(1) 応急給水用資機材等の整備

給水タンク、ろ過装置、給水車

(2) 湧き水、井戸水等の把握

(3) 水道工事事業者との協力体制の確立

(4) 復旧資材の備蓄

(5) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導

(6) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。

ア 家庭における貯水

(ア) 一人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ及び破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア) 給水班の編成

(イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保

ウ 応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、マスク、燃料等

3 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努める。

ア 救出救助用資機材

イ 照明用資機材

ウ 災害対策用特殊車両

エ 交通対策用資機材

オ その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努める。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

4 地域における防災資機材の整備

自主防災組織（行政区）単位に防災資機材倉庫等を設置し、自主防災活動の充実に努める。

5 救援物資の管理・輸送等

救援物資の管理・輸送等について、あらかじめ、輸送関係機関や民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第16節 通信施設災害予防計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

市は、災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。

また、通信施設の安全性を確保するために必要な予防措置を講ずる。

1 情報の収集・伝達体制の整備

市は、次の情報収集・伝達体制を整備する。

(1) 市内の連絡体制

ア 職員の指示・報告系統

イ 部署間の連絡体制

ウ 災害時の各地区・各施設の情報収集担当者の指定等

(2) 各地区（区長）との連絡体制

(3) 関係機関との連絡体制

2 多様な通信手段の整備

市の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

また、住民に対し、地方公共団体、ライフライン事業者等情報発信者が提供する災害情報を迅速かつ効率的に伝達するため、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて一括配信する共通の情報基盤である「公共情報コモンズ」の整備を図る。

市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

(1) 県防災行政無線

市は、県庁及び本市を管轄する県の各出先機関、天草広域連合消防本部並びにその他の防災関係機関との間に、県防災行政無線施設をもって通信網を構成している。

(2) 消防・救急無線施設

無線設備については、天草広域連合消防本部、北消防署及び各分署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

(3) 市防災行政無線

市は、移動系及び同報系の防災行政無線を整備しており、情報伝達及び広報等のための重要な手段として活用している。

(4) 緊急情報メールシステム・上天草市公式LINE等

住民等への情報伝達手段の一つとして、市が平成25年11月から運用を開始したもので、災害情報等を登録されたメールアドレスに向け一斉配信する。また、併せて上天草公式LINE等を配信する。

(5) アマチュア無線

市内のアマチュア無線局開局者の協力を得て、災害時の通信手段としての活用が期待できる。

3 非常通信依頼先の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の保有する通信設備を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合、市は、無線設備を保有する防災関係機関に対し、通信を依頼することができる。ヲ

第17節 避難収容計画

総務部（総務課・危機管理防災課）企画政策部（企画政策課） 建設部（建設課、都市整備課）健康福祉部（福祉課・高齢者ふれあい課）経済振興部（農林課）教育部（学務課・社会教育部）市民生活部（市民課・環境衛生課）

災害が発生した場合、住民を安全に避難させるために、安全・迅速な避難の方策を講ずるとともに、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

また、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1 緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

ア 広域避難場所（公園等）の整備計画

市は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（公園等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

(ア) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、体調不良者避難所、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(ウ) 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所については、避難時の二次被害等を防ぐため、耐震化を順次進める。

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

市は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識灯の整備に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定

指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備する。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

特に津波による危険が予想される地域について、指定緊急避難場所の選定、整備に併せて、沿岸地域の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定、整備する。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討する

(3) 避難所の環境整備等

指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保

されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、市は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、深夜の豪雨など、避難困難な状況下での避難指示等のあり方についても検討する。

3 避難誘導の事前措置

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 市は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行う。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

(ウ) 避難指示等の伝達方法

(エ) 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の(ア)～(エ)の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

(2) 津波警報等の発表及び伝達

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。

また、県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象と

イ 県及び市町村は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

(3) 情報伝達手段の整備

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る

また、市は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

市は県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 児童生徒等の対策

市は、学校等に対し、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設及び施設相互間の連絡・連携体制の構築に努める。

4 速やかな避難所開設のための体制構築

市は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図る。

5 避難所運営マニュアルの作成等

市は、災害時に設置される避難所について、プライバシー確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアル、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置、巡回基準等をあらかじめ作成する。

また、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行う。

また、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努める。この際、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。

6 避難所における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の視点から、男女共同参画担当が災害対応について地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当と男女共同参画担当が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
- (2) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (3) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

7 避難所におけるボランティア等の受入れ

市は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておく。

8 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

9 避難の受入れ

市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10 応急仮設住宅建設予定場所の選定

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も

含めた応急仮設住宅建設予定地の確保を行っておく。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

11 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 住民への啓発

住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

(2) 事業所等への啓発

事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促す。

(3) 避難所等の提供

避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努める。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

(4) 情報提供体制の整備

公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 安否確認の支援

災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進する。

12 孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておく。

13 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

市は、地域住民、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、迅速に行われるよう努める。

第18節 避難行動要支援者等支援計画

総務部（危機管理防災課・総務課）
健康福祉部（福祉課・高齢者ふれあい課）

避難行動要支援者等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

1 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難支援等関係者になる者

次の者を避難支援等関係者とする。

- (ア) 消防機関
- (イ) 警察機関
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 行政区
- (カ) 自主防災組織
- (キ) 小地域ネットワーク等

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの程度が体幹・上下肢1級から3級の者、視覚・聴覚が1級から2級の者
- (ウ) 知的障がい者で療育手帳を有する者のうち、障がいの程度がA1、A2の者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級の者
- (オ) 特定疾患に係る医療費の助成を受けている難病患者
- (カ) 上記以外で市長が支援を必要と認めた者

（従来の「避難行動要支援者名簿」登載者及び避難支援を希望する者等）

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (ア) 名簿に記載する個人情報
 - ・氏名（ふりがな）

- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・その他支援等の実施に関し、市長が認める事項

(イ) 個人情報の入手方法

・市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市関係部局で把握している世帯情報及び要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。

・難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

・災害時要援護者台帳に登録している情報については、避難行動要支援者名簿の情報との統合を図る。

エ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿の情報を最新の状態に保つものとする。

オ 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講ずるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

(イ) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないよう努める。

(ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(エ) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。

(オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する

(カ) 避難行動要支援者名簿の提出先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

(キ) 名簿の取扱状況を定期的に報告させる。

(ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

カ 市が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおり配慮を行う。

(ア) 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報は、避難行動要支援者の

円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報がある。避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ・同じ障がいであっても必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ・高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流すこと。

など、その情報伝達について特に配慮する。

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達の実施

市は、緊急かつ確実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特性を踏まえ防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用するなど複数の手段を有効に組み合わせる情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど多様な手段を活用して情報伝達を行う。

キ 避難支援等関係者への安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮することとし、次のとおり配慮を行う。

- (ア) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。
- (イ) 避難支援は避難しようとする者を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。
- (ウ) 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ規則を決め、計画を作り、周知する。
- (エ) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうとともに、災害の態様によっては救助できない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

(3) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

ア 災害の発生の備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あら

かじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備する。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

ウ 伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮する。

エ 情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努める。

特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

(ア) 災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定める。

(イ) 自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図る。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、避難支援者、自主防災組織、行政区（自治会）等、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等と連携を図り、災害発生時の役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持つておく。

また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、避難行動要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

(ア) 在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であることから、避難支

援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図る。

(イ) 住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、自主防災組織・行政区等に対し、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努める。

(ウ) 避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努める。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図る。

エ 安否確認の体制づくり

災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備する。

(5) 福祉事務所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(6) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品、仮設トイレ等の備蓄に努める。

また、避難行動要支援者等に配慮し、紙おむつや生理用品等を備蓄するとともに、食料については、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるなど、避難行動要支援者の利用に配慮する。

2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

市は、前記の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項を定めるとともに、細目的

な部分も含め、本計画の下位計画として全体計画を定める。

また、市は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努める。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(3) 避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、市町村内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時には、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

さらに、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。

第19節 医療保健計画

健康福祉部（健康づくり推進課）

大規模な災害時においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため市は、平時から県及び医療関係機関等と連携して、災害時の医療保健体制の充実を図る。

1 医療施設の安全性の確保

市は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。

- (1) 医療施設における安全性を確保すること。
- (2) 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (4) 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。

2 医療施設等における非常用電源等の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資器材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 急手当等の家庭看護の普及を図る。

4 医薬品、医療資器材等確保体制の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、指定避難所として選定している施設等に医薬品、医療資器材等を備蓄しておく。

5 医療体制等の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

また、災害拠点病院は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能の整備を進めており、市は必要に応じて

DMA Tの出動を要請する。

なお、医療施設については、資料7-1、7-2を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、本計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

6 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

(2) 防疫班等の整備

ア 市は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成する。

イ 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておく。

7 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第20節 災害ボランティア計画

健康福祉部（福祉課）

大規模又は甚大な災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うに当たっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時には、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うようなしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

1 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

(1) 専門ボランティア

- ア 救助・救急
- イ 医療
- ウ 高齢者、障がい者等の介護
- エ 農林、土木・建築物関係の危険度判定（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、被災建築物応急危険度判定士など）
- オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ アマチュア無線による通信
- ク ボランティア・コーディネート業務

(2) 一般ボランティア

- ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- イ 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給
- エ 軽易な応急・復旧作業
- オ 災害ボランティアの受入業務

2 地域福祉の推進

市や市社協は災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、自主防災組織、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進める。

また、アップアップサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等及び地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) 専門ボランティア受入体制

市は、専門ボランティアについては、各活動担当部局が中心となって対応することとなるので、あらかじめその把握に努めるとともに、発災時の受入体制の整備を図る。

(2) 一般ボランティア受入体制

市は、災害発生時における一般ボランティア活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤県支部等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備する。

(3) 情報提供窓口の設置

発災時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと効果的な活動が困難であると考えられる。このため、市は、発災時のボランティアに対する情報提供窓口等の設置を検討し、情報の提供体制の整備に努める。

4 ネットワークの構築

市は、県と連携し、県内の各種ボランティア団体等のネットワーク化を進め、災害時における協力体制の整備を図る。

特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、各種災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練や必要に応じてマニュアルの点検、見直し等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努める。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市社会福祉協議会間での応援協定の締結等による連携に努める。

第21節 受援計画

総務企画部（総務課・危機管防災課）

市は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当たっては、県及び市町村において次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

1 総括（共通）

(1) 応援要請の手順

(2) 受援体制

ア 受援組織の設置

イ 受援組織の構成、役割

(3) 応援の人的・物的資源の管理体制

2 人的支援

(1) 受援対象業務の整理

ア 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

イ 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理

ウ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

(2) 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

(3) 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースの確保や資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

3 物的支援

(1) 調達先の確認・確保、要請手順

(2) 受入拠点の確保

(3) 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

4 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの

適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

※ 細部は、別冊「受援計画」による。

第22節 原子力災害対策計画

全 部

1 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、本市から60km弱の距離に位置する川内原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本市内へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本市においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

2 対策本部等の体制

市は、県と連携し、原子力発電所事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは下記のとおり、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとる。市、県及び関係機関における具体的な事務については、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編を準用する。

体制区分	設 置 基 準	体 制 の 内 容
警戒体制	①発電事業者又は県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発令された場合の警戒体制 (状況に応じて、体制の強化を行う。)
災害警戒本部体制	①発電事業者又は県から異常事態の連絡を受けた場合で、市内への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	一般災害に関する災害警戒本部体制 (状況に応じて、体制の強化を行う。)
災害対策本部体制	原子力防災対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制

3 原子力防災等に係る専門職員等の確保

市は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

4 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、県及び関係機関と連携し、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を

図る。

(2) 住民等への情報伝達体制の整備

ア 原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

イ テレビ、ラジオのほか、インターネット、緊急情報メールシステム等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

ウ 避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備に努める。

エ 速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるように準備を行う。

5 住民避難体制の整備

住民の避難は、自家用車両の利用を原則とし、住民避難用の自家用車両が不足する場合等を想定して、また、船舶等による避難が必要と認められる場合に備え、関係機関と連携して住民避難用車両及び船舶等の確保に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

6 健康相談及び医療体制の整備

市は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、県及び医療機関等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

7 住民等への知識の普及、啓発

住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に国、県及び市等が講ずる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力防災に関する緊急情報及び避難指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 屋内退避及び避難等に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- (9) 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- (10) その他原子力防災に関すること。

8 防護資機材の確保

市は、県及び関係機関等と連携し、市町村及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保

に努める。また、県及び市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材を確保し、あらかじめ整備するものとする。

なお、放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。

9 防災訓練の実施

市は、県及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を、毎年度の防災訓練計画に盛り込み、計画的に実施する。また、市、県及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

第1節 組織計画**全 部**

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、市は災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置する。

1 市災害対策本部の設置

市長は、次の(1)アのいずれかに該当する場合、気象警報並びに災害の状況を見極めた上、必要と認めたとき防災会議の意見を聞いて災害対策本部を設置する。

なお、市長は緊急やむを得ないと認めたときは、防災会議の意見を聞くことを省略して災害対策本部を設置することができる。この場合においては、設置後速やかに防災会議に報告する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって応急活動を推進する。

(1) 設置及び廃止基準**ア 設置基準****(ア) 一般災害**

- ・警戒レベル4、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報が発表されたとき。ただし、警戒レベル3、大雨警報等であっても市長が必要と判断したとき。
- ・災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- ・気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け非常配備の必要があるとき。
- ・特別警報が発表されたとき。

(イ) 地震・津波

- ・市内で震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置）
- ・管内で大津波警報が発表されたとき（自動設置）
- ・震度5強未満であっても大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ 廃止基準**(ア) 一般災害**

- ・災害の発生するおそれが解消したと認めたとき。
- ・災害対策活動が完了したとき。

(イ) 地震・津波

- ・余震・津波等がおさまり、再発のおそれがなくなったとき。
- ・地震・津波災害による応急対策が完了したとき。

(2) 公 表

市長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、市長にあるが、市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。ただし、本部長・副本部長をはじめ、災害対策本部員の参集に時間差が生じる場合は、参集者の中から権限の代理者を選任し、対応すること。

第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位	総務部長を除く部長昇任序列による

(4) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、上天草市役所大矢野庁舎内に置く。また、防災機能確保・充実に図るため、各庁舎・支所の非常用発電機の容量拡大並びに非常用電源用の燃料確保を行う。(なお、関係機関との連携強化、十分なスペース確保のため、備蓄倉庫も兼ねた防災センターの整備の検討を行う。)

大矢野庁舎内に設置できない場合は、次のとおり確保する。

- ア 松島庁舎
- イ 姫戸統括支所
- ウ 龍ヶ岳統括支所他

2 災害対策本部の組織

(1) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（部長職の職員等）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(4) 本部会議

本部会議は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。ただし、人命等に関わる緊急的な災害が発生した場合は、本部長・副本部長の判断のもと、対策本部に指示を行うものとする。

ア 本部会議の概要

- (ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認める場合には、それ以外の者の出席を求めることができる。
- (イ) 本部会議の会務は、本部長が総理する。
- (ウ) 本部会議は必要な都度、必要な範囲で本部長が招集する。
- (エ) 本部会議にやむを得ない事情により出席できない副本部長及びその他の出先機関の長は、代理者を出席させるものとする。

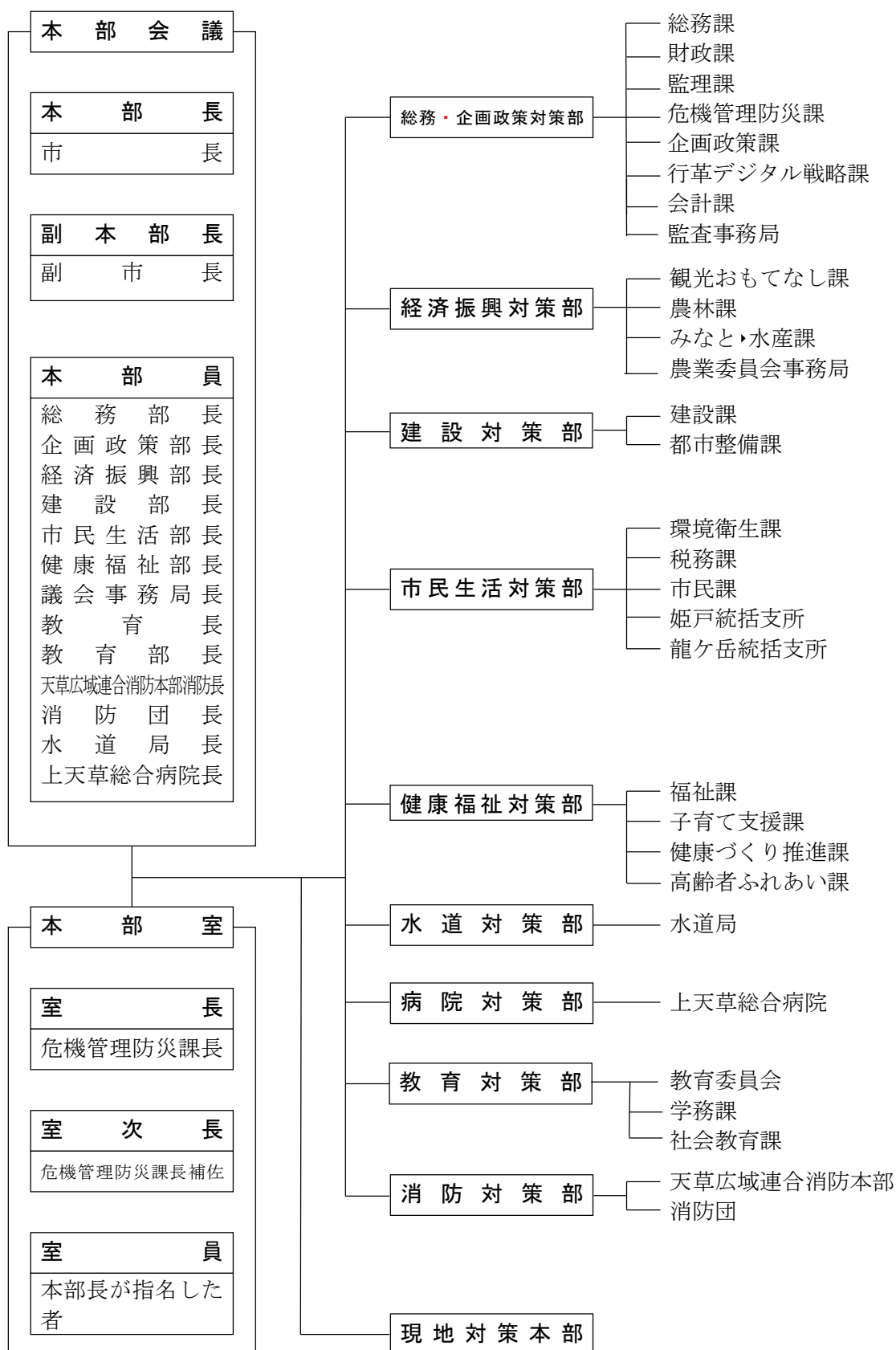
イ 事務分掌

- (ア) 災害予防及び災害応急対策等の策定に関する事項

- (イ) 自衛隊の派遣要請に関する事項
 - (ウ) 災害救助法の発動要請に関する事項
 - (エ) その他必要な事項
- (5) 本部室
- 本部室は、本部会議の決定事項について各部の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。なお、本部室には、総括班、情報班、広報班、受援班を設置する。
- ア 本部室は、室長、室次長、室員をもって構成する。
- イ 事務分掌
- (ア) 本部会議に関する事項
 - (イ) 災害情報の収集及び伝達に関する事項
 - (ウ) 被害状況等の報告及び公表に関する事項
 - (エ) 各課（室・所）及び県関係機関との連絡調整に関する事項
 - (オ) 自衛隊等の派遣要請に関する事項
 - (カ) 災害応急措置の業務命令に関する事項
 - (キ) その他本部長の指示する事項
- エ 庁内サーバーで保管しているバックアップ媒体については、遠隔地で保管できるよう検討を行う。
- オ 新規に導入するシステム等については、可能な限りクラウドサービス等を利用する方向で検討を行う。
- カ 紙ベースのデータは、スキャンニング等を行いデータとしてバックアップを行う。
- キ 国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- ク 市は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (6) 対策部
- ア 対策部は、部長、副部長、部員をもって構成する。
- イ 対策部の事務分掌は「別紙」に定める業務とする。
- ウ 各対策部は、必要な対策を樹立したときは、内容を本部室合議するものとし、本部室は必要に応じてその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。
- (7) 現地対策本部
- 本部長は、災害対策本部を設置する大矢野庁舎・松島庁舎の管内以外で、負傷者が発生する、又は災害が多発する等の比較的大きな災害が発生した場合は、災害現場付近の公共施設等に現地対策本部を設置することができる。

-
- ア 現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。
- イ 現地本部員には、原則、総務課長補佐と災害対策本部を構成する課等の課長補佐の中から本部長が指名する職員をもって充てる。
- ウ 対策は、現地対策本部で決定実施し、実際した対策を災害対策本部へ報告する。本部長が指名する職員をもって充てる。

災害対策本部組織図



※ 状況により、本部会議に警察・自衛隊等の関係機関の代表者が参加する。

別 紙

災害対策本部の事務分掌

対 策 部 〔 ◎部長 ○副部長	所 属	事 務 分 掌
総務企画対策部 ◎総務部長 ○企画政策部長	総務課 財政課 監理課 危機管理防災課 企画政策課 行革デジタル戦略課 会計課 監査委員事務局	1 災害対策本部及び防災会議に関すること。 2 現地災害対策本部の運営に関すること。 3 気象予警報の受理伝達及び災害に関する情報及び被害状況の収集に関すること。 4 関係機関及び各部との連絡並びに統制に関すること。 5 災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 6 災害写真等の収集に関すること。 7 災害情報、避難指示等の発表等災害広報活動に関すること。 8 被災者の広聴相談に関すること。 9 報道関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊の災害派遣要請要求に関すること。 11 防災ヘリコプターの災害派遣要請に関すること。 12 消防関係機関との連絡に関すること。 13 防災行政無線通信の確保に関すること。 14 災害救助用臨時専用電話等の施設に関すること。 15 各部の増員派遣要請に応じ人員を派遣すること。 16 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 17 市有車両の管理に関すること。 18 議会との連絡調整に関すること。 19 災害対策上必要な金融その他の資金計画に関すること。 20 見舞金及び義えん金の出納保管に関すること。 21 電気、ガス、石油等のエネルギー確保に関すること。 22 他市町村等からの応援職員の受入れに関すること。 23 他市町村等からの応援職員の居住・宿泊場所の確保に関すること。

経済振興対策部 ◎経済振興部長 ○観光おもてなし課長	観光おもてなし課 農林課 みなと・水産課	1 被災商工業者の被害調査に関すること。 2 被災商工業者の経営相談、指導及び融資あっせんに関すること。 3 物資の流通及び安定対策に関すること。 4 販売業者等からの食料及び生活必需品等の調達・輸送に関すること。 5 観光施設の被害調査に関すること。 6 観光施設の災害対策及び観光客の保護に関すること。 7 企業への救援対策に関すること。 8 港湾対策に関すること。 9 消費者生活の相談窓口の設置に関すること。 10 農産物並びに農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 家畜の被害調査及び防疫等応急措置に関すること。 12 被災農家に対する農業共済金の早期支払いに関すること。 13 被災農家の営農指導に関すること。 14 災害時における農作物、果樹等の病虫害発生予防及び防疫に関すること。 15 林産物及び林業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 16 林業の災害融資に関すること。 17 災害対策用木材の払下げに関すること。 18 治山、林道、その他林業用施設の応急復旧に関すること。 19 被災水産物の応急対策に関すること。 20 油流出等海洋汚染に関すること。 21 漁港施設等の応急修理に関すること。
建設対策部 ◎建設部長 ○建設課長	建設課 都市整備課	1 緊急輸送に関すること。 2 災害対策のための労務者確保に関すること。 3 災害対策のための建設業者との連絡調整に関すること。 4 公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 地すべり、がけ崩れ等危険防止対策及び応急復旧に関すること。 7 がれき処理、障害物除去に関すること。 8 災害応急対策用資機材の調達に関すること。

		9 住宅の応急修理に関すること。 10 応急仮設住宅の建設に関すること。 11 その他災害時の土木行政に関すること。 12 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
市民生活対策部 ◎市民生活部長 ○環境衛生課長	環境衛生課 税務課 市民課 姫戸統括支所 龍ヶ岳統括支所	1 行方不明者等の対策に関すること。 2 死亡者の収容並びに埋火葬に関すること。 3 食品衛生及び防疫対策に関すること。 4 環境衛生の保持に関すること。 5 被災地のごみ、し尿、死亡獣畜等の処理に関すること。 6 仮設トイレの確保及び設置に関すること。 7 被害家屋、土地等の固定資産の調査に関すること。 8 固定資産の被害判定に関すること。 9 罹災証明書の発行に関すること。 10 被災者に対する市税の取扱いに関すること。 11 災害に伴う諸税の減免に関すること。
健康福祉対策部 ◎健康福祉部長 ○福祉課長	福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課 高齢者ふれあい課	1 災害救助法の適用に関すること。 2 救助物資の確保、支給及び貸与に関すること。 3 災害義援金品の集積及び配分計画に関すること。 4 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6 高齢者等要配慮者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設・運営に関すること。 8 炊き出しの実施に関すること。 9 ボランティアの受入れに関すること。 10 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 11 医療救護所の設置に関すること。 12 医療救護及び助産に関すること。 13 応急患者の収容及び輸送に関すること。 14 医薬品等の確保に関すること。 15 医療機関の被害調査及び応急復旧に関すること。 16 臨時予防接種に関すること。 17 被災者の保健指導に関すること。 18 備蓄物資の避難所への輸送に関すること。 19 災害救助法に基づく救援物資の調達・輸送に関す

		ること。 20 企業・団体との協定に基づく救援物資の調達・輸送に関すること。
水道対策部 ◎水道局長 ○水道局次長	水道局	1 上水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 水質検査に関すること。 3 工事事業者との連絡及び協力要請に関すること。 4 飲料水の確保に関すること。 5 給水車両の確保及び配車に関すること。 6 給水資機材の確保に関すること。 7 被災者へ飲料水、医療用水及び生活水の供給に関すること。
病院対策部 ◎上天草総合病院 院長 ○上天草総合病院 副院長	上天草総合病院	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 患者等の避難対策に関すること。 4 医療救護所の開設に関すること。 5 医療救護班の編成に関すること。 6 負傷者の救護活動に関すること。 7 医療資器材、医薬品等の調達に関すること。
議会事務局対策部 ◎議会事務局長 ○議会事務局長 補佐	議会事務局	1 市議会議員と執行部との連絡調整に関すること。
教育対策部 ◎教育長 ○教育部長	教育委員会 学務課 社会教育課	1 児童生徒等の安全確保及び避難対策に関すること。 2 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害時における学校運営及び応急教育に関すること。 4 各学校との連絡調整に関すること。 5 災害時の学校給食に関すること。 6 教材、学用品の調達及び配給に関すること。 7 被災児童生徒の調査に関すること。 8 教職員の非常招集及び配置に関すること。 9 学校教育施設等が避難所となった場合の避難所の管理・運営に関すること。

		10 生涯学習施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること。 12 施設利用者の安全確保に関すること。 13 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 14 民間団体の活用に関すること。
消防対策部 ◎消防長	天草広域連合消防本部 消防団	1 災害時における情報及び通信に関すること。 2 市本部との連絡調整に関すること。 3 消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 消防団の出動に関すること。 5 消防・水防及び救助活動に関すること。 6 災害の拡大防止に関すること。 7 危険箇所の巡視に関すること。 8 避難に関する指示及び誘導に関すること。 9 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。

第2節 職員配置計画

全 部

災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め応急措置等の円滑な実施を期する。

1 職員配置体制の整備

市は、災害発生のおそれがあるとき、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動できるように所属職員に対し周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努める。

2 職員の配置

(1) 災害発生のおそれのある場合の配置

ア 市長は、次に掲げる場合は所属職員を必要に応じて応急処置推進のため配置し、本章第5節「気象予警報等伝達計画」に定めるところにより、注意報又は警報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動に当たらせる。このため災害処理に当たる関係各部・課（所）長は、職員の応急措置に関する事務分掌をあらかじめ所属職員に周知徹底しておく。

(ア) 災害発生のおそれのある注意報又は警報が熊本地方気象台又は県等から発表されたとき。

(イ) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

(ウ) その他市長が、必要と認め指示したとき。

災害発生のおそれがある注意報及び警報

注 意 報	警 報
梅雨期間中に次の種類の注意報が1以上発表された場合 a 大雨注意報 b 洪水注意報	次の種類の警報が、1以上発表された場合 a 暴風警報 e 津波警報 b 大雨警報 f 大雪警報 c 洪水警報 g 暴風雪警報 d 高潮警報

イ 市長は、前記(ア)から(ウ)による発表等があったときは、必要に応じ関係各部・課（所）長を招集し、情報を検討して待機職員の指示その他応急措置を講ずる。

(2) 災害発生時における配置

ア 関係各部・課（所）長は、災害が発生したときは、所属職員の全部又は一部を指揮監督して災害応急措置に従事し、活動体制を整えておく。

イ 職員は、災害対策本部が設置されたときは、本部長・副本部長・その他上司の命を受けて災害応急措置に従事する。

ウ 職員は、災害が発生したときには、所属上司との連絡をとり、又は自らの判断であらかじめ定められた事務分掌に従い行動する。

(3) 配置解除

応急措置の配置体制は、次の各号に掲げる場合に解除する。

- ア 災害の危機が去ったとき。
- イ 災害発生のおそれのある注意報及び警報が解除されたとき。
- ウ 被害発生危険性が去ったとき。
- エ 被害の不拡大が確認され復旧が軌道に乗り始めたとき。
- オ その他市長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

(4) 職員の配置基準

災害発生のおそれがあるとき、又は発生した場合における職員の配置は、おおむね次の基準により実施する。総務部長は、災害対策本部設置前において、注意体制及び警戒体制にかかわらず特に情報を必要とするときは、災害情報連絡本部を設置し、必要に応じた職員を配置する。

なお、この実施運用については、あらかじめ市長が指示する。ただし、市長不在の際には、①副市長 ②総務部長の順で、代行する。

【一般災害】

第1次防災体制 (災害注意体制)	配備基準	1 警戒レベル2、大雨注意報又は洪水注意報のいずれかが発表され、市内に災害が発生するおそれがあるとき。 2 高潮注意報が発表され、市内に災害が発生するおそれがあるとき。	
	配備内容	情報収集、現場対応等状況に応じた対応を図り、第2次防災体制に移行しうる体制とする。	
	人員基準	危機管理防災課、総務課、農林課、みなと・水産課、市民課、建設課、都市整備課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所 配備職員 所属長が指定する1名以上の職員	
第2次防災体制 (災害警戒体制)	配備基準	1 警戒レベル3、大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮、大雪警報のいずれかが発表されたとき。 2 高齢者等避難を発令したとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。	
	配備内容	情報収集、連絡活動を主とし、状況に応じて第3次防災体制に移行しうる体制とする。また、必要に応じて「災害情報連絡本部」を設置する。	
	人員基準	危機管理防災課、総務課、農林課、みなと・水産課、市民課、建設課、都市整備課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所	所属長が指定する2名以上の職員（危機管理防災課・総務課・農林水産課・建設課は課長補佐級以上を含む） 総務部長が必要と認める職員 大矢野庁舎・松島庁舎には、指揮命令の責任者として、それぞれ災害対策本部員、配置した課長（5課）の中から輪番制で1名を配置する。

第3次防災体制 (災害対策本部設置)	配備基準	1 次のいずれかの状況下で市長が必要と認めたとき。 (1) 警戒レベル4、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報等が発表されたとき。 (2) 局地的な災害が発生したとき。 (3) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 2 集中豪雨等により、記録的短時間大雨情報(1時間雨量100mm以上)が発表されたとき。 3 避難指示を発令したとき。 4 その他、市長が必要と認めたとき。	
	配備内容	情報収集・連絡活動のほか、局地的な災害に対しては即座に対応できる体制とし、状況に応じて第4次防災体制に移行しうる体制とする。	
	人員基準	全課	
		配備職員	課長、課長補佐、係長及びその他担当課長の判断による関係職員で各課5割の配備とする。
第4次防災体制 (災害対策本部設置)	配備基準	1 警戒レベル5、雨特別警報、氾濫発生情報等が発表されたとき。 2 局地的な災害であっても被害が甚大であるとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。	
	配備内容	市の全機能をもって当たる体制とし、状況に応じた災害応急活動ができる体制とする。	
	人員基準	全職員	

【地震・津波災害】

第1次防災体制 (災害注意体制)	配備基準	市内で震度4の地震が発生したとき。	
	配備内容	被害情報の収集や関係機関への連絡・情報伝達活動を行うこととし、各課においては、管理施設等に異常がないか、確認作業を行うこと。	
	人員基準	危機管理防災課、総務課、市民課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所	
配備職員		所属長が指定する1名以上の職員	
第2次防災体制 (災害警戒体制)	配備基準	1 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合又は長周期地震動階級3が発表されたとき。	
	配備内容	被害情報の収集や関係機関への連絡・情報伝達活動を行う。	
	人員基準	危機管理防災課、総務課、農林課、みなと・水産課、市民課、建設課、都市整備課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所	

		配備職員	所属長が指定する2名以上の職員（市民課・姫戸統括支所・龍ヶ岳統括支所は1名） 大矢野庁舎・松島庁舎には、指揮命令の責任者として、それぞれ災害対策本部員、配置した課長（5課）の中から輪番制で1名を配置する。
第3次防災体制 （災害対策本部設置）	配備基準	1 市内で震度5強の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合又は長周期地震動階級3が発表されたとき。	
	配備内容	被害情報の収集や関係機関への連絡・情報伝達活動を行う。また、避難所の使用可否も含めた確認作業を行う。場合によっては、備蓄物資の配付準備を行う。	
	人員基準	全課	課長、課長補佐、係長及びその他担当課長の判断による関係職員で各課5割の配備とする。
第4次防災体制 （災害対策本部設置）	配備基準	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報（特別警報）が発表され、被害が認められたとき。 3 長周期地震動階級4が発表されたとき。 4 その他、市長が必要と認めたとき。	
	配備内容	地震による堤防崩壊、土砂崩れ、建物崩壊、火災など多重災害に対し、市の全機能をもって当たる体制とし、状況に応じた災害応急活動ができる体制とする。	
	人員基準	全職員	

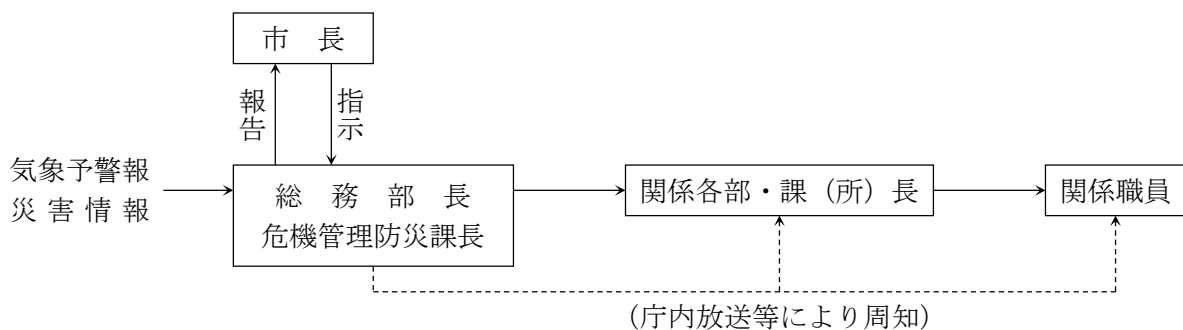
※ 職員の配置にあたっては、対策部長が災害の状況等を踏まえ、必要に応じて、対策部内の職員の配置を調整し、人員を増減することができる。

3 動員配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 危機管理防災課長は、気象予警報及び災害情報等を入手したときは、直ちに市長に報告をし、その指示により、関係各部局・課（所）長等に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。ただし、危機管理防災課長が不在の際には、課長補佐が代行する。

イ 関係各部局・課（所）長等は、危機管理防災課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



(2) 勤務時間外

ア 危機管理防災課長は、気象予警報及び災害情報等をテレビやラジオ等で確認したときは、直ちに市長に報告をし、その指示により、第1・第2防災体制配置の場合は関係各部局・課（所）長に、第3・第4防災体制配置の場合はすべての部長に動員配備指令を伝達する。ただし、危機管理防災課長が不在の際には、課長補佐が代行する。

なお、災害対策本部設置の場合には、緊急情報メールシステム及び防災行政無線等により、その旨を職員及び住民に周知する。

イ 各部長等は、危機管理防災課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。

ウ 自主参集

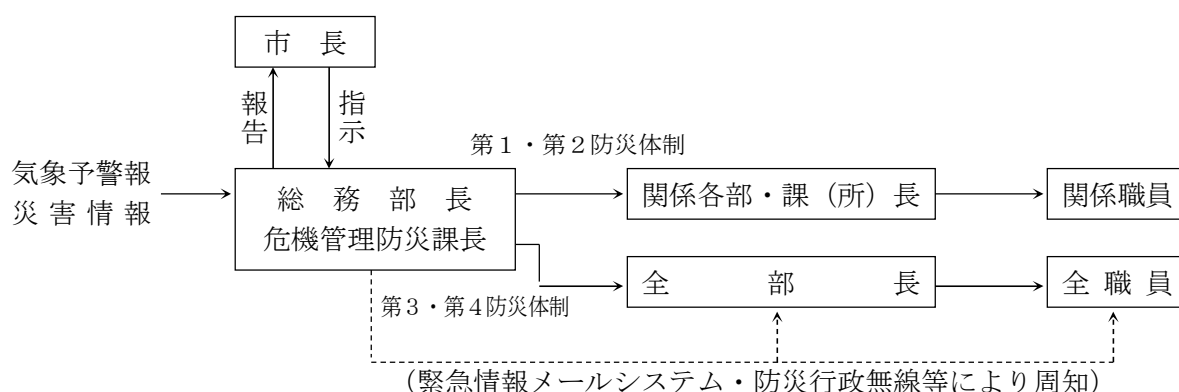
(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される各種情報により状況を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして第4次防災体制配置に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する課局の関係機関等に参集して所属長にその旨報告した上で、その指示に従う。



(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・ 応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食料 ・ 応急医薬品等
緊 急 措 置	・ 参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ、各庁舎に直行する。なお、道路・橋等を通行

	できない場合は、最寄りの庁舎に直行する。ただし、最寄りの庁舎に直行できない場合は、自宅待機とする。
被害状況報告	・幹線道路等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・ライフラインの状況
確認事項	・自ら被災しないように注意し、家族等の安否確認を行った上で、参集途上に確認した状況を所属長へ報告する。 ・所属長は、参集者の確認を行うとともに非参集者の安否確認を行う。 ・所属長は、服装・情報等の確認を行うとともに参集者を危機管理防災課長に報告する。 ・危機管理防災課長は、各課長等からの参集者の報告を確認する。

4 被災市町村等への職員派遣

被災市町村等への応援職員の派遣は、派遣元市職員にとって人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

職員を派遣する市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、市は土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 職員の安全確認・健康管理

- (1) 大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

特に大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

- (2) 災害対策を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

ア 災害対応（避難所運営職員含む）が長時間に及ぶ場合の職員の勤務交代については、概ね8時間を基準とし、所属長等は、交代要員の確保及び基準通りの勤務交代に努める。

イ 災害対応（避難所運営職員含む）が長時間に及ぶ場合の職員の仮眠については、職員の健康面に配慮し、災害対応に支障のない範囲で可能とする。

また、所属長等は、災害対応する職員が仮眠する場合、可能な範囲で環境整備（簡易ベッドの調達、執務室以外に仮眠室を確保等）に努めることとする。

第3節 応援要請計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

市は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1 「熊本市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

大規模災害が発生し、市単独では十分な応急対策ができない場合に、「熊本市町村災害時相互応援に関する協定」（平成15年7月23日協定 資料3－2参照）に基づき、応援要請を行う。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に必要とする事項

2 消防関係相互の応援要請等

(1) 熊本市町村消防相互応援

消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行う。

応援の要請は、「熊本市町村消防相互応援協定」（資料3－3参照）及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行う。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、市は必要に応じて、県を通じて緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等についての応援を求める。

3 県への応援要請又は職員派遣のあっせんの要請

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を明示して要請する。

(1) 応援要請時に記載する事項

ア 災害の状況

- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を必要とする期間
- エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- オ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- キ その他必要な事項

(2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

4 防災関係団体等に対する要請

市長は、市の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、医師会等の防災関係団体に協力を要請する。

5 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生した場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び関係他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

県及び関係他市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を総務課に置く。

イ 受入施設の整備

市長は、県及び関係他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

6 相互応援の強化

市は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮する。

また、市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

7 複合災害における応援要請

市及び関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

総務部（総務課・危機管理防災課・財政課）

天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊の効率的な災害派遣を期する。

市長は、知事に対して災害対策に自衛隊派遣の要請を要求することができる。

1 災害派遣要請の基準

市長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第83条に定める自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。

その際、自衛隊に要求する活動内容を事前に県と協議して要請するものとし、特に公共性、緊急性、非代替性について留意する。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があるとき。

(2) 緊急性

さし迫った必要があるとき。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないとき。

2 災害派遣要請の要領

市長は自衛隊派遣の必要を認めたときは、次の事項を明確にして地方本部（地方対策本部を設けていない場合は天草広域本部総務振興課）を通じて、要請する。ただし、通信の途絶等で知事と連絡が取れないときは、市長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知する。

(1) 災害時の状況及び派遣を申請する理由

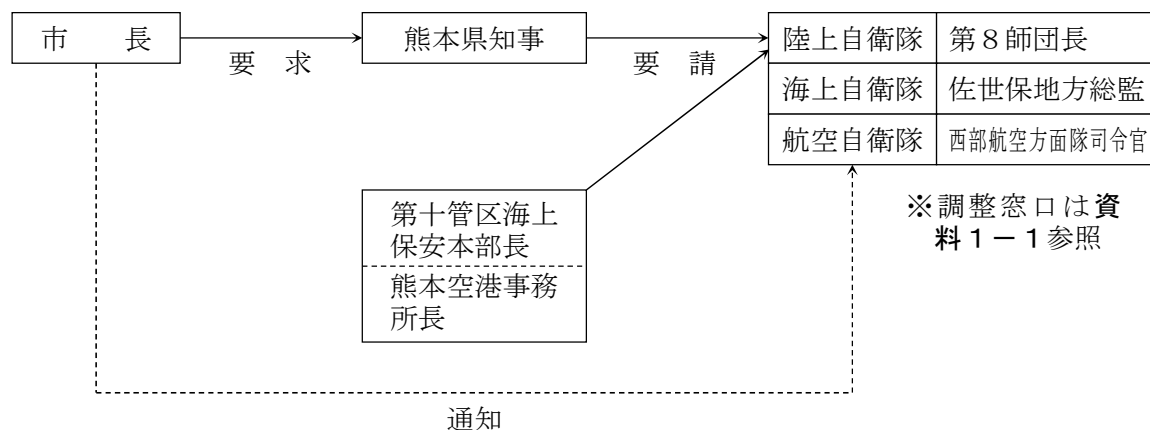
(2) 派遣を必要とする期間

(3) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数、携行資材等

(4) 派遣を希望する区域及び活動内容

(5) 連絡方法、連絡責任者、部隊の集結地及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項

災害派遣の要請手続



3 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助…行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動…林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動…土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送…車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開…応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫…応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動…水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食…炊事車による炊飯（温食）
- (9) 宿泊活動…天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動…公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

※ 生活支援等については、自衛隊、県・国等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

4 派遣部隊等に対する対応

自衛隊派遣に対し、市は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう対応する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼する。
- (3) 自衛隊の作業に対し、市及び地域住民は積極的に協力する。
- (4) 災害地における作業に関しては、市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決める。
- (5) 連絡幹部等の受け入れに当たっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。
- (6) 人命救助活動については、市が一元的な調整及び統制を行う。
- (7) 自衛隊の海岸及び海上を使用する場合、使用区域の開放に協力するとともに、安全確保のため、自衛隊の活動地域から離隔する。

5 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については次のとおりとする。

- (1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き市において準備する。
- (2) 災害救助又は復旧作業後等に使用される材料及び消耗品類は、すべて市において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用する。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類はすべて市に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて市においてでき得る限り返品又は弁償しなければならない。

6 ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出又は救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場の設置基準は、おおむね次のとおりとする。（ヘリコプターの発着予定場所は資料9－1参照）

- (1) 地表面は、平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって砂じん等が上がらないような場所を指定すること。
- (3) ヘリコプターの進入区域50m以内に高さ5m以上の障害物がないこと。
- (4) 発着場の所要地積

機 種	昼 間	夜 間
小型ヘリコプター（2人乗）	直 径 30m	直 径 45m
中型ヘリコプター（10人乗）	直 径 50m	直 径 75m
大型ヘリコプター（20人乗）	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター（40人乗）	100m × 100m	100m × 100m

7 LCAC（エアークッション型揚陸艇）の揚陸適地

- (1) 令和3年度に実施した熊本県・上天草市総合防災訓練において、天草五橋等の陸路が途絶時、海上自衛隊の輸送艦を接岸できる港湾が天草地域には、ほとんど無く、海路からの大型車両、施設機材等の救援資材の輸送に制限を受けることが判明した。
- (2) 天草地域の港湾で、海上自衛隊の輸送艦を接岸できる港湾は、苓北町の火力発電所の港湾に限定されるため、天草地域の全体の課題となっている。
- (3) 天草地域において大規模な災害が発生した場合、救援部隊及び重機等の大型車両を迅速に輸送するための態勢を確立することを目的として、令和4年4月に海上自衛隊 自衛艦隊掃海隊群第1輸送隊の協力を得て、天草地域におけるLCACの揚陸適地の調査を実施した。
- (4) 上記(3)の調査の結果、上天草市においては、松島町合津「樋合海水浴場」が揚陸適地との評価を得ている。

(5) LCAC（エアークッション型揚陸艇）の概要

主要寸法	長さ28.0m、幅14.7m
馬力	15,000PS
速力	約40ノット（約74km/h）
乗員	約5名
輸送	人員：約200名（約50トン）

- (6) LCACの輸送艦艇は、海上に停泊するため海保及び漁協等と連携し、安全を確保する。
- (7) 揚陸後の輸送路に障害がある場合、関係部署と調整し処置する。

8 経費の負担区分等

- (1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、当該地域と協議して決める。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等

イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金

ウ 宿泊施設の汚物の処理料金

エ 活動のため現地で調達した資材等の費用

(2) その他

その他必要な事項については、知事等が派遣命令権者と協議して定めることになっている。

9 自衛隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成された時、又はその必要がなくなったときは、県知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【撤収要請】

- (1) 本部長（市長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県知事に自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 県知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の撤収を要請する。
- (3) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

第5節 気象予警報等伝達計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

災害発生のおそれのある場合に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関、住民等に迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期する。

1 予警報等の定義

(1) 特別警報、警報及び注意報

特別警報とは、県内のいずれかの地域において、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

警報とは、県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

注意報とは、県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の発表基準

〈特別警報発表基準〉

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ※3時間降水量150mm：1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。
暴 風 高 潮 波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風・高潮・高波になると予想される場合 ※中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

〈警報・注意報発表基準〉

令和6年4月1日現在
発表官署 熊本地方気象台

上天草市	府県予報区		熊本県				
	一次細分区域		天草・芦北地方				
	市町村等をまとめた地域		天草地方				
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24			
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	143			
	洪水			流域雨量指数基準	今泉川＝7.3		
				複合基準	－		
				指定河川洪水予報による基準	－		
	暴風			平均風速	陸上	20m/s	
					内海	20m/s	
	暴風雪			平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
					内海	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ		24時間降雪の深さ20cm		
	波浪		有義波高		2.5m		
	高潮		潮位		2.7m		
注意報	大雨			表面雨量指数基準	12		
				土壌雨量指数基準	98		
	洪水			流域雨量指数基準	今泉川＝5.8		
				複合基準	－		
				指定河川洪水予報による基準	－		
	強風			平均風速	陸上	10m/s	
					海上	10m/s	
	風雪			平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
					内海	10m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ		24時間降雪の深さ 5 cm		
	波浪		有義波高		1.5m		
	高潮		潮位		2.3m		
	雷		落雷等により被害が予想される場合				
融雪							

	濃霧	視程	陸上	100m
			内海	500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：平地で最低気温が－5℃以下		
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜、最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温－2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の三つに大別される。

ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報

イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、警報及び注意報を補完するための補完的情報

ウ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、県内では1時間雨量110mm以上を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 火災気象通報

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(4) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(5) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に分割して発表する。

2 予警報等の伝達系統

予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 気象予警報の伝達系統

特別警報、警報及び注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させる。

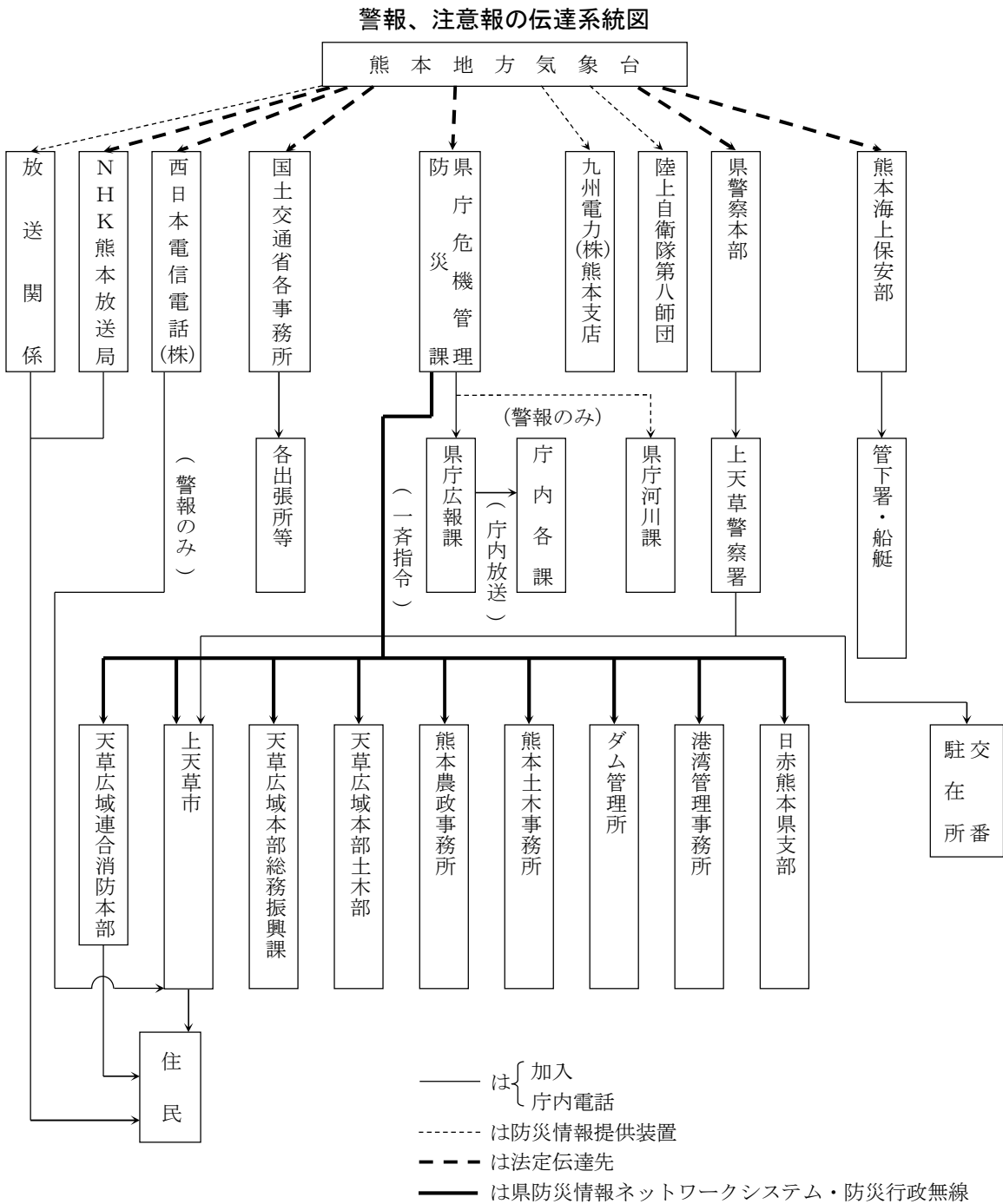
ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

次の種類の特別警報、警報・注意報の伝達系統は、図のとおりである。

ア 特別警報……暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮及び波浪特別警報。

イ 警 報……暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮及び波浪警報。

ウ 注 意 報……風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷（雪）、雪崩、高潮及び波浪注意報。

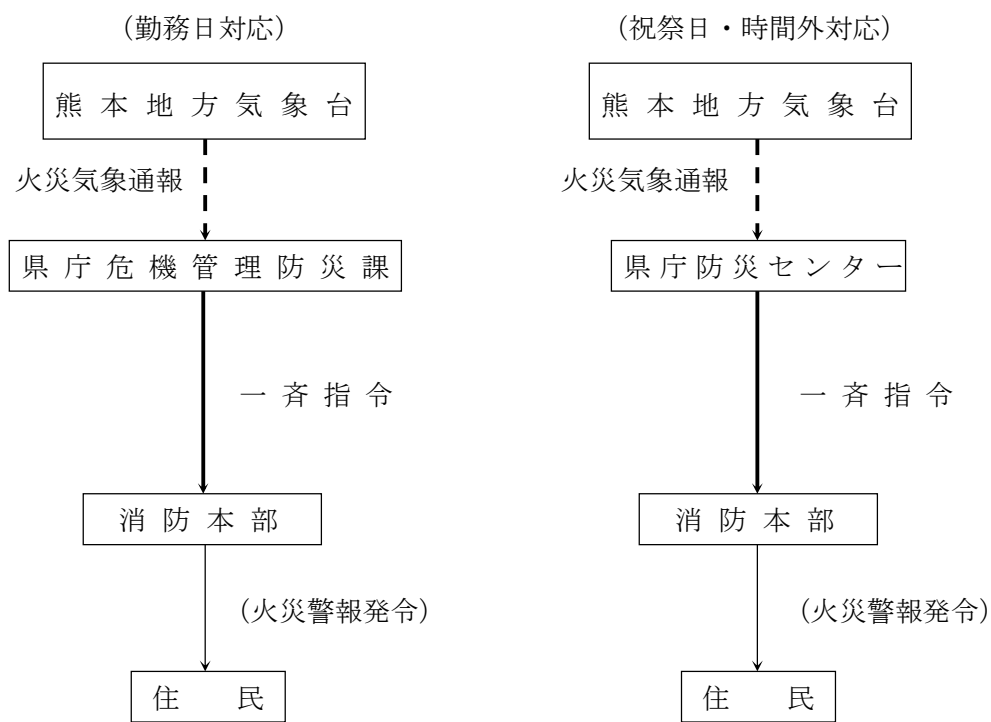


(2) 火災気象通報及び火災警報

火災気象通報の発表解除及び火災警報の伝達系統は、次のとおりである。

火災警報は、市長が、火災予防上危険であると認めるときに、発表する。

火災気象通報及び火災警報の伝達系統図

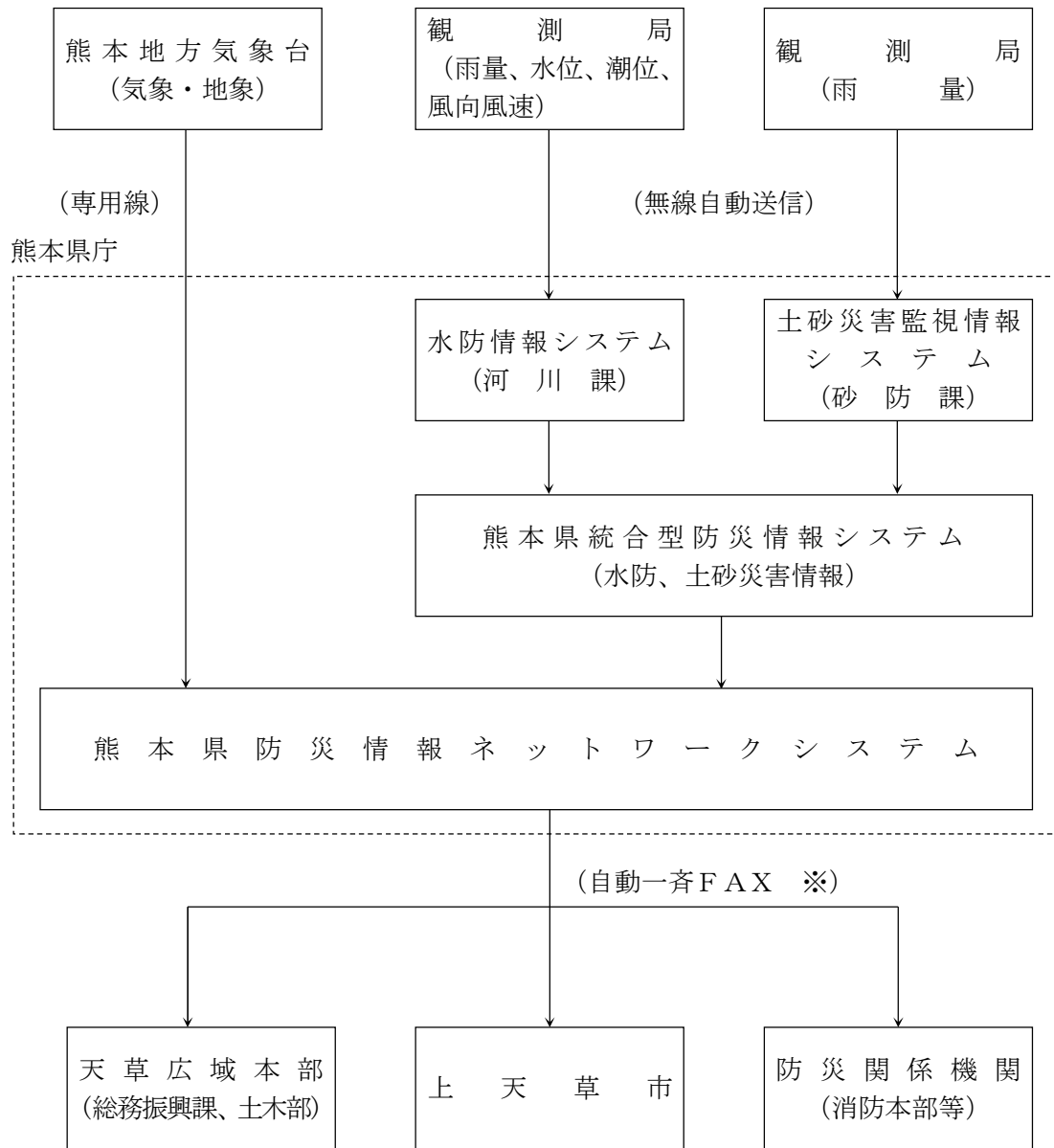


- (注)
- 広報車による広報等
 - - - - - 防災情報提供装置
 - 県防災行政ネットワークシステム・防災行政無線

(3) 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統

気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統は、次のとおりである。

気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図



※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

参考： 気象情報伝達の詳細は、(1)「気象予警報の伝達系統」を参照すること。

3 予警報等の取扱い

- (1) 市長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を速やかに住民に徹底するよう努める。
- (2) 警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、市は、予警報等伝達責任者1名を定めておく。

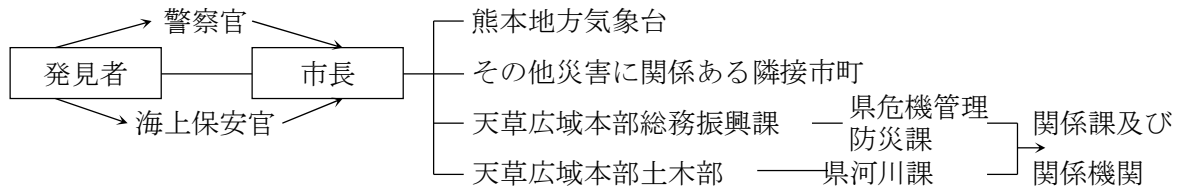
4 異常発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する（災害対策基本法第54条）。
- (2) ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況	強い竜巻、強い降ひょう等
水象に関する事項	異常潮位 異常波浪	

(3) 異常現象を発見した場合は、次により迅速に通報する。

ア システム



イ 通報の方法

市長から熊本地方気象台に対する通報は、電話又は電報によることを原則とする。

第6節 地震・津波情報伝達計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

市及び県、熊本地方気象台その他の防災関係機関は、地震・津波災害の防止を図るため、地震・津波発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図る。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に情報を提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

市は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本地方	熊本市他22市町村
	熊本県阿蘇地方	阿蘇市他5市町村
	熊本県天草・芦北地方	天草市他5市町村
	熊本県球磨地方	人吉市他9市町村

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

（1）津波警報等の種類等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は、津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生します。人は、津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中で、人は、速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆します。 海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れて下さい。

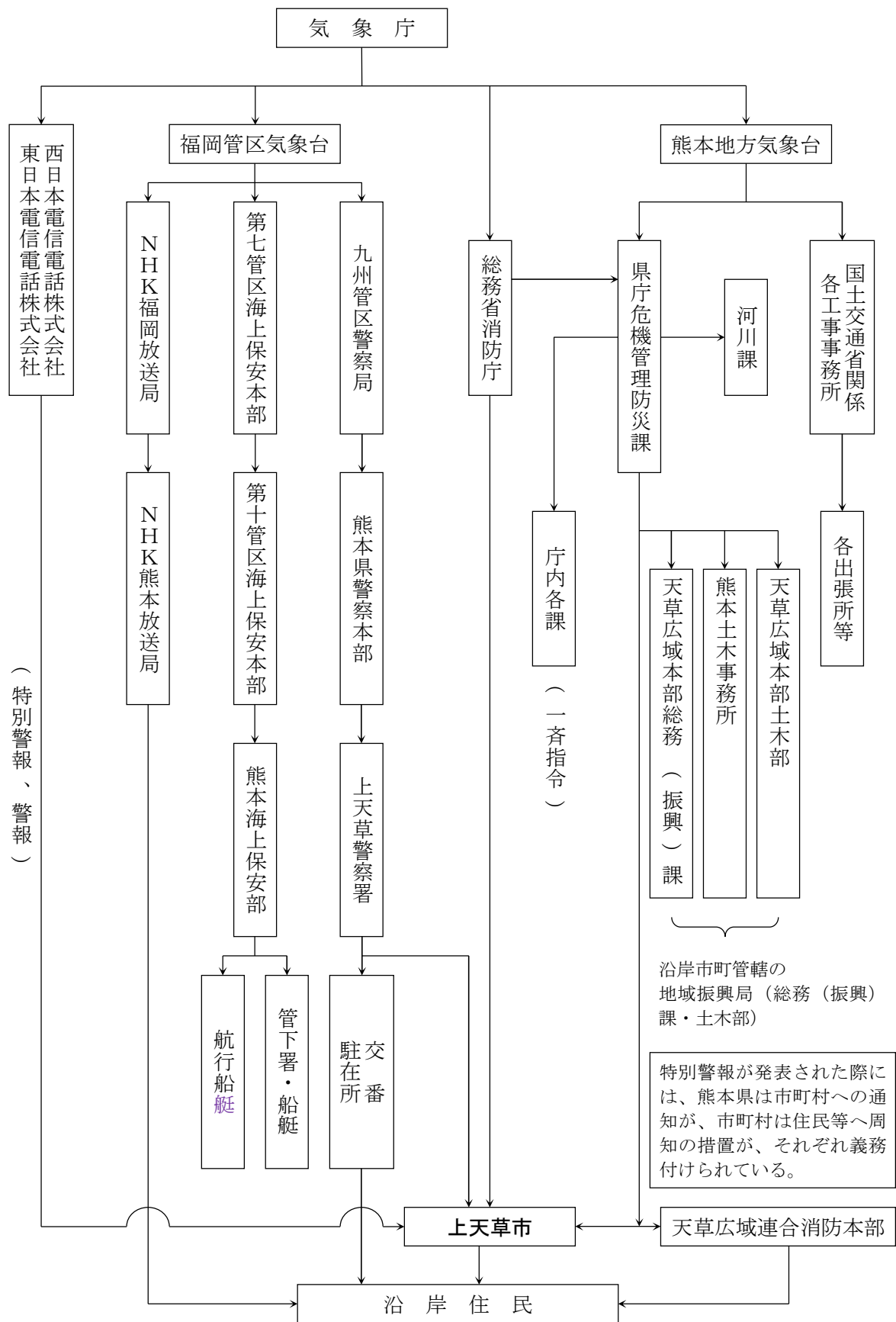
注) 1. 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報区

市は、有明・八代海に属する。

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報の伝達系統図



3 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり。

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
------------	--	--

(2) 津波に関する情報

ア 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は、津波警報・注意報の種類の表に記載）
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

イ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

ウ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

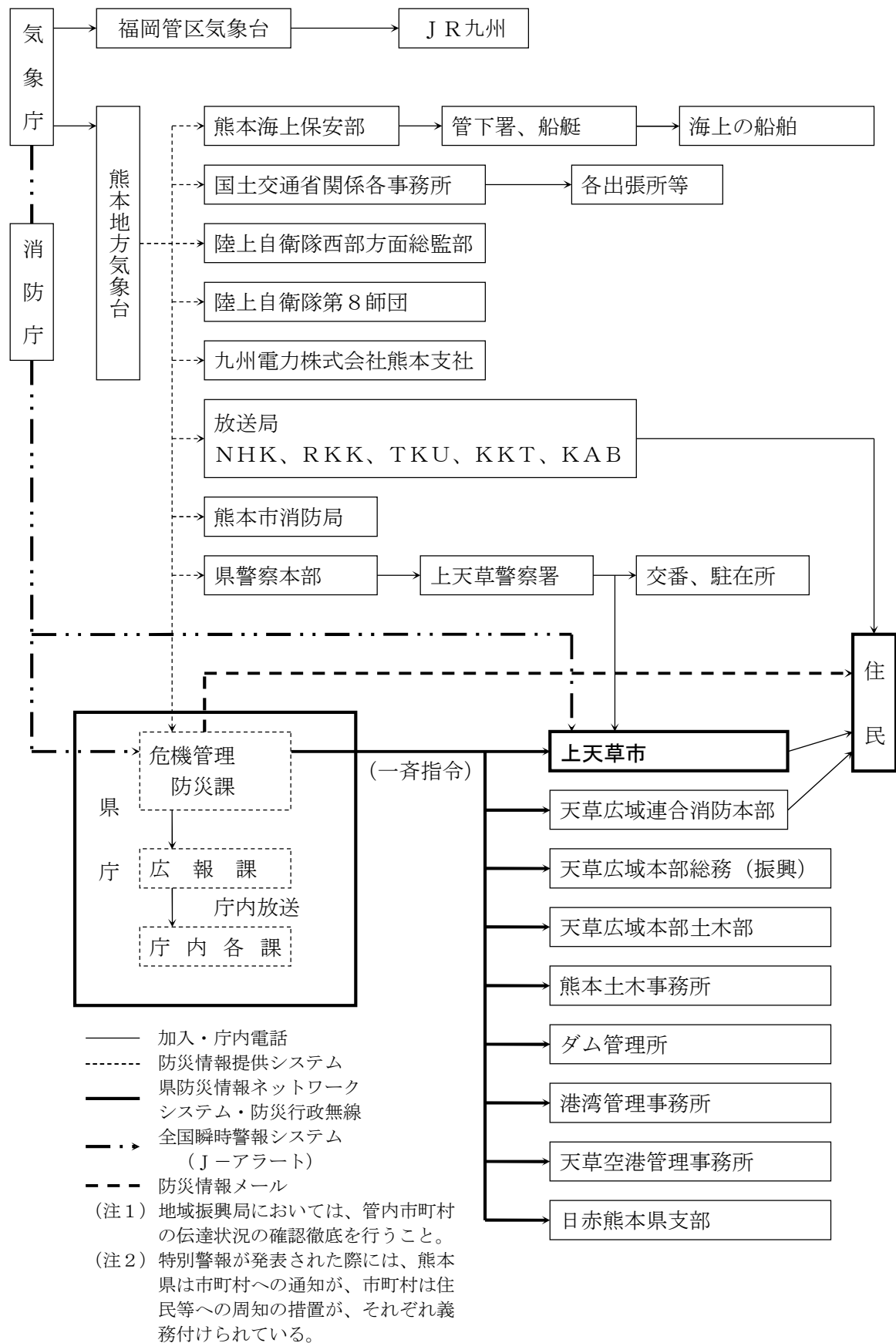
(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

地震及び津波に関する情報の伝達図



4 予報等伝達責任者

地震及び津波に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、市は、情報伝達に関する責任者1名を定めておく。

5 異常発見時における措置

地割れ、海面の急激な低下等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。また、何人もこの通報が迅速に関係機関に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、熊本地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

第7節 通信施設利用計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
企画政策部（企画政策課）

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るため、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

1 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行う。なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努める。

(1) 加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平常時からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておく。緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」（この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由を告げるものとする。この場合は、その通話が非常・緊急通話として取り扱われる機関若しくは内容であるとの説明を求めることができる。）をもって呼び出し、関係機関に通報する。

(2) 電報による通信

災害のための緊急を要する電報発信に当たっては、NTT西日本が定める「電報サービス契約約款」（平成11年西企営第2号）の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。

(3) 警察電話による通信

警察機関（県警察本部、交番、駐在所）を通じて通報する。

(4) 警察無線電話による通信

警察電話による通信に準じて扱う。

(5) 防災行政無線電話による通信

防災行政無線が設置されている関係機関相互間において通信を行う。（資料10－1参照）

(6) 消防防災無線による通信

天草広域連合消防本部に対し、消防無線の運用を要請し被災地等との連絡、情報の収集に活用する。

(7) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段確保

住民への迅速・確実な情報伝達のため、防災行政無線（移動系）の導入や災害対策本部と緊急指定避難場所等をつなぐ災害時優先電話（固定・移動）の設置に係る検討を行う。

(8) 移動通信系の活用

市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS-LTE）、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

2 非常通信の利用

災害時において前記1の(1)から(3)までによる通信ができないとき、また困難なときは、次の方法によって非常通信を利用して通信する。

(1) 通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次のようなものがある。

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料

エ 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

オ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

カ 遭難者の救助に関するもの

キ 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの

ク 道路、電力設備及び電信・電話回線の破壊、又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配並びに運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの

ケ 防災機関相互間において発受する災害救援その他緊急措置に関するもの

(2) 利用できる機関

非常通報は無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

イ 各防災会議

ウ 日本赤十字社

エ 全国消防長会

オ 電力会社

カ その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

(3) 利用の方法

非常災害時には、無線局は、自局内も繁忙を極めるので、非常通報依頼は次の点に留意すること。

ア 通報依頼のとき窓口で「非常」と表示のこと。

イ 通報文一通の字数は、なるべく200字以内にまとめる。

ウ 電話で依頼してもよい。

エ 通報文は、電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所氏名、発信者の住所氏名（電話番号も併記）を記入する。

オ 返電の配達方法を協議しておく。

(4) 取扱料等

ア 料金は、原則として無料である。次の電報については、NTT西日本扱いでも料金は免除される。

(ア) 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に対して発するもの。

(イ) 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係ある機関に対して発するもの。

(ウ) 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合における人命・財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に発するもの

(エ) 災害に際し、NTT西日本災対本部（電報事業部）が指定する地域及び機関において、被災者が発信する被災状況の通報又は救援を求めることを内容とする電報であって、NTT西日本災対本部（電報事業部）が定める条件に適合するもの

イ 非常災害発生のおそれがある場合は、あらかじめ関係の無線局と利用についての協議をしておく。

(5) 無線局

本市所在の無線局は、資料10－1 参照のこと。

3 通信が途絶した場合における措置

(1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努める。

(2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行う。

(3) 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

4 放送要請

災害のため、利用できる通信の全てが麻痺した場合又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達又は警告をするため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

第8節 情報収集・伝達及び被害報告取扱計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
企画政策部（企画政策課）

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、市は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

1 災害情報等の収集・報告

- (1) 市長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行う。県への報告に当たっては、原則として、天草広域本部総務振興課又は熊本土木事務所を経由する。
- (2) 通信の途絶等により、市長が県（県本庁又は天草広域本部及び熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行う。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告する。
- (3) 市長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を1名定めておく。

2 防災情報の収集・伝達システムの活用

市は、県防災情報ネットワークシステムや県統合防災情報システム、防災情報共有システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図る。また、市町村は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時においては、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、県防災情報ネットワークシステム等の防災情報端末操作の習熟を図っておく。

3 被害等の調査・報告

(1) 調査等

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や行政区からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、①の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明し

た場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。

さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらない。

① 人的被害（行方不明者の数を含む。）

② 火災の発生状況、住家の被災状況

※市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

※市は、県と連携し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

④ 住民の行動・避難状況

⑤ 土砂災害等の発生状況、道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

⑦ 医療救護関係情報

⑧ その他必要な被害報告

(2) 被害の語句の定義

被害の語句の定義は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。

住家の被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の被害	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊(全焼、流失、埋没を含む。)、半壊(半焼、流失、埋没を含む。)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
非住家の被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。
	罹災世帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
罹災者等	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	公共学校施設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校の使用施設(共同利用施設を含む。)のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
文教施設等		

農 林 水 産 業 施 設	田 の 流 失 埋 没	田の耕土、畦畔が流失したもの又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。
	農 業 用 施 設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。
		1 かんがい排水施設
		2 農業用道路
		3 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林 業 用 施 設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。
		1 林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
		2 林道
施 設	漁 業 用 施 設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。
		1 沿岸漁場整備開発施設
		2 漁港施設
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。
公 共 土 木 施 設	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。

公共土木施設	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下水道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
衛生施設	医療施設	病院、診療所及び助産所とする。
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環境施設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県公害防止条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水質保全条例第2条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社会福祉施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
社会福祉施設	心身障がい者福祉施設	肢体不自由者更生施設、身体障がい者療護施設、身体障がい者福祉ホーム、身体障がい者授産施設、身体障がい者福祉工場、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障がい者情報提供施設、身体障がい者福祉センター、身体障がい者体育館、知的障がい者更生施設、知的障がい者授産施設、知的障がい者通勤寮及び障がい者支援施設とする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。

都市施設	公園等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有又は管理する物（木材、薪炭、特殊林産物）とする。
水産関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	くるまえばい、かき、あこや貝、ぶり、まだいなどの魚介類の養殖施設とする。
	漁場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。

商 工 業 関 係 被 害	商 業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工 業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱 業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観 光 施 設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船 舶 (漁船を除く。)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
そ の 他 の 被 害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交 通 止 め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	が け 崩 れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲げたものを除いたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
そ の 他 の 被 害	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(3) 収集及び報告要領

ア 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を様式1号（災害情報資料14－1参照）により、その都度天草広域本部に報告すること。

イ 災害による被害状況及び応急措置状況等（様式2号資料14－1参照）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、天草広域本部に報告すること。

ウ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめの上、県等の出先機関に報告する。この場合必ず市内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得る。（様式3号資料14－1参照）

エ 同一災害による被害状況については、被害調査及び応急対策が終了した後10日以内に文書（様式2号資料14－1参照）をもって天草広域本部に報告すること。

オ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報（様式5号）資料14－1参照）を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに天草広域本部に報告する。

(4) 被害報告の優先順位

報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって異なるが、市本部においては、人的被害と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行う。

(5) 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

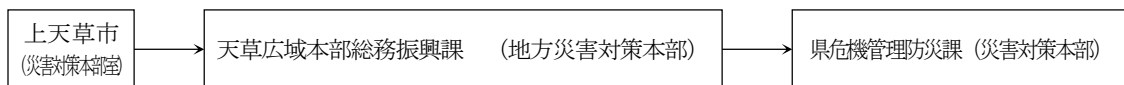
報 告 区 分	報 告 責 任 者	報 告 様 式	摘 要
① 災 害 情 報	市長	様式第1号 (資料14－1参照)	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
② 被害状況報告 (速 報)	市長	様式第2号 (資料14－1参照)	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間を置き報告する。
③ 被害状況報告 (確 定)	市長	様式第2号 (資料14－1参照)	同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
④ 各部門別被害 状 況 報 告 (速報・確定)	各部門別 担当部（局）長	各部門別ごとの報告 取扱要領による様式 とする。 ただし、危機管理・ 防災消防総室の取り まとめは様式第3号 (資料14－1参照) による。	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。
⑤ 住民避難等報告	市長	様式第4号 (資料14－1参照)	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。

⑥ 災 害 年 報	市長 各部門別 担当部（局）長	様式第5号 別途照会する様式と する。(資料14-1参 照)	毎年1月1日から12月 31日までの被害状況につ いて4月1日現在で明ら かになったものを報告す る。
-----------	-----------------------	---	---

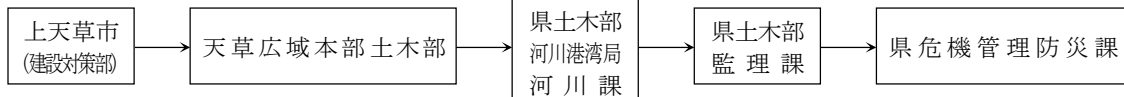
(6) 報告等の様式及び報告等の系統

市、県における被害報告は、次の報告系統によって行う。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

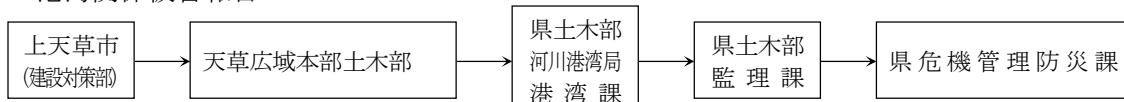
ア 災害情報（様式第1号）、被害状況報告（速報）（様式第2号）、被害状況報告（確定）（様式第2号）、住民避難等報告（様式第4号）



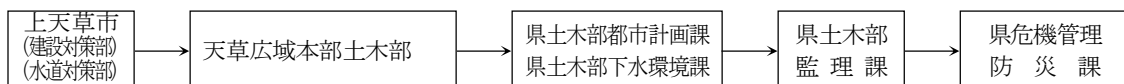
イ 公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋りょう）関係被害報告



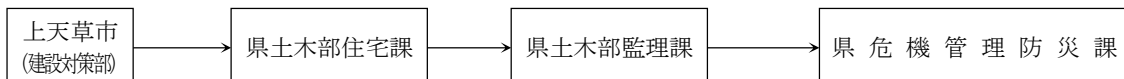
ウ 港湾関係被害報告



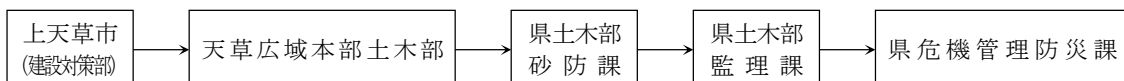
エ 都市災害関係被害報告



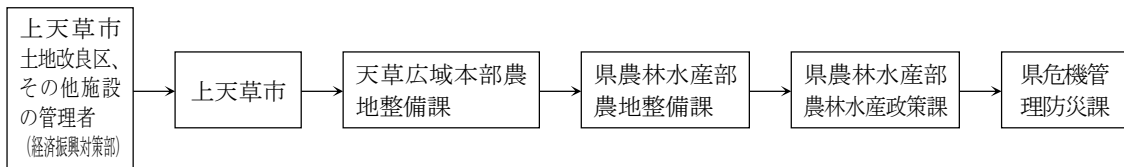
オ 住宅（公営）関係被害報告



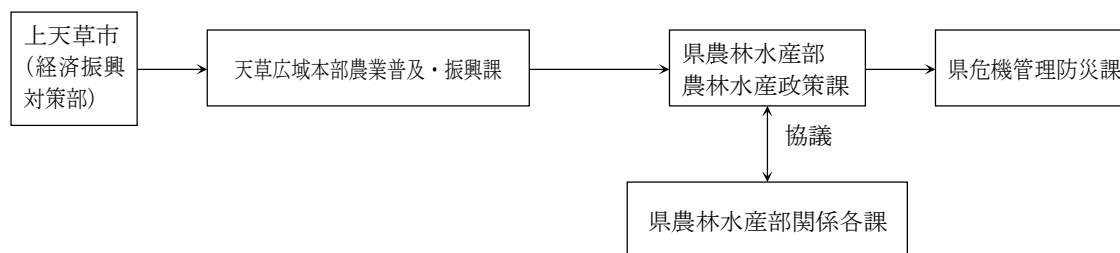
カ 土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告



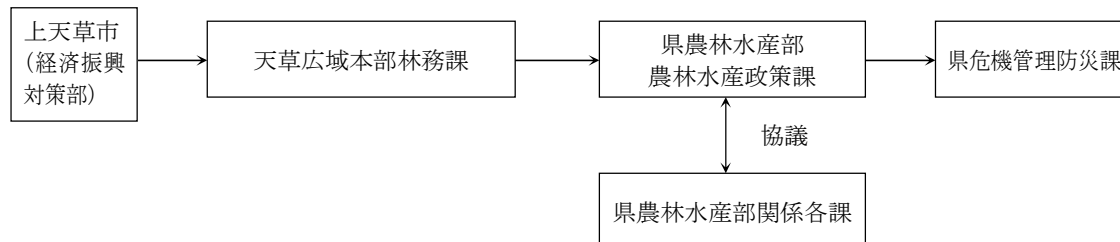
キ 農地及び農業用施設関係被害報告



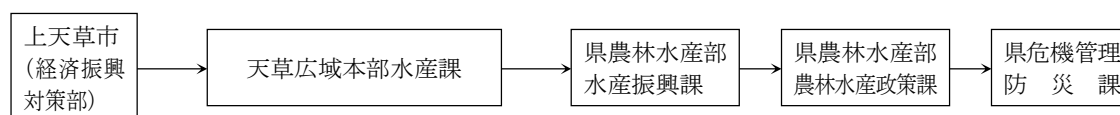
ク 農業関係被害報告



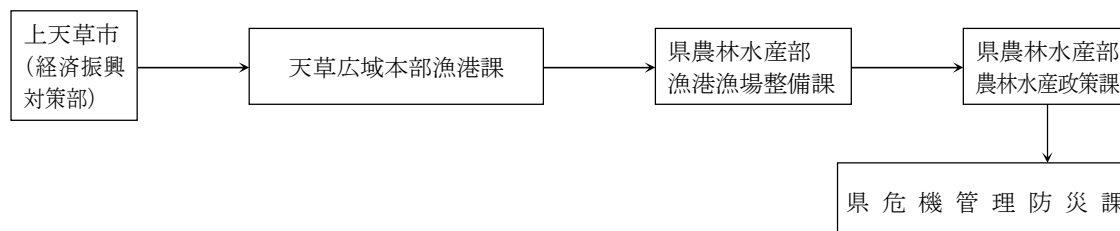
ケ 林業関係被害報告



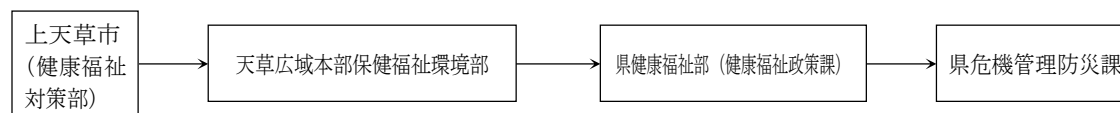
コ 水産業関係被害報告



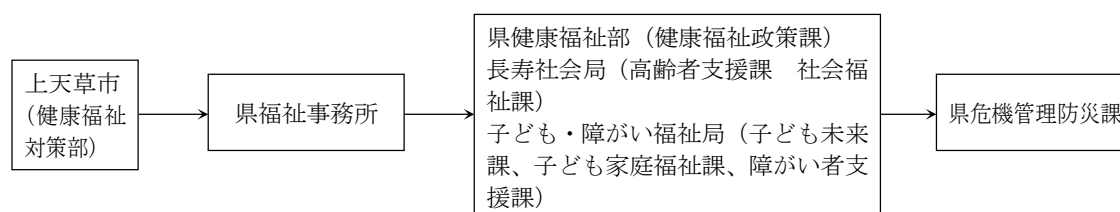
サ 漁港関係被害報告



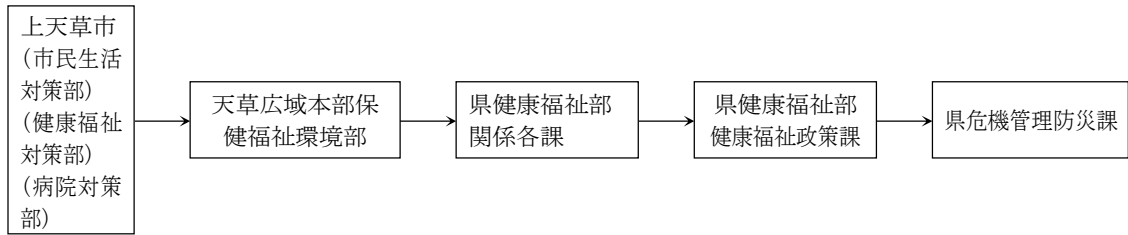
シ 災害救助関係被害報告



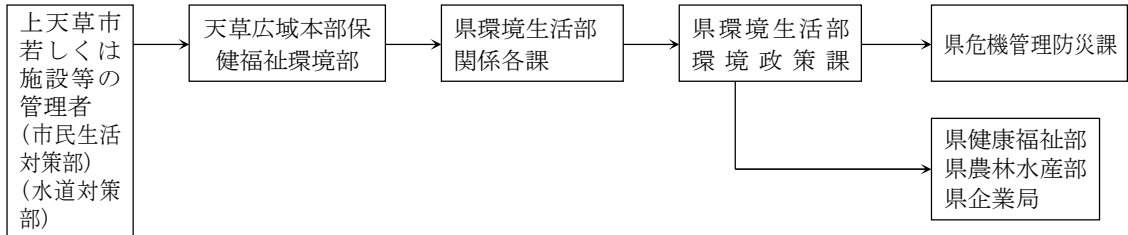
ス 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



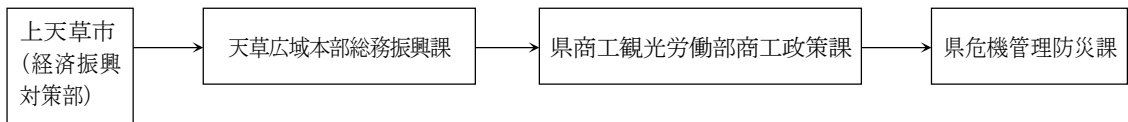
セ 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



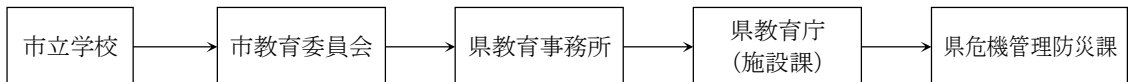
ソ 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



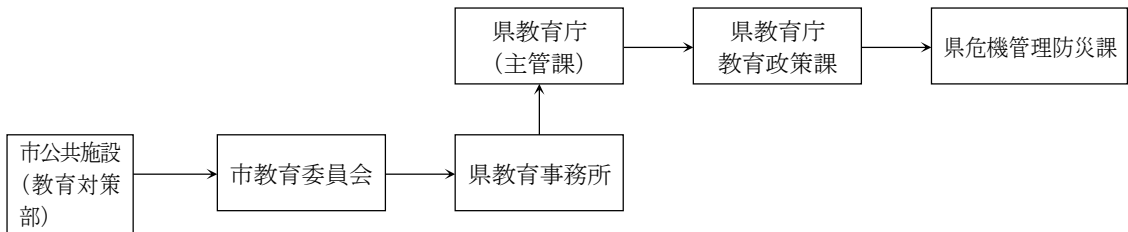
タ 商工関係被害報告（商業、工業、鉱業、船舶）



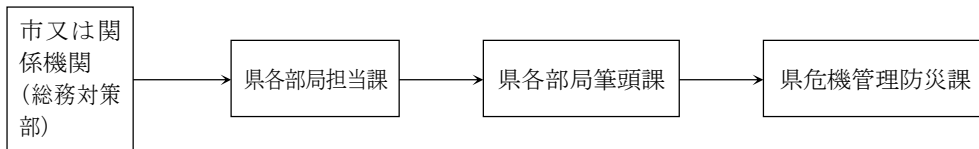
チ 公立学校施設関係被害報告



ツ 教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



テ その他の被害報告

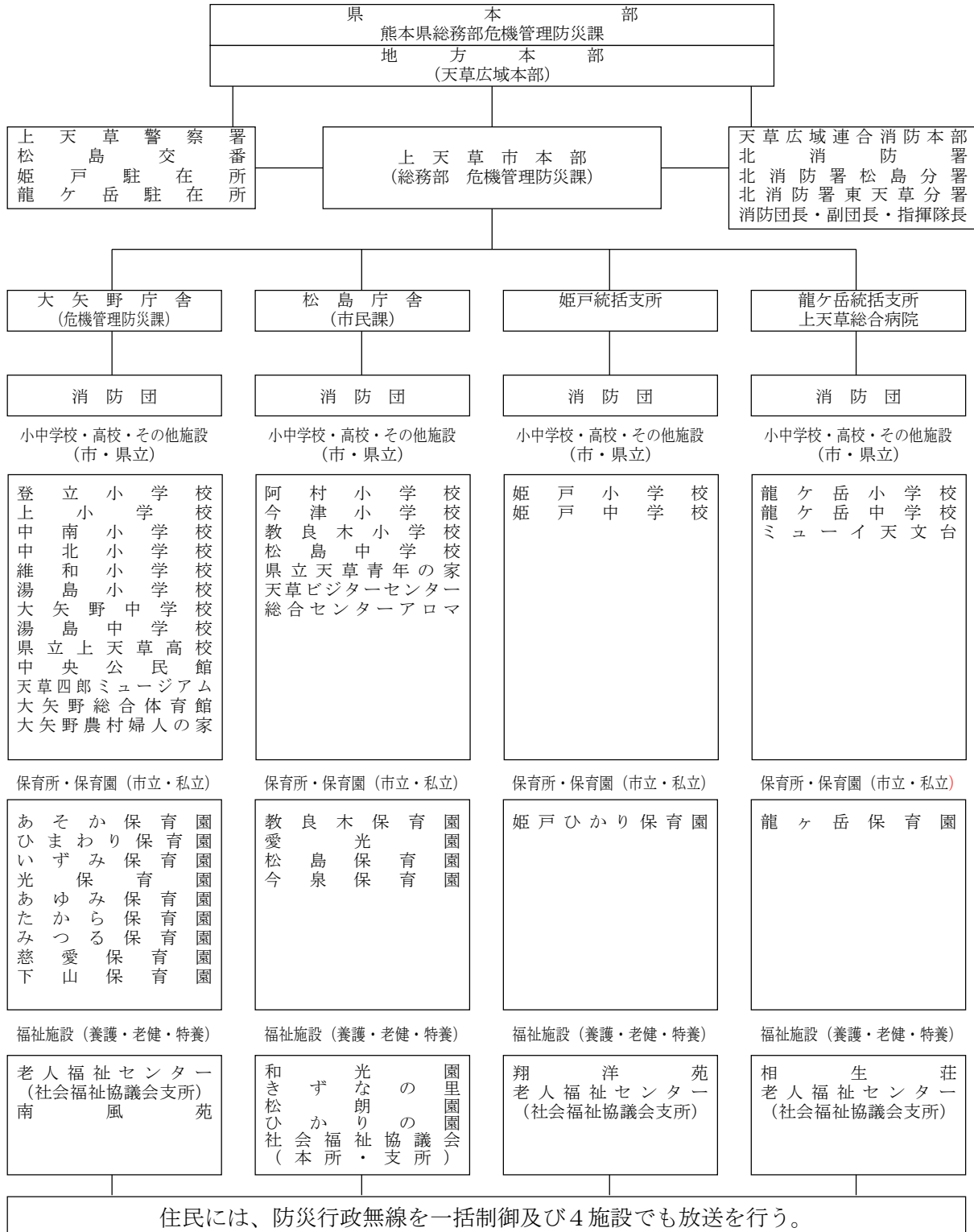


4 住民等に対する情報の伝達系統

情報の伝達及び指揮系統は、次のとおりである。

市長は、住民等に対する情報の伝達に際し、災害により防災行政無線が使用できないときは、直接放送局に対し放送を依頼することができる。

(1) 勤務時間内



災害発生時→建設部・経済振興部・水道局・市民生活部・健康福祉部は直接現場にて対応する。

(2) 勤務時間外



災害発生時→建設部・経済振興部・水道局・市民生活部・健康福祉部は直接現場にて対応する。

5 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに、県（天草広域本部総務振興課経由）に対して文書で災害確定報告を行う。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官（窓口消防庁）に文書で報告することになっている。

6 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報の収集及び伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意し、平時か

ら安全確保の方法等について検討・対策を進める。

7 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

8 防災関係機関等の協力関係

市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行う。

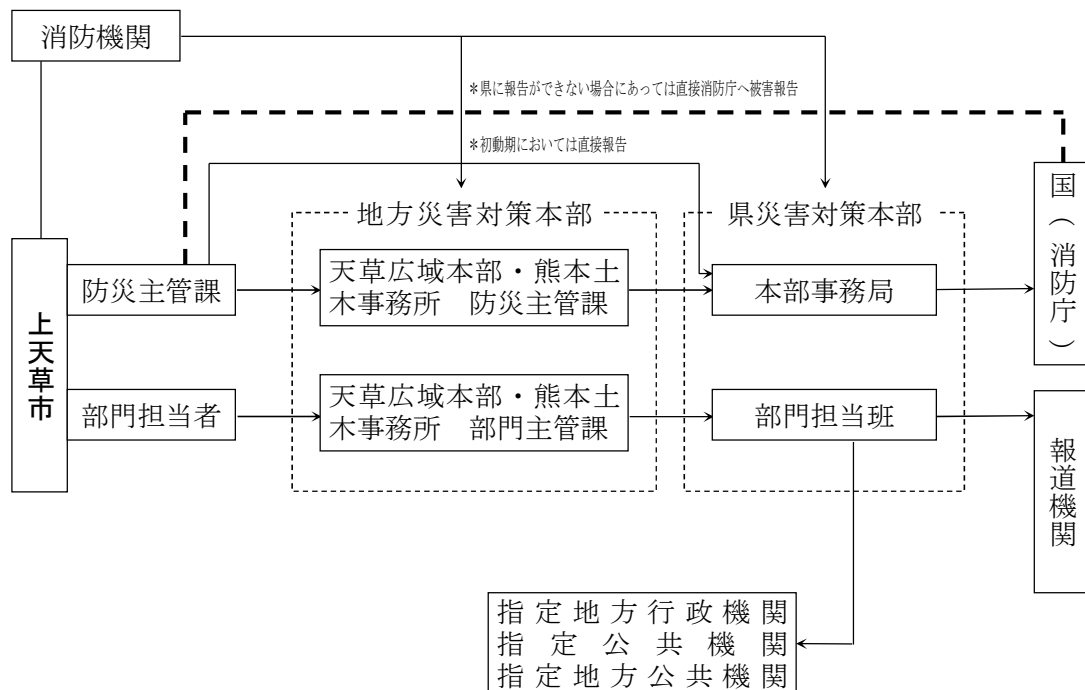
なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。

また、ヘリコプター運用調整所では、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

また、平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努める。

9 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



電話等による伝達ルート

【消防庁連絡先】

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

○通常時の報告先

時 間 帯		平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先		応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電 話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017	5017

「*」各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

○消防庁災害対策本部設置時の報告先

報 告 先		消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電 話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電 話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電 話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線		5017

第9節 広報計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

市は他の防災関係機関と連携し、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図る。

1 広報内容

総務部長及び危機管理情報課・総務課職員は、災害の規模、態様に応じて次の事項を広報する。なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう定めるものとする。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（被害の規模・状況等）
- (3) 台風等に関する情報
- (4) 市及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- (5) 避難の指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- (6) 電気、ガス、水道等供給の状況
- (7) 防疫に関する事項
- (8) 火災状況
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- (12) 道路交通等に関する事項、復旧状況
- (13) 一般的な住民生活に関する情報
- (14) 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- (15) 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- (16) 住民の安否情報
- (17) 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- (18) 交通規制の状況
- (19) 被災者支援に関する情報等
- (20) その他必要な事項

2 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にした上で、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、避難行動要支援者にも配慮した方法とし、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者や地方団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協

力を得つつ、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

- (1) 防災行政無線等による広報
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による広報
- (3) 災害情報共有システム（Lアラート）による広報
- (4) 緊急情報メールシステムによる広報
- (5) 広報車、船舶等による広報
- (6) 消防団による広報
- (7) 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- (8) 広報紙、チラシ、ポスター等
- (9) 避難場所への職員の派遣
- (10) 自主防災組織等による広報
- (11) その他状況に応じ効果的な方法

3 広報時における留意事項

民心の安定を図るため、次の事項に留意して広報を行うものとする。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて直接報道機関へ依頼）する。

- (1) 緊急性のあるもの、地域性のあるものを最優先に実施
- (2) 具体的に分かりやすくまとめた広報の実施
- (3) 各地区の被害状況（停電、断水、交通機関の運行状況等）、応急対策状況の正確な把握
- (4) 被災者ニーズを把握した広報

4 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、N T T電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により住民に周知させるものとする。

災 害 用 伝 言 ダ イ ヤ ル の 利 用 方 法
●録音：171＋1＋被災者の電話番号＋伝言内容（被災地エリアの顧客） ●再生：171＋2＋被災者の電話番号

5 報道機関に対する情報発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、総務部（本部室広報班）は、被害状況、災害応急対策の実施状況、住民及び被災者に対する注意事項等の広報資料を取りまとめる。

報道機関への発表責任者は、総務部長とする。総務部長は、事態の軽重、緊急性等を検討した上で報道機関へ発表する。

6 広聴活動

(1) 相談窓口の設置

災害発生後、速やかに被災者等からの相談、問合せ、要望、苦情等に対応するため、総務部が庁内に総合的な窓口を設置し、担当班に連絡・処理する。

また、必要に応じて、避難所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じて定めるものとする。

(2) 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに担当部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

7 住民等からの問い合わせ対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第10節 水防計画

総務部（総務課・危機管理防災課）経済振興部（みなと・水産課）建設部（建設課）

地震・津波、洪水・高潮により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本市の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地層の上に構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。

特に、堤防の背後地が低い地域は、地震による直接被害の後、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、被害の軽減に努めるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制を確立する。

1 水防体制の確立

(1) 職員の配置

市は、本編第2節「職員配置計画」に定める体制を確立し、水防活動に当たる。

(2) 水防本部の設置

市は、本編第5節「気象予警報等伝達計画」の気象状況の通知を受けたとき、又は洪水による被害が予想され水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、同本部に包括される。

(3) 水防本部機構及び水防事務分担

水防本部の組織、事務分担については、本編第1節「組織計画」に準ずるものとする。

2 津波からの防護のための施設の緊急措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門及び閘門を閉鎖する。また、工事中の施設等については、作業の即時中断等の措置を講ずる。

3 監視、警戒体制

水防管理者である市長は、消防団を指揮して次の業務を行う。

(1) 連絡

市長は、天草広域本部総務振興課、上天草警察署及び隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打合せをし、定めた連絡方法により密接な連絡をとる。

(2) 情報収集及び記録

市長は、区域内の各河川、海岸、港湾等の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所ごとに巡視員を派遣して、随時又は定時に巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異動については、これを記録させ、水防上危険があると認める箇所があるときは天草地域振興局長に連絡して必要な指示を受ける。

(3) 警戒監視

監視は、原則として担当区域の消防団が当たり、必要に応じて職員を配置する。監視は、随時担当区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認めるときは、直ちにその状

況を消防団長に連絡して、市長に報告し、応急工作など必要な措置を行う。

(4) 出動の基準

ア 市長は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は、消防団に対して出動準備をさせる。

(イ) 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されるとき。

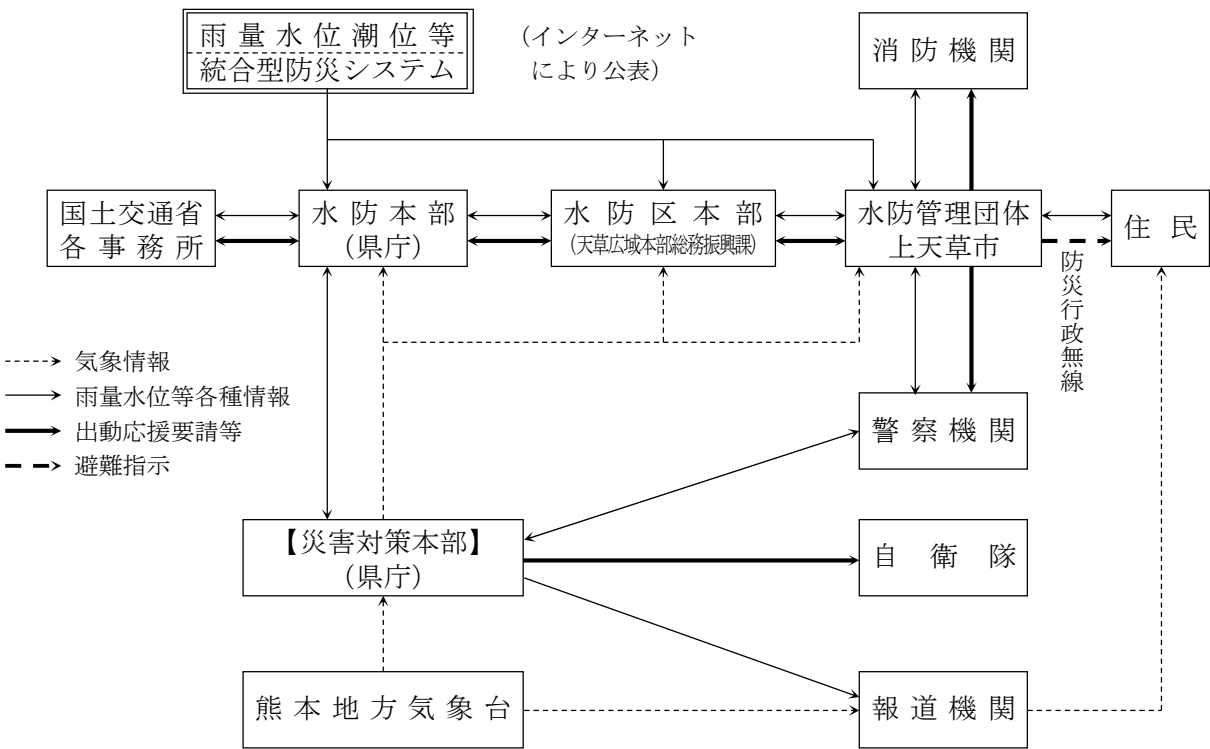
(ロ) 気象状況等によって洪水又は高潮の危険が察知されるとき。

イ 市長は、水防警報があったときのほか、次の場合は直ちに消防団をあらかじめ定めた計画に従い出動させ、警戒配置につかせる。この場合は直ちに天草広域本部総務振興課へ報告する。

(イ) 河川の水位が警戒水位に達したとき。

(ロ) 海岸部にあっては、風速15m以上の南西寄りの風が吹き、同時に満潮期になる。

水防情報等の連絡系統



4 災害応急対策等に必要な資機材の緊急点検等

市は、災害が発生した場合において、水防活動及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行う。

5 水防活動

(1) 活動時期

水防管理者（市長）は、次の段階に従って消防団（水防団）を出動させ、水防活動に万全を期する。

種 類	内 容
-----	-----

待 機 (第1段階)	水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。
準 備 (第2段階)	水防資機器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動できるよう準備する旨を警告するもの。
出 動 (第3段階)	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解 除 (第4段階)	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

(2) 応援要請

ア 水防管理者（市長）は、緊急の必要がある場合には、他の水防管理団体及び天草広域連合消防本部の出動を要請し、又は上天草警察署の協力を要請することができる。

イ 自衛隊の派遣要請を要求する場合は、本編第4節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

ウ 水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、又は制限し、その区域内の居住者に水防応急活動の協力援助を要請する。

(3) 避難のための立ち退き

洪水又は高潮等による著しい危険が切迫していると認めるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、信号あるいは広報、その他の方法により、立ち退き又はその準備を指示するものとする。立ち退きの指示をする場合には、上天草警察署長にその旨通知するものとする。このため、市長はあらかじめ、上天草警察署長と協議の上、立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等について必要な措置を講じておく。

(4) 決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防、その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長、消防団長又は消防機関の長は直ちにその旨を天草広域本部長及び氾濫する方向の隣接の管理団体等に通報する。

また、決壊後もできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

6 費用負担

市は、その管轄区域の水防に要する費用を負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体の間の協議による。

7 水防報告と水防記録

市長は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、天草広域本部長を經由して県水防本部長に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管する。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員（又は消防機関に属する者）の出動時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条の規定による収用又は使用の機具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所とその事由
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察又は自衛隊の援助状況
- (13) 現場指導員氏名
- (14) 立ち退きの状況及び指示理由
- (15) 水防従事者の死傷事故の有無
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 事後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理の所見
- (18) 堤防、その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
- (19) その他必要な事項

第11節 消防計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
消防団

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図る。

1 消防体制の管理及び強化

- (1) 市は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は市長が行う。
- (2) 市は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第31条に基づく市の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努める。

2 消防活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、市は、消防計画を策定するとともに、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急・救助活動を行う。

(1) 消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急・救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等

の消防活動

(2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急・救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 住民・自主防災組織、事業所

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

ア 住民

消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

イ 自主防災組織

(ア) 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(イ) 消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

ウ 事業所

(ア) 火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(イ) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

a 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

b 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

c 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

3 消防広域応援計画

(1) 県内の応援体制

市長又は消防長は、「熊本県市町村消防相互応援協定」（昭和46年4月1日締結）の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制（消防組織法第39条）を確立する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請

ア 市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事（天草広域本部長）に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

4 消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

(1) 消防及び警察の相互協力

市は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防組織法第42条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図る。

(2) 消防及び自衛隊の相互協力

市は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」（平成8年2月7日消防救第27号消防庁救急救助課長通知）に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図る。

(3) 消防及び医療機関の相互協力

市は、大規模災害又は特殊災害等の発生時に応急救護活動を迅速かつ効果的に遂行するため、「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」（平成8年5月24日付け消防救第114号消防庁救急救助課長通知）に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図る。

第12節 避難収容対策計画

総務部（総務課・危機管理防災課）
健康福祉部（福祉課・高齢者ふれあい課） 教育部

災害のため危険な状態にある住民に対して、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑にすることを目的とする。

1 避難指示等の実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、市長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令する。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市長
避難指示	全 災 害	市長（災害対策基本法第60条）
		警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		海上保安官（災害対策基本法第61条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
		水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

2 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

市長は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

なお、市は、必要に応じて、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について、助言を求めるものとする。さらに、

市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておく。

ア 防災行政無線（Ｊ－アラート）等による周知

イ 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知

ウ サイレン及び警鐘による周知

エ 広報車等による周知

オ 緊急情報メールシステムによる周知

カ 自主防災組織、行政区等への電話等による伝達周知

キ 報道機関を通じての周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、日ごろから非常用電源の点検整備を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておく。

(3) 市長は、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日ごろから危険地区の住民に対し周知徹底しておく。

(4) 市長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告する。

また、県は、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報など重要な気象情報が発表された場合、市に対し、避難指示等の発令状況を適宜確認する。

(5) 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と洪水等、土砂災害、高潮、津波の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。

(1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方

ア 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、市が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのあ

る区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、①「防災気象情報の切迫度の高まり」②「災害リスクのある区域等」との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。市は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市町村界単位」及び「学区単位」である。

ただし、細分化すればするほど市が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、市の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断することとする。

ウ 発令タイミングの設定

いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、市は、河川事務所・气象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。

警戒レベル3 高齢者等避難及び警戒レベル4 避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう市長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、市は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難に住民に呼び掛けるものとする。

市長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・ 防災気象情報
- ・ 日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・ 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・ 河川事務所・ダム事務所・气象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であ

っても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

(2) 洪水等

ア 発令対象の災害

[水位周知河川]

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川及び水位周知河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。

[その他河川等]

その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった水路等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。

他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

<避難情報の発令対象としない水路等の条件>

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。水位周知河川に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・气象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、その他河川等のうち、アで水路等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。

ウ 発令基準の設定

(ア) 水位周知河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）

に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

- ・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。

- ・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。

- ・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位（レベル3水位）が設定できないなど氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）以外の水位が設定されていない河川については、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。

- ・堤防の決壊要因、台風等の接近等については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合がある。

- ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。

- ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位（レベル3水位）や氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。

- ・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合、異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・水位周知河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、洪水予報河川における場合と同様に、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、

また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令すること

は考えられる。

- ・水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合（水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合も含む）
- ・水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合
- ・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合・水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合（水位到達情報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は必ず発表されるものではない。）

(イ) その他河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
- ・水位を観測していない河川においては、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。
- ・堤防に軽微な漏水等が発見された場合や台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。
- ・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。
- ・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や異常洪水

時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

・その他河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

・河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。

・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警報の対象としており、市単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(3) 土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることを検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難情報を発令することとなる。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッ

シユと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

【警戒レベル4】避難指示

・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なっ

た場合、あらかじめ警戒レベル4 避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4 避難指示を発令する。

- ・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表されることとなるため、警戒レベル4 避難指示を発令する。

- ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～2に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。

- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。

- ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4 避難指示の対象区域とする必要がある。

- ・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・警戒レベル5 緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

- ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

- ・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含

む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

(4) 高潮

ア 発令対象の災害

原則として居住者等に命の危険を及ぼす以下の高潮を避難情報の発令対象とする。

- ・潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。

- ・潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、气象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。

なお、高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の指定が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水予測区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4避難指示を発令する可能性がある場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。通常、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された高潮注意報は、警報発表の3～6時間前に発表されるが、台風の接近等により見通しがたつ場合は、当該基準よりも前もって発表することもある。

・台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・特別警報の発表は台風上陸12時間前からであるが、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

【警戒レベル4】避難指示

・高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合に、警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）の場合は、警報よりも警戒レベル4避難指示対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保することから、警戒レベル4避難指示を速やかに判断・発令することが望ましい。また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。

・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。例えば、高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び潮位観測情報を参考にする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

・高潮における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

・水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・既に暴風域に入っていることが想定されることについて、警戒レベル5緊急安全確保の発令とあわせて情報提供すべきである。

・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(5) 津波

ア 発令対象の被害

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

イ 発令対象区域の設定

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

- ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合には、避難指示を発令することとする。

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

①大津波警報の発表時

最大クラスの津波※により浸水が想定される地域を対象とする。ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

※最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）

②津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。津波の高さが高いところで 3 m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。ただし、津波の高さは、予想される高さ 3 m より局所的に高くなる場合も想定されるとから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

③津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする津波の高さが高いところで 1 m と予想されるため、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。ただし、津波の高さは、予想される高さ 1 m より局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

また、海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

4 警戒区域の設定

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。

(1) 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる（災害対策基本法第63条第1項）。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する（災害対策基本法第63条第2項）。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する（災害対策基本法第63条第3項）。

(2) 設定の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官又は海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 知事による代行

知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施す

べき措置の全部又は一部を代行することになっている。(災害対策基本法第73条)

5 避難誘導

市長等の避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ行政区単位等で集団避難を行うものとし、特に避難行動要支援者については、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行う。

また、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては在宅の避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民の果たす役割が大きいことから、市は民生委員、地域の自主防災組織及び行政区等と連携し、避難行動要支援者と近隣住民の共助意識の向上に努めることはもとより、避難の際は消防団員の誘導のもと、これらの単位集団で行動できるよう平時から心掛けておく。

(2) 避難の誘導

避難指示等をしたときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導は当該地区の消防団員（避難誘導員）が行い、誘導責任者は当該地区の区長又は消防団幹部とする。

イ 危険区域及び避難場所等に市職員及び市交通指導員を配置し、適切な避難誘導を行う。

なお、必要に応じ上天草警察署長に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を求める。

(3) 誘導時の留意事項

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 住民に対して、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(4) 移送の方法

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、市が車両等により移送する。

なお、災害地が広範囲で、市において対応できないときは、近隣市町の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、県に要請する。

(5) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締まり、火気の始末を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等）

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

6 避難所の開設及び収容

市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット動向など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民知識、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

さらに、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識を住民へ普及させる。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、市内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町と協議し、収容の委託あるいは隣接市町の建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

(2) 収容施設等

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容する。

(4) 住民への周知

市は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として市職員）を定める。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告する。

なお、避難所開設の報告に当たっては、あらかじめ定めていた「避難所開設報告書」により行う。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図る。

(7) 避難所の管理運営

ア 市は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他市町村からの派遣職員やボランティア・ボランティア等の外部支援者等の活用についても検討する。

イ 市は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

ウ 市は、行政区長、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県から支援を受ける。

エ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

オ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当と保健福祉担当が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

キ 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみで世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行う。

ク 避難期間が長期化する場合、市は県と連携し、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行う。

ケ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努める。

コ 市は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努める。

サ 市は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進める。

シ 市は、家庭動物との同行避難に備えて、ペット避難所の設置又は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ス 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(8) 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内である。

県は、市が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合には、内閣総理大臣との協議が必要となるため、市の避難所開設状況を把握しておくものとする。

7 避難行動要支援者に対する対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、地域防災計画に定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないように、避難行動要支援者名簿(データ)のバックアップ体制(紙媒体、複数の保管場所など)構築するとともに、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施する。

市は、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施する。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮する。

(3) 熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)の派遣要請

市は、災害発生時における避難行動要支援者の支援活動に対し、市のみでは対応できないと判断した場合は、県に熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)の派遣を要請する。

(4) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、避難行動要支援者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、避難行動要支援者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設に加え、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、避難行動要支援者の特性に応じた専用の避難所(福祉避難所)の指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市町村のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。

(5) 情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等においては、避難行動要支援者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児・者をサポートする人など専門的支援者の確保に努める。

また、避難行動要支援者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等分かりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努める。

(6) 生活の支援

ア 相談体制の整備

市は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、避難行動要支援者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行う。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行う。

イ 心身両面の健康管理

避難行動要支援者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行う。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等によるこころのケアを行う。

(7) 避難支援計画の策定

市は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、市は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努めるものとする。

さらに、策定された避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

なお、避難支援計画は、市の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針（平成25年8月内閣府策定）」を参考とするものとする。

8 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておく。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施する。

(1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとるよう指示する。

イ 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するように配慮する。

ウ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、行政区、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求める。

(2) 避難の指示等

ア 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施する。

また、避難の指示に当たっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝える。

イ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行う。

ウ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずる。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底しておく。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行う。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、行政区、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

イ 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行う。

ウ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

(ア) 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮する。

(イ) 通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずる。

エ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告する。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をする。

イ 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡する。

ウ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。

エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講ずる。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

イ 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意する。

ウ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施する。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、行政区、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておく。

オ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにする。

(ア) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(カ) 負傷者の救護方法

(キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法

(ク) 登下校中の避難方法

9 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求める。

県は、市町村から協議要求があった場合、他県と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

10 被災者等への的確な情報活動関係

市は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

11 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第13節 災害救助法等の適用計画

健康福祉部（福祉課）

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- (1) 市町村の区域内の人口に応じ、次表のA欄に定める数以上の世帯数の住家が滅失したとき。
- (2) 県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、滅失住家の世帯数が次表のB欄の世帯数以上に達したとき。

市町村の区域内の人口		A	B
5,000人未満		30世帯	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	40	20
15,000人以上	30,000人未満	50	25
30,000人以上	50,000人未満	60	30
50,000人以上	100,000人未満	80	40
100,000人以上	300,000人未満	100	50
300,000人以上		150	75

- (3) 県の区域内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

本編第8節「情報収集・伝達及び被害報告取扱計画」3の「(2) 被害の判定基準」に基づく。

(3) 世帯及び住家の単位

本編第8節「情報収集・伝達及び被害報告取扱計画」3の「(2) 被害の判定基準」に基づく。

3 災害救助法の適用手続

災害に際し、市における災害が、前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は天草広域本部長を経由して、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 救助の種類及び実施基準

救助の種類及び実施基準については、資料11－1を参照のこと。

第14節 救出計画

健康福祉部（福祉課） 消防団

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索又は救助して、その者の保護を図る。

1 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施する。

(1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

ア 大規模地震・津波及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある場合

イ 火災の際に火中に取り残されたような場合

ウ がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合

エ 水害の際に流失家屋とともに流され又は孤立した地域等に取り残されたような場合

オ 土石流により生き埋めになったような場合

カ 登山者が多数遭難したような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

2 救出の方法

(1) 市は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施する。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行う。

(2) 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。

また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておく。

(3) 市による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求める。

(4) 自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、市、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

3 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する場合は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図る。

4 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する場合は、職員等の惨事ストレス対策に努める。

5 応援の手続き

市長において救出作業ができないとき又は機関器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次による。

- (1) 市長において応援を受ける必要があると認めたときは、県等の出先機関に対し要請を行う。
- (2) 県等の出先機関（天草広域本部）において応援の実施ができないときは、県本庁（県本部）に応援の要請を行うことになっている。

6 災害救助法が適用された場合の実施

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、市長は、知事に期間の延長を申請する。

第15節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

市民生活部（環境衛生課・市民課・姫戸統括支所・龍ヶ岳統括支所）

災害により行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図る上からも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

1 行方不明者等の搜索

行方不明者等の搜索は、市において、消防団等の労力により、また上天草警察署及び天草広域連合消防本部等の協力を得て、必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。ただし、市において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。

2 遺体の収容

市町村は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市町村は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

3 遺体の埋火葬

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが極めて困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合における遺体の応急的な埋火葬を行う。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 遺体安置所の確保
- (5) 作業要員の確保
- (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- (7) 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

第16節 医療救護計画

健康福祉部（健康づくり推進課・福祉課） 上天草総合病院

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 医療救護の実施要領

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院、医院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

(3) 医療救護の期間

- ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内とする。
- イ 助産
分べんした日から7日以内とする。

2 医療救護活動

- (1) 市長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。市のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町等に応援等を要請する。
- (2) 救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- (3) 救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
 - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 遺体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市（災害対策本部）への収容状況等の報告

(4) 救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。

ア 重症者及び中等症者の収容と処置

イ 助産

ウ 遺体の検案

エ 医療救護活動の記録及び市（災害対策本部）への収容状況等の報告

(5) 市のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、隣接市町に応援等を要請する。

3 医薬品等の調達

(1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。

(2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町に対し、調達あっせんを要請する。

4 医療機関等の状況

市内の医療機関等の状況は、資料7-2のとおりである。

なお、市長は、災害時において市内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、この旨住民に広報する。

5 災害救助法による実施

災害救助法が適用されたときの実施基準は、「災害救助法施行細則」により実施する。

6 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により市が負担する。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りでない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法実施基準（費用の基準）に定めるところに準ずる。

(2) 救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり又は障がい者となったときの災害補償は、「熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

第17節 食料供給計画

経済振興部（農林課）
健康福祉部（福祉課）

災害時には、住居の浸水や焼失・倒壊及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は、関係機関等と連携して被災者の食生活を保護するため、食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、市内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、「熊本市町村災害時相互応援に関する協定」（資料3－2参照）に基づく、協定締結先からの提供又は天草広域本部総務振興課を通じて知事に要請する。

イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが市内における調達が不可能であり、若しくは必要数量の確保ができない場合は、「熊本市町村災害時相互応援に関する協定」（資料3－2参照）に基づく提供又は天草広域本部総務振興課を通じて知事にそのあつせんを依頼する。

(2) 特別措置（災害救助法が適用された場合）

ア 市長は、交通、通信の途絶により、災害救助米穀の引き取りに関する知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、九州農政局生産部長又は政府所有米穀を保管する倉庫責任者（農協組合長等）に対して直接引き渡しを要請することができる。

イ 市長は、前記アの措置をとった場合には、速やかに知事に対して引き取りの数量等を報告する。

2 食料の輸送

(1) 食料集積地の指定及び管理（資料9－2参照）

ア あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

イ 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

(2) 輸 送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

(3) 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(4) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による災害地までの輸送を要請する。

3 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

(1) 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

- ア 被災者…炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- イ 応急供給受給者…災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ウ 災害救助従事者…災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給食料

米穀（米飯を含む。）、乾パン、即席めん類及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

(3) 供給数量

供給数量は、一人当たりの基本供給量に、受給者及び供給の日数に相当する数量である。

一人当たりの供給量の目安

品 目	目 安
米 穀	被災者 1食当たり精米200g 以内 応急供給受給者 一人1日当たり精米400g 以内 災害救助従事者 1食当たり精米300g 以内
乾 パ ン	1食当たり 1包（100g 入り）
食 パ ン	1食当たり 185g 以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200g 以内

4 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

- ア 市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、自ら又は委託して炊き出しを行う。
- イ 市が多大の被害を受けたことにより、市において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に炊き出しについて協力を要請する。

(2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分

第18節 給水確保対策計画

水道局

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源にする。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水体制の確立**(1) 応急給水**

市（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

(2) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設及び要配慮者利用施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の汚染状況

(3) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、保健所に協力を求める。**(4) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。****(5) 医療機関、社会福祉施設及び要配慮者利用施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。****(6) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能**

な限り図る。

(7) 被災地における最低給水量は、一人1日2ℓを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。

(8) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、近隣市、県及び自衛隊等へ応援要請する。

(9) 各家庭及び住民に対して10～20ℓ入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

3 給水の実施

(1) 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設、要配慮者利用施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(2) 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) ポリ容器等による給水

ア 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 学校、保育園等で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を整備する。

ウ 避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

エ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

4 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道業者に要請し、被災後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請するとともに、市長を通じて知事に応援の業者のあっせんを求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア)配水場及び給水拠点までの配水管

(イ)医療機関等の緊急利水施設への配管

(ウ)その他の配管

5 被災者への情報伝達

被災者に対し、防災行政無線、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコン通信ネットワークの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。

6 応援要請

市内で飲料水の供給を実施することができないときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」（資料3-2参照）に基づき、応援要請を行うとともに、被災状況によっては、次の事項を示して天草広域本部総務振興課を通じて知事に調達あっせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第19節 生活必需品供給計画

経済振興部（観光おもてなし課）
健康福祉部（福祉課）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る。このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。その際、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具類（毛布等）
- (2) 衣料（作業着、下着、靴下等）
- (3) 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- (4) 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- (5) 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- (7) その他（ビニールシート）

2 生活必需品の調達

- (1) 調達方法

あらかじめ市内関係業者と協議し、必要に応じ調達する。ただし、市内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町に対しあつせんを依頼する。

- (2) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、**資料9-2**のとおりとする。

3 生活必需品の配分

- (1) 配分対象者は、住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又はき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。
- (2) 市は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。
- (3) 物資管理者は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、

受領書を徴する。

(4) 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

ア 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）

イ 救助物資の品名、数量

ウ 救助物資の受払い数量

4 費用及び期間

(1) 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(2) 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

第20節 住宅応急対策計画

建設部（都市整備課） 教育部（学務課）

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図る。ただし、災害発生直後における住居対策については、本編第12節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市長が行う。

市のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て実施する。

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

また、市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。

(1) 入居基準

住宅が全壊又は全焼し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることのできない者とする。

入居者の選定に当たっては十分な調査と検討を加え、設置後短期日の間に空屋となることのないよう適正を期する。

(2) 建築基準

ア 規模 1戸当たり 災害救助法の限度額以内

イ 費用 1戸当たり 災害救助法の限度額以内

ウ 着工 災害発生の日から20日以内

エ 設置場所 原則として市長が選定する場所とする。

オ 供用期間 2年以内

3 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、建設関係業者の協力を得て実施する。

(1) 対象者

ア 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者

イ 自らの資力で応急修理ができない者

(2) 修理基準

ア 修理の範囲は、世帯単位ではなく戸数単位で実施する。

イ 居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

ウ 費用 1戸当たりの応急修理基準 災害救助法の限度額以内

エ 修理期間 災害発生の日から、1か月以内

4 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、市長は公営住宅の入居(公営住宅法第16条第1項に基づく特定入居者又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行う。

5 民間施設の提供

市は、民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図るとともに、空室等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努める。

6 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

7 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

市は、公営住宅などの募集案内の周知について、県ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者周知する方法等の検討を行う。

第21節 建築物・宅地等応急対策計画

総務部（危機管理防災課）建設部（建設課・都市整備課）

大規模な地震・津波により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図る。

1 被災建築物応急危険度判定制度

- (1) 市は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者、又は使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。

2 被災宅地危険度判定制度

- (1) 市は、市域において地震又は津波等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、被災宅地危険度判定を実施する。
- (2) 市は、被災宅地危険度判定を実施するに当たり、判定士の派遣を県に要請する。
- (3) 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

3 被災建築物等への対応

- (1) 市は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行う。
- (2) 市は県と連携し、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散を防止するため、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、関係法令等に基づき、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

第22節 交通規制計画

総務部（危機管理防災課） 建設部（建設課） 経済振興部（農林課）

災害時に異常気象時等で、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合又は橋梁等の交通施設に被害が発生した場合は、交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施する。

1 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、市長と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期する。

区 分		範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	(1) 本市又は本市に隣接、近接する地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2) 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2 交通規制の措置要領

市長は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、上天草警察署と相互に緊密な連絡をとりながら速やかに必要な規制を実施する。

3 交通規制の実施

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、市長又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合にはう回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

なお、道路標識施設の設置基準は、次による。

(1) 道路標識を設ける場合

- ア 通行止め：歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- イ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- ウ う回路：う回路のある交差点の手前の左側の路端

(2) 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行

うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施す。

(3) 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）に定めるところによる。

4 相互の連絡・協力

市長及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行う。

第23節 緊急輸送計画

総務部（総務課・危機管理防災課） 建設部（建設課）

災害時における緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1 緊急通行車両の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 第一段階（災害発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

(2) 第二段階（応急対策活動期）

- ア 前記(1)の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

(3) 第三段階（復旧活動期）

- ア 前記(2)の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

2 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出制度

- ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する市有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。
- イ 事前届出についての事務は、上天草警察署交通課において受付し、県警察本部交通部交通規制課において行う。

(2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- ア 確認の申し出
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
- イ 標章及び証明書の交付
アにおいて確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施

行規則で定める標章及び証明書が交付される。

ウ 緊急通行車両の確認の取扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部若しくは警察署若しくは交通検問所等の検問箇所又は知事部局において行う。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 輸送力の確保

実施機関が所有する車両だけでは輸送が確保できない場合には、次の順位により必要に応じて借り上げて輸送の円滑化を図る。

(1) 車両等の確保

- ア 公共的団体の車両（資料9－3参照）
- イ 輸送を業とする者の所有車両
- ウ その他（自家用車両等）

(2) 空中輸送等の確保

空中輸送の要請は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、要請する。

(3) 船舶の確保

- ア 公共的団体の船舶
- イ 輸送を業とする者の所有船舶

(4) 緊急輸送道路の指定・ネットワーク化

市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規

格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

4 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あっせんを要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要な事項

5 輸送力の配分

- (1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- (2) 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

6 災害救助法に基づく措置基準

- (1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - ア 被災者を避難させるための輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 被災者救出のための輸送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救援用物資のための輸送
 - カ 遺体捜索のための輸送
 - キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (2) 適用される輸送費は、本市における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

第24節 保健衛生計画市民生活部（環境衛生課） 健康
福祉部（健康づくり推進課）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図る。

市長は、知事の指示を受け、感染症の予防及びまん延防止のため、次により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずる。

(1) 防疫の実施組織等**ア 防疫班の編成**

市長は、防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員3名をもって編成し、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除を行う。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておく。

(2) 実施方法等**ア 消毒**

市長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・第16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施する。

イ ねずみ族昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施する。

ウ 生活用水の使用制限等

市長は、知事から指示を受けた場合は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その使用又は給水を制限し、又は禁止するとともに、知事が生活用水の給水制限等を実施した場合は、生活用水の供給を

実施する。

エ 臨時の予防接種

市長は、知事の指示により、感染症のまん延防止を図る上で緊急の必要がある場合は、予防接種法第6条により臨時に予防接種を行う。

2 食品衛生の確保

被災地における食品の衛生確保を図るため、保健所や関係機関の協力を得て監視指導を実施する。

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い、加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

(2) 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

ア 浸水期間中営業の自粛

イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒

ウ 使用水の衛生管理

エ 汚水により汚染された食品の廃棄

オ 停電により腐敗、変質した冷凍食品等の廃棄

(3) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

ア 手洗いの励行

イ 食器類の消毒使用

ウ 食品の衛生保持

エ 台所、冷蔵庫の清潔

3 健康管理

(1) 健康調査、健康相談

県保健所の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

第25節 災害ボランティア活用計画

大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図る。

さらに、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 実施体制の確立

大規模災害発生後、直ちに社会福祉協議会等に受付窓口を設置し、一般ボランティアの受入体制の確保を図る。

また、市及び市社協等は、災害状況に応じて市単独又は複数の市町村の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という。）を設置する。

市及び市社協等は関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保する。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、平時から近隣市町や、近隣市町社協等との応援・協力体制を構築しておく。

(1) 被災地センターの役割と機能

- ア 市や県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- イ 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ウ 活動用資材や機材の調達（県災害ボランティアセンター、市等と連携）
- エ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- オ ボランティアの受入れ
- カ ボランティア希望者の配置等
- キ 救援物資の仕分け、配布
- ク 現地での支援活動
- ケ ボランティアの健康管理
- コ その他

(2) 市の対応

- ア 連絡調整窓口の設置
- イ 活動場所の提供
- ウ 行政情報の適切な提供

(3) 組織及び運営体制

ア 組織

関係団体と協議の上効率的・効果的な組織体制を整備する。

イ 運営体制

地域ボランティア関係団体や県災害ボランティアセンターから派遣される運営スタッフ、また、災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

(4) 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市社協等にその活動を引き継いでいく。

2 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配付）
- (3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアについては、第2編第20節「災害ボランティア計画」に基づき、各活動担当部局において実施体制の確立等を図る。

4 情報の提供

市は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供する。

5 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に努める。

第26節 廃棄物処理計画

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物等の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

1 被害状況調査、把握体制

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、天草保健所へ報告する体制を整備する。

2 廃棄物の仮設場用地の選定等

- (1) 市は、災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、レイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。 資料11-2 参照

- (2) 市は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施を通して、処理能力の確認を行う。

3 災害廃棄物処理

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の排出量を推計するとともに、災害廃棄物処理施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講ずる。
- (2) 市は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、災害廃棄物処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。
- (3) 市は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。
- (4) 市は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

- (5) 市は、防疫上生ごみ等の腐敗性の災害廃棄物を優先的に収集運搬する。
- (6) 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら市の定める仮置場唐に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散

在し 緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。

- (7) 災害時には、大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、市は必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置場所を確保する。

4 し尿処理

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。
- (3) 市は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講ずる。

5 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (3) 市は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。

また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。

- (4) 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。

6 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、被災地の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 市は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。

7 堆積土砂処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 市は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処

- 理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。

第27節 文教対策計画

教育部（学務課）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、教育の確保を図る。

1 実施機関

- (1) 市立学校の文教施設の災害応急復旧は、市が行う。
- (2) 市立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は市教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、又は市のみで実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会を通じ必要関係機関の協力を求める。

2 応急教育対策**(1) 応急教育実施の予定場所**

市教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり、災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置する。

ア 学校施設が被災した場合は、県教育委員会の協力を得て、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるようにする。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設等の借り上げを行う。

ウ 災害の状況によっては、近隣市町の小、中学校施設への委託等により、教育の実施を図る。

(2) 応急教育の方法

掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施する。

ア 教職員の確保

市教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を受け、教育上の混乱を生じないよう教職員の確保に努める。

イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(ア) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、市教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（救助法適用の場合は、市教育委員会は市長を経由して報告）

(イ) 前記(ア)の報告に基づき、必要に応じ教材（教科書）について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて、県教育委員会が調達をあっせんすることになっている。

3 休校措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び職員、児童、生徒の被災により通常の教

育を行えない場合は、小・中学校長は市教育委員会と協議の上、休校措置をとる。

(1) 授業開始後

授業開始後休校措置をとった場合、学校長は児童・生徒の保護者に速やかに連絡をとり、あらかじめ定めた児童・生徒送達計画により教職員が地区ごとに引率し、送り届ける。なお、教職員で万全を期し難い場合は、消防団の応援を求め児童・生徒の安全な帰路を図る。

(2) 登校前の措置

登校前に災害の発生又は発生のおそれがある場合は、小中学校長は市教育委員会と協議し、あるいは学校長の独自の判断により休校措置をとることができる。

この場合は、学校長は教職員を招集し、児童・生徒の保護者に電話等によりその旨を通知する。万全を期し難いときは、必要により市広報車の出動を要請し徹底を図る。学校長の独自の判断により休校措置をとった場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

4 学校給食等の措置

学校給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、学校設置者である市長から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示することになっている。

第28節 障害物除去計画

建設部（建設課・都市整備課）

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1 障害物の除去対象及び除去の方法**(1) 障害物除去の対象**

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- エ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ア 市は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかにに行う。
- イ 前記アにより実施困難な場合は、本編第4節の「自衛隊災害派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行う。
- ウ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行う。

2 災害救助法における障害物の除去

救助の種類及び実施基準については、資料11－1を参照のこと。

3 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管、又は廃棄する。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、市長、警察署長、又は海上保安部の事務所の長において、次のような場所に保管する。なお市長、警察署長、又は海上保安部の事務所の長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害とならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に

適当な場所

4 障害物の処分方法

市長、警察署長又は海上保安部長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うが、処分方法については、次により行う。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管する。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管する。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第29節 公共施設応急復旧計画

経済振興部（農林課・みなと・水産課） 建設部（建設課・都市整備課） 健康福祉部（健康づくり推進課・福祉課） 教育部

公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、住民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

1 道路・橋梁

(1) 人員資機材の整備を行うとともに、建設業協会を通じて、使用できる建設資機材等の確保を行う。

(2) 応急工事の施工

被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図る。

2 港 湾

災害により被災した港湾施設は、その主要度、緊急度及び公共性に応じて、関係機関の協力を求めて迅速な応急措置を実施し、努めて海上交通の確保を図る。

(1) 人員資機材の確保

ア 手持ち、若しくは地元業者を通じて確保を図る。

イ 災害の規模及び状況により、実施機関は相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて人員資機材の確保を図る。

ウ 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させる。

(2) 応急工事の施工

公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通の確保を図るよう工事を実施する。

3 河川・海岸

(1) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、人員、資機材が不足する場合は、他の管理者と相互の融通、調達、あっせん等の手段を講じて、人員、資機材の確保を図る。

(2) 応急工事の施工

災害発生後、速やかに河川・海岸の堤防及び構造物の被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、崩壊等の有無を調査し、その対策を実施する。

また、断続的に被害が発生することも予想されるため、増破についても考慮したところで、応急及び仮復旧を実施する。

なお、工法については、従来の水防工法に加えて可能な限り考えられる災害対策を施す。

4 漁 港

災害により被災した漁港施設は、その重要度、緊急度及び公共性に応じて、関係機関の協力を求めて迅速な応急措置の実施を図る。

(1) 人員資機材の確保

ア 建設業協会を通じて確保を図る。

イ 災害の規模及び状況により、他の管理者と相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて人員、資機材の確保を図る。

ウ 業者の請負に付して工事を行う場合は、すべて請負業者に確保させる。

(2) 応急工事の施工

公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通の確保を図るとともに、緊急輸送に必要な交通路の確保を図る。

5 下水道

(1) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、人員、資機材が不足する場合には、下水道九州ブロック災害時支援体制の定めるところにより、確保を行う。

(2) 応急工事の施工

ア 管渠

流水機能を確保するため、陥没や破断、破壊した管渠の入れ替え、マンホールの浮きやズレの補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄、水路護岸崩壊の仮復旧等を優先して行う。

イ 処理場、ポンプ場

被害の状況に応じて最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行う。

6 農地及び農業用施設等

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記3(1)により確保し、応急工事を実施する。

7 社会福祉施設・医療衛生施設

応急工事を実施する場合に、人員及び資機材が不足するときは、前記3(1)に準じて確保し、応急工事を実施する。

8 学校施設

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、学校を避難所として提供したことにより、長期間使用できない場合の対応についても検討しておく。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を

図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

第30節 農林水産応急対策計画

経済振興部（農林課・みなと・水産課）

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため、次のとおり応急対策を実施する。

1 農 業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、市は県農林水産部、県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導する。

また、被災発生のおそれがある場合についても被害の未然防止対策について指導する。

なお、個別の対策については、「熊本県地域防災計画」資料編「第7 農林水産応急技術対策実施要領」のとおりである。

2 林 業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。

また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実に行うため、市は、県農林水産部、天草広域本部、林業関係団体及びその他の関係機関と連絡を密にして当たる。

なお、個別の対策については、「熊本県地域防災計画」資料編「第7 農林水産応急技術対策実施要領」のとおりである。

3 水産業

台風等により、養殖漁業及び漁船漁業等に被害発生が予想される場合には、市は、県農林水産部、天草広域本部、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、被害の発生を未然に防止するよう指導する。

また、被害が発生した場合、早急に関係機関とともに応急対策及び復旧対策に当たる。

なお、個別の対策については、「熊本県地域防災計画」資料編「第7 農林水産応急技術対策実施要領」のとおりである。

第31節 救援物資要請・受入・配分計画

健康福祉部（福祉課）

各方面から被災者に寄せられる救援物資について、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備する。

1 不足物資の把握

市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握する。不足物資の供給に関して市のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行う。

2 受入体制の整備**(1) 拠点集積場所の選定**

市は、避難所の位置を勘案の上、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定しておく。（資料9－2参照）

(2) 拠点集積場所への職員等の派遣

市は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期する。

市は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送をするため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取り扱い

災害のため個人、会社又は団体等から知事に送付された救援物資は、県（本庁）、天草広域本部総務振興課がこれを受領し、市長を通じて被災者に配分することになっている。

3 市は物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、市は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第32節 海上災害対策計画

災害により、船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持に当たる。

1 市における応急対策

海上災害が発生した場合、市（消防機関を含む。）は熊本海上保安部、県及び県警察と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体への協力を求める。

(1) 人命の救出、救護

市は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救護活動を実施する。

(2) 初期消火及び延焼防止

(3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知

イ 火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

(4) 警戒区域の設定、立入制限、退去等の命令

ア 市長は災害が発生し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

イ 市長は、前記アにより警戒区域を設定したときは、速やかに公表し、災害対策に従事する者以外の立入禁止制限又は当該区域からの退去を命令する。

ウ 公表は、掲示するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を利用するとともに、広報車、有線放送等により広報を行い住民へ周知を図る。

(5) 沿岸住民に対する避難の指示

(6) 沿岸地先海面の警戒

排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先、海面への巡回監視

(7) 情報収集及び伝達

(8) 排出油に係る対策

ア 市は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を講ずる。

イ 排出油の漂着により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を講ずる。

ウ 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施の上、天草広域本部総務振興課を経由して県災害対策本部（危機管理防災課）に報告する。

2 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に伴う救助活動に必要があると認めるときは、本編第4節「自衛隊災害派遣要請計画」により知事に自衛隊の派遣を要請する。

第33節 防災関係機関における業務継続計画

総務部（総務課・危機管理防災課）

市は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、市は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- 1 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気、水、食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

※ 細部は、別冊「上天草市業務継続計画」による。

2 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に伴う救助活動に必要があると認めるときは、本編第4節「自衛隊災害派遣要請計画」により知事に自衛隊の派遣を要請する。

第34節 原子力災害対策計画**全 部**

川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等を想定して、本市における必要な対策について定める。

1 組織体制の確立

市は、県と連動しながら次の場合に、一般災害対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとる。

(1) 警戒体制

ア 発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。

イ 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。

(2) 災害情報本部体制

ア 発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき。

イ 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき。

(3) 災害対策本部体制

ア 市内で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき。

2 情報の収集・伝達

(1) 市は、原子力発電所事故等の情報について、県から収集する。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的な情報収集を行う。

(2) 市は、これらの情報を防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急情報メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて避難指示等の伝達を行う。

住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

ア 事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時

イ 事故の状況と今後の予測

ウ 発電事業者における対策状況

エ 所在県等における対策状況

オ 屋内退避又は避難が必要となる区域

カ 県及び市町村の対策状況

キ 対象住民等がとるべき行動

ク その他必要な事項

(3) 市は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、避難指示の状況等について、行政区、消防団、要配慮者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行う。

また、市は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

3 相談窓口の設置

市は、県等と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

4 住民避難等の防護活動

(1) 県は、国、所在県及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、放射性物質の拡散の見通し、所在県での住民避難状況等を総合的に勘案して、県内における住民避難等の要否を判断し、必要と判断した場合は、市に対して、住民へ避難等を指示するよう要請する。

この場合、県は、市と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

ア 屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定

イ 避難先及び避難所に係る市町村間の調整

(2) 住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。市は県と連携し、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

また、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用のほか、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

(3) 住民避難に当たって、市は、要配慮者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

5 健康相談及び医療の実施

市は、必要に応じて、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

また、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

6 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、市内への放射性物質の飛来、拡散状況等を踏まえ、必要に応じて、飲料水、飲食物及び農林畜水産物の検査を行い、国が定める摂取制限等の基準に抵触する場合は、国及び県の助言等を踏まえ、当該飲料水等の摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。

第1節 災害復旧・復興の基本方向

全 部

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、避難行動要支援者の参画を促進する。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

経済振興部（農林課・みなと・水産課）
建設部（建設課）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施機関は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たる。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなどの事業計画を樹立し、これら施設の早期復旧の完成に努める。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河 川 河川法第3条による施設等
- (2) 海 岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- (3) 砂防設備 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸

- (4) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- (8) 港 湾 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁 港 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10) 下 水 道 下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設
- (11) 公 園 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの。

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産業施設災害復旧計画

経済振興部（農林課・みなと・水産課）

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が甚大でしかも高度の技術を要するものなどは、その実情に応じ県営事業として施行される。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、本章第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施行する。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図る。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3か年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図る。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

ア 沿岸漁場整備開発施設（政令で定めるもの）

イ 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する基本施設）

(5) 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

ア 倉庫

イ 加工施設

ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金のかさ上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

総務部（財政課） 建設部（建設課・都市整備課） 教育部（学務課）

国及び県との連携を図り、優先順位を適切にして、速やかに住宅災害、公立学校施設災害、土砂災害等の復旧を実施する。

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

暴風雨、洪水、高潮等その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において公営住宅を整備する。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

公営住宅関係住宅災害対策

	一 般 災 害		激 甚 災 害 (本激)	
	要 件	措 置	要 件	措 置
整 備	〈災害公営住宅整備事業〉 (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号) 1. 滅失戸数 ①被災地全域で500戸以上 ②1市町村の区域内で200戸以上 ③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として〈災害公営住宅〉の建設等に対する2/3補助標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 〈災害公営住宅〉借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5	〈罹災者公営住宅整備事業〉 (激甚法第22条) 1. 滅失戸数（災害指定） ①被災全域で4,000戸以上 ② 〃 2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数（地域指定） 1. の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)	滅失戸数の5割を限度として 〈罹災者公営住宅〉の建設等に対する3/4補助 〈罹災者公営住宅〉の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 * 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。

復

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と（独）住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、（独）住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努める。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施する。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあつては知事、市立学校にあつては市長が行う。

(2) 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、本章第1節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率のかさ上げ

ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入

エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く。）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

(1) 実施機関

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なも

のを除く。)の復旧は、県が実施する。

(2) 復旧方針

再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努める。

(3) 対象事業

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

4 原子力災害復旧対策計画

(1) 環境放射線モニタリングの実施

県は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。市もこれに協力する。

(2) 風評被害等の影響軽減

市は、県等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

ア 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。

イ 被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。

ウ 市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。

エ 特産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。

オ 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

(3) 住民健康相談

市は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

(4) 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、所在県、県及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を進める。

(5) 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編を準用して対応する。

第5節 被災農林漁業及び被災中小企業の経営安定計画

総務部（財政課） 経済振興部（農林課・みなど・水産課・観光おもてなし課）

災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被災農林漁業者及び被災中小企業者等に対し、融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

1 被災農林漁業

(1) 天災資金

天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体は当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行うことにより、被災農林漁業者等の経営の維持安定を図る。

なお、それに要する経費について、国はその一部を補助する。

(2) 日本政策金融公庫資金

ア 災害復旧関係資金

農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

イ 農林漁業セーフティネット資金

被害農業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。

2 被災中小企業

中小企業者が災害による被害を受けた場合は、市は県が行う各種の必要な金融措置に従い、これら被災中小企業者の経営の安定を図る。

3 融資要領

これら資金の融資要領は、熊本県地域防災計画「別冊資料編」のとおりである。

第6節 被災者自立支援対策計画

総務部（危機管理防災課・総務課・
財政課） 健康福祉部（福祉課）
市民生活部（市民課・環境衛生課）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講ずる。

1 被災者に対する生活相談

県は、被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図ることになっている。市はこれに協力するとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行う。

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

3 被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

4 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取扱いが個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは、職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行う。

5 義えん金品募集配分計画

(1) 募集要領

県及び日本赤十字社熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図る。

(2) 義えん金品の保管及び分配

ア 義えん物資の取扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義えん物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分する。

イ 義えん金の取扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、義えん金受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分する。

なお、配分方法については、義えん金配分委員会（災害の状況等によって、その都度関係部長等をもって設置する。）においてこれを決定する。

6 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

市は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携の上、被災者に対する制度の周知に努める。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 生活福祉資金の貸付
- (5) 母子寡婦福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

7 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市は、災害時に被災者自立支援対策が延滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 海上災害復旧計画

総務部（財政課） 経済振興部（農
林課・みなの水産課・観光おもて
なし課）

海上災害による油等危険物の流出に伴う災害復旧については、本章各節によるほか、次のとおりとする。

1 水産業施設復旧（漁港、漁場を含む）

関係団体と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

2 漁業経営安定対策の実施

被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

3 農業経営安定対策の実施

被害を受けた農業者に対し、その状況に応じた融資制度の活用等による農業生産の安定対策を講ずる。

4 中小企業経営安定対策の実施

油流出事故により経営の悪化した中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

5 風評被害対策の実施

油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関係団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大等の対策を講ずる。

6 補償請求

タンカーからの油流出に伴う流出油の防除・清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対して、補償請求する。

7 長期的な環境影響調査

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を講ずる。

第8節 復興計画**全 部**

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

また、県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

1 防災組織

1-1 災害対策会議並びに水防連絡協議会関係機関一覧

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊北熊本駐屯地第8師団司令部	861-8064	熊本市八景水谷2-17-1	096-343-3141
自衛隊熊本地方協力本部天草駐在員事務所	863-0032	天草市浄南町1-13	0969-22-3349
第5地対艦ミサイル連隊第3科	862-0901	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 (内3234)
熊本海上保安部	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-3104
熊本地方气象台	860-0078	熊本市京町2-12	096-324-3283
天草公共職業安定所	863-0002	天草市本渡町本戸馬場3018-1	0969-22-8609
九州農政局福岡農政事務所	812-0018	福岡市博多区住吉3-17-21	092-281-8261
上天草警察署	869-3603	上天草市大矢野町中11582-3	0964-56-0110
天草広域本部	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-22-4111 直通 24-0238
天草教育事務所	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-22-4111 直通22-6250
天草家畜保健衛生所	863-0002	天草市本渡町本戸馬場1706-3	0969-22-3668
天草空港管理事務所	863-2114	天草市五和町城河原1-2080-5	0969-57-6111
天草地域ダム建設事務所	863-0013	天草市今釜新町3593-17	0969-24-2025
上天草市役所（大矢野庁舎）	869-3602	上天草市大矢野町上1514	0964-56-1111
上天草市役所（松島庁舎）	861-6102	上天草市松島町合津3538-3	0969-56-1111
上天草市役所（姫戸統括支所）	866-0101	上天草市姫戸町姫浦2502-3	0969-58-2111
上天草市役所（龍ヶ岳統括支所）	866-0202	上天草市龍ヶ岳町高戸1412	0969-62-1111
天草広域連合消防本部	863-0001	天草市本渡町広瀬1687-2	0969-22-0119
天草郡市医師会	863-0002	天草市本渡町本戸馬場1078-2	0969-22-2309
天草エアライン株式会社	863-2114	天草市五和町城河原2080-5	0969-57-6000
天草貨物自動車運送事業協同組合	863-0001	天草市本渡町広瀬92-1	0969-23-2341

天草食糧株式会社	863-0002	天草市本渡町本戸馬場3150-1	0969-22-2125
熊本県建設業協会天草支部	863-0001	天草市本渡町広瀬176-17	0969-22-3243
天草地区危険物安全協会	863-0001	天草市本渡町広瀬1687-2 天草広域連合消防本部内	0969-22-3305
熊本県トラック協会天草支部	863-0021	天草市港町4-23 日本通運本渡営業所内	0969-23-5260
天草地区生コンクリート協同組合	863-0043	天草市亀場町亀川479-1	0969-23-5210
天草木材協会	863-0013	天草市今釜新町3530 天草事務所林務課内	0969-22-4111 直通 22-1070
九州電力株式会社天草営業所	863-0033	天草市東町79	0969-22-5105
九州電力株式会社宇城営業所	869-0502	宇城市松橋町松橋1325	0964-32-1118
N T T西日本本渡営業所	863-0025	天草市古川町6-3	0969-22-5000
N T T西日本宇城営業所	869-0502	宇城市松橋町松橋432-1	0120-39-3194
日本通運株式会社三角支店本渡営業所	863-0021	天草市港町4-23	0969-23-0202
天草産交株式会社	863-0011	天草市北浜町2600-1	0969-22-5231
三角島原フェリー	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-177	0964-52-2655
江崎汽船株式会社	863-1901	天草市牛深町2286	09697-3-4111
天草ガス株式会社	863-0021	天草市港町18-6	0969-23-2027
朝日新聞社天草通信局	863-0014	天草市東浜町14-2	0969-22-2436
読売新聞社天草通信部	863-0013	天草市今釜新町3578-2	0969-22-5345
西日本新聞社天草支局	863-0023	天草市中央新町1-8	0969-24-2233
熊本日日新聞社天草総局	863-0001	天草市本渡町広瀬176-44	0969-22-2413
月間あまくさ	861-6551	天草市下浦町2723	0969-24-1041
天草毎日新聞社	863-0016	天草市城下町1-8	0969-23-2222
みくに社	863-0033	天草市東町13-11	0969-22-4101
天草民友新聞社	863-0043	天草市亀場町亀川1101-113	0969-22-3238

2 防災関係条例

2-1 上天草市防災会議条例（平成16年3月31日 条例第158号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、上天草市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 上天草市地域防災計画及び上天草市水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- （2） 上天草市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代表する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 市会議員のうちから市長が委嘱する者 2人
- （2） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 2人
- （3） 熊本県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 3人
- （4） 熊本県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 1人
- （5） 市長がその部内の職員から任命する者 4人
- （6） 教育長
- （7） 消防機関 3人
- （8） 消防正副団長 5人
- （9） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 1人
- （10） 前各号に掲げる者のほか、公共的機関の代表者等のうちから市長が任命する者 8人

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年3月31日から施行する。

2-2 上天草市災害対策本部条例（平成16年3月31日 条例第159号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、上天草市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長の指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年3月31日から施行する。

2-3 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例 （平成16年3月31日 条 例 第 77 号）

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、上天草市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項並びに令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の大矢野町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大矢野町条例第4号）、松島町災害弔慰金の支給等に関する条

例（平成3年松島町条例第22号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年姫戸町条例第13号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年龍ヶ岳町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 合併前の条例の規定により貸し付けられた災害援護資金の貸付償還については、なお合併前の条例の例による。

2-4 上天草市災害見舞金等支給条例 （平成16年3月31日 条 例 第 78 号）

平成30年3月28日改正

（目的）

第1条 この条例は、市民が、災害を受けたとき、被災者又は遺族に対し、弔慰金、障害見舞金又は見舞金（以下「見舞金等」という。）を支給し、被災者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 上天草市の区域内で発生した暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波その他異状な自然現象又は火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 上天草市の区域内に住所を有する者をいう。
- (3) 被災者 災害により被害を受けた市民をいう。

（見舞金等の支給）

第3条 市は、次に掲げる規定に基づき、別表に定める額を支給する。

- (1) 弔慰金 市民が災害により死亡したとき、その者の遺族に対し支給する。遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第2項の遺族の範囲とする。ただし、災害当時兄弟姉妹のみで構成された世帯であつて、他に遺族がないときは、当該兄弟姉妹を遺族とみなす。
- (2) 障害見舞金 市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるとき、当該市民に支給する。
- (3) 見舞金 市民が災害により1か月以上の負傷をしたとき、又は市民が災害当時居住していた建物が、次に掲げる被害を受けたとき支給する。

区 分	認 定 基 準
全壊、全焼 （全流失を含む。）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70パーセント以上に達したもの又は住家の主要な構造部分の被害額が時価の50パーセント以上に達した程度のもの
半壊、半焼 （半流失を含む。）	住家の損壊部分が20パーセントから70パーセントまでのもの又は主要な構造部分の被害額が時価の20パーセントから50パーセントまでのもの
住家の床上浸水	住家の床上浸水によって日常生活に著しく支障を与えるもの
一部破損（がけ崩れによるものに限る。）	住家の半壊に至らない程度の破損によって日常生活に著しく支障を与えるもの

2 前項の弔慰金及び障害見舞金につき、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年上天草市条例第77号）により支給を受けたとき（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭

和48年政令第374号)第2条又は第2条の3に該当し、同条例により支給されなかったときを含む。)は、支給しない。

3 第1項の弔慰金及び障害見舞金の支給等については、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の龍ヶ岳町災害見舞金等支給条例(昭和57年龍ヶ岳町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

区 分	種 別	単 位	支 給 額
弔慰金	死亡	その世帯の生計を主として維持していた場合	800,000円
		上以外の場合	400,000円
障害見舞金	障害	その世帯の生計を主として維持していた場合	400,000円
		上以外の場合	200,000円
見舞金	負傷	6か月以上の医師の治療を要する場合	50,000円
		1か月以上の医師の治療を要する場合	20,000円
	全壊、全焼焼 （全流失を含む。）	1世帯につき	60,000円
	半壊、半焼 （半流失を含む。）	1世帯につき	40,000円
	床上浸水及び一部破損 （崖崩れによるものに限る）	1世帯につき	30,000円

備考 住家が借家の場合においては、支給額は、それぞれ2分の1の額とする。

2-5 上天草市災害危険地域に関する条例

(平成16年3月31日)
条 例 第 161 号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域)

第2条 法第39条第1項の災害危険区域は、別表のとおりとする。

(建築の制限)

第3条 前条の災害危険区域においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。

附 則

この条例は、平成16年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

災害危険区域地番

教良木	3766-1	3889-1	3912	3935-2	3951
3706	3766-2	3889-2	3913	3936	3952-1
3707	3767	3890	3914-1	3937	3952-2
3708-1	3768	3891-1	3914-2	3938-1	3953
3708-4	3769	3891-2	3915	3938-2	3954
3714-1	3770	3892-1	3916-1	3938-3	3955
3715	3771-1	3892-2	3916-2	3939-1	3956
3716	3771-2	3893	3916-3	3939-2	4078
3717-1	3772	3894-1	3916-4	3939-3	4079
3717-2	3773	又3894-1	3916-5	3940	4080-1
3719	3777-1	3894-2	3916-6	3941-1	4080-2
3721	3777-2	又3894-2	3917	3941-2	4081-1
3722	3778-1	3894-3	3918	3941-3	4081-2
3723	3778-2	3894-4	3919	3941-4	4081-3
3724-1	又3778-1	3894-5	3920	3941-5	4084-1
3724-3	又3778-2	3894-6	3921-1	3942	4084-2
3725-1	3779	3894-7	3921-2	3943-1	4085
3725-2	又3779	3894-8	3921-3	3943-2	4086
3726	3780	3894-9	3922	3943-3	4087
3727-1	3781	3895	3923	3943-4	4088
3727-3	3782	3896	3924	3943-5	又5772
3728-1	3875	3897	又3924	3944-1	姫浦
3728-3	又3875	3898	3925	3944-2	556
3745-2	3876	3899	3926	3944-3	556-1
3745-3	3877	3900	3927	3944-4	862-1
3754	又3877	3901	3928-1	3944-5	865-1
3755	3878-1	3902-1	3928-2	3945	882-1
3756	3878-2	3902-2	3928-3	3946-1	882-2
3758-1	3879	3903	3929	3946-2	883-1
3758-2	3880-1	3906	又3929	3946-3	884-1
3758-3	3880-2	3907	3930-1	3946-4	885
3759	3881-1	3909	3930-2	3946-5	886
3760	3882	3910	3930-3	3947	964
3761	3883	3911-1	又3930	3948-1	984
3762	3884	3911-2	3931	3948-2	985
3763	3885	3911-3	3932	3948-3	2214
3764-1	3886	3911-4	3933	3948-4	2215
3764-2	3887	3911-5	3934	3949	2216
3765	3888	3911-6	3935-1	3950	3122

3125	3990-2	5330	434	1126	2174
3132	4062	又5330	549	1720	2176
3133	4063	5331	550	1721	2177
3134-1	4064	5332-1	551	1722-1	2178
3134-2	4065	5332-2	552	1723-1	2202
3135	4949	5333	562	1723-2	2203
3137-2	4950	5334	578-1	1724	2204
3139	4951-1	5335-1	又 578	1725	2205
3327	4951-2	5335-2	578-1-1-1	1727-1	2206
3328	4982	5336	578-1-1-2	1727-2	2207-1
3329	4983	5337	579-1-1-1	1728	2207-2
3330-1	4984	5338	579-1-1-2	1739-1	2208
3330-2	4985	5339	579-2	1779	2209
3331	4986	5340	581	1780	2210
3332	4989	5342	582-1	1781-1	2211
3339	4990	又5342	582-2	1781-2	2212
3340	4991	5343-1	583	1782	2213
3625-1	4992-1	5344	又 594	1792	2214
3625-2	4992-2	5345	603	1793	2215
3627	4993	5346	604	1794	2216
3628	4994	5347	605	1795	2217
3629	4995	5347-1	606	1796	2218
3630	4996	5347-3	607	1797	2219
3664	4997	5347-4	608	2147	2220
3665	4998	5348	609	2148	2221
3666	4999	5349	610	又2148	2222
3667	5000	5350	611	2159	2226
3678	5319	5351	612	2160	2399-1
3968	5320	5352	613	2161	2399-2
又3968	5321-1	5353-1	614-2	2162	2400
3969	5321-2	5353-2	615	2163	2401
3970	5322	5353-6	616	2164	2402
3971	5323-1	5353-7	664	2165	2439
3972	5323-2	5353-8	665	2166	2441
3973	5324	又5353-1	670	2167	2442
又3984-1	5325	又5353-2	680	2168	2443
3986	5326	又5353-4	714-1	2169	2444
3987	5327-1	又5353-5	715	2170	2445-1
3988-1	5328	無番地	1122	2171	2445-2
3988-2	5329-1	無番地	1123	2172	2446
3989	5329-2	二間戸	1124	2173	又2446

2447	3687	4956	4997	5313-3	5527-1
2465	3688	4957	4998	5314-1	5527-2
2466	3781	4958	4999	5314-2	5527-3
2467	3782-1	4960	5000	5315	5527-4
2521	3782-2	4961	5001	5316	5527-5
2524	3783	4962	5002	5317	5528
2540	3784	4963	5003	5398	5529
2541	3844	4964	5004	5399	5530
2570	3845	4966	5005	5400	5531
2571	3846	4967	5006	5401	5532
2572	4027	4968	5007	5402	5533
2573-1	4028	4969	5008	5403	5534
2573-2	4029	4970	5009	5404	5535
2574-1	4030	4971	5010	5405	5536
2574-2	4032	4972	5011	5406-1	5537
2575	4033-1	4973	5012	5406-2	5538
2576	4033-2	4974	5013	5406-3	5539
又2577	4044	4975	5014	5406-4	5633
3049	4045	4976	5015	5407	5634
3050	4071	4977	5016-1	5504	5641
3051	4072	4978	5016-2	5507	5797
3053-1	4073	4979-1	5017	5508	5802
3099	4074	4979-2	5018	5509	5803
3100	4075	4980	5019	5513	5804
3130	4076	4981	5019-1	5514	5859
3131	4323	4982	5019-2	5515	5860
3132	4324	4983	5020	5516	5861
3133	4330	4984	5021	5517	5861-1
3134	4331	4985-1	5022	5518	5861-2
又3134	4332	4985-2	5023	5519	5861-3
3168	4333	4986	5024	5520	5862
3169	4343	4987	5025	5521	5863
3170	4345	4988	5026	5521	5864
3171	4346	4989	5029	5522-1	5865
3172	4347	4990	5030	5522-2	5866
3173	4348	4991	5031	5522-2	5867
3174	4351	4992	5032	5523	5868
3620	4352	4993	5033	5524	5869
3621-1	4353	4994	5035	5525	5870
3621-2	4953	4995	5313-1	5526	5871
3622	4955	4996	5313-2	5527	5872

5873	483	897	2081	2122-1	3235
又5873	485	898-2	2082	2122-2	3499
5875	486	又 898	2083	2124-2	3501
5879	487	又 898-2	2084	2125-2	3502
5880	488-1	898-4	2085	2125-3	3503
5907	488-2	899	2086	2127-1	3504
5913	489-1	900	2087	2127-2	3505
5914	489-2	901	2088	2129-1	3506-1
又5914	524-1	902	2089	2129-2	3561
5915-1	524-2	903-1	2090	2130-1	3564-1
5915-2	524-3	903-2	2091	2130-3	3564-2
又5915-2	526	又 903	2092	2139-1	3565-1
5916-1	527	957	2095	2140	3565-2
5916-2	528	958	2097	又2140	3566
5917	529	959	2098	2144	3567
5921	530	960	2099	2171-2	3568-1
5923-2	531	961	2100	2194-1	3568-2
5925	532	962	2101	2194-2	3569-1
5925-1	533	963	2102-1	2194-3	3570
5925-2	536	964	2102-2	2194-4	3571
5925-3	537-1	965-1	2103	2333	3572
5925-4	537-2	965-2	2104	2334	3573
5926	850	又1159	2105	2336	3759
5926-1	852	1192	2106-1	2337	3759
5926-2	853	1196-1	2106-2	2347-1	3760
5927-1	854	1197	2107	2347-2	3765
5927-2	888-2	又2066-3	2108	2348	3766
6178	890	又2066-4	2109	2349	3767
6179	891	2067	2110	2350	3768
6180	892	2068	2111	2351	3769
6181	又 892	2069	2112	2352	3771
6182	892-1	2070	2113	2353	3772
6183	892-3	2071	2114	2354	3773
6183-1	893-1	2072	2115-1	2355	3774
6183-2	893-2	2073	2115-2	2356	3775-5
6184	894-1	2074	2116	2505	3775-6
高戸	894-2	2075	2117	2506	3775-7
344	894-3	2076	2118	3138-1	3816
346	894-4	2077	2119	3229-2	3817
404-1	895	2080	2120	3229-5	3818
482	896	又2080	2121	3229-6	3819

3820	4077	4120	5617	1032-4	4381
3824	4078	4121	5618	1033	4382
3825	4079	4122	5619	1035-1	4383
3826	4080-1	4123	5625	1035-2	4384
3851	4080-2	4124	5690-1	1036	4385
3884-2	4080-3	4125	5691	1039	4386
3885-2	4081	4126	5693	1040	4387
3886-1	4082	4127	5694	1043	4388
4000	4083	4128 4129-1 4129-2 4131 4132 4133 4135 4137 4359-1 4359-4 4360-1 4360-2 4360-3 4360-4 4361 5582 5583 5584-1 5584-2 5585 5591 5593 5596 5597 5598 5600 5601 5602 5612-1 5612-2 5612-3 5614-1 5615	5695-1	1044	4413-1
4038	4084		5695-2	1045	4413-2
4039	4086		5695-3	1046	4414
4040	4087		5695-4	2603-2	又4414
4041	4088		5695-5	2628	4415 4416
4042	4090		5695-6	2629	
4043	4091		5695-7	3705-1	4417
4050	4092-1		5695-8	3781	4418
4051	4092-2		5696-1	3794	4419
4052	4093		5696-4	3795	4420
4053	4097		5697	3796	4421
4054	4098		5698	3797	4422
4055	4099		5744-1	3798	4423
4059	4101		5744-3	3799	4424
4060	4102		5745-1	3800	4425
4061	4103		5745-2	3801-1	4426-1
4062	4104		5746	3801-2	4426-2
4063	4105		又5746	3801-3	4427-1
4064	4106		大道	3896-1	4427-2
4065	4107		1030-3	3896-2	4427-3
4066	4108		1030-4	3896-3	4428-1
4067	4109		1030-6	3900-1	4428-2
4068-1	4110		1030-7	3900-2	4429
4068-2	4111		1030-11	3900-3	4430
4069	4112-1		1030-12	3901-1	4431
4070	4112-2		1030-13	3916-3	樋島
4071-1	4113		1031-1	4378	63-1
4071-2	4114		1031-2	4379-1	63-2
4072	4115		1031-3	4379-2	128
4073	4116		1031-4	4379-3	129
4074	4117		1032-1	4379-4	130
4075	4118		1032-2	4379-6	131
4076	4119		1032-3	4380	246

247	297	307	379-1	487	1443-3
248	298	308	379-3	488	1443-4
249	299	309	379-5	1432	1443-5
250	300	又 309	379-6	1441-1	1445-1
251	301	310	379-8	1442-1	1445-5
252	302	311	381-1	1442-3	1445-6
253	303	312	381-2	1442-4	1445-7
294	304	322	381-3	1442-5	1446
295	305	356-1	382-1	1443-1	1448-2
296	306	356-2	382-2	1443-2	1456

3 応援に関する資料

3-1 九州・山口9県災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- (5) 医療支援
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。

5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
- (2) 各県の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
- (3) 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	佐賀県知事
長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事
鹿児島県知事	沖縄県知事
山口県知事	

3-2 熊本市町村災害時相互応援に関する協定

平成15年7月23日締結

241

令和3年5月25日一部改正

熊本市長会（以下「甲」という。）及び熊本市町村会（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における甲及び乙を組織する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市町村の区域内において、地震等の災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧及び復興対策ができない場合に、相互に応援することを目的とする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃、避難所運営、罹災証明書関係事務、生活再建支援関係業務、災害廃棄物に係る業務その他応急復旧活動及び復興対策に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村が応援を要請するときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話その他の通信手段等により要請するものとする。ただし、県内大規模災害発生時における県内市町村間応援職員派遣の調整に関する取扱い（令和3年3月4日策定。以下「取扱い」という。）の規定による大規模災害における前条第4号に掲げる応援の要請をするときは、取扱いで定めるスキームに基づき、要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容

- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市町村は、後日、要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し、前項各号に掲げる事項を文書で速やかに通知するものとする。ただし、前項ただし書による要請については、甲及び乙が前項各号に掲げる事項を応援市町村に対し、通知するものとする。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の応援要請に応じて応援活動に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れない場合は、被災市町村以外の市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。
- 3 前項の活動を行った市町村は、応援内容等を被災市町村に報告し、被災市町村の承認を得るものとする。
- 4 応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村での応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条 市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局及び連絡担当者を定め、甲及び乙は、毎年1回年度当初に名簿を作成の上、市町村間で共有するものとし、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（情報の共有等）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画、受援計画その他参考資料を市町村及び関係機関のホームページに掲載し、相互に情報を共有するものとし、平常時から応援の受入れ態勢の整備に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項については、市町村が

協議して定めるものとする。

附 則

243

- 1 この協定は、令和3年5月25日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月25日

甲 熊本県市長会

会長 佐藤 義興

乙 熊本県町村会

会長 荒木 康臣

熊本市町村災害時相互応援に関する協定実施細目

平成15年7月23日締結

令和3年5月25日一部改正

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結。以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援活動に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援市町村（協定第3条第2項に規定する応援市町村をいう。以下同じ。）の請求に応じて、応援を要請した被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）が負担することとし、その他の経費は応援市町村の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に規定する物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号に規定する車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第2条第4号に規定する応援活動に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当並びに応援業務に要した諸経費は、応援市町村が特別交付税の交付を受ける場合を除き、応援市町村の請求に応じて、応援市町村の職員について適用される条例等の規定に基づき算定される範囲内の額を応援要請市町村が負担する。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市町村が、応援要請市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市町村と応援市町村が協議して定める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市町村の長による請求書に關係書類を添付して、協定第7条に規定する連絡担当部局を経由して応援要請市町村の長に行うものとする。

245

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費については、同活動を行った市町村が負担するものとする。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

3 応援要請市町村は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他便宜を供与するものとする。

(その他の応援)

第7条 協定第2条第5号に掲げる応援については、応援要請市町村と応援市町村が協議して行う。

(協議)

第8条 この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、市町村がその都度協議して定める。

附 則

1 この実施細目は、令和3年5月25日から効力を生ずる。

2 この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月25日

甲 熊本県市長会

会長 佐藤 義興

乙 熊本県町村会

会長 荒木 康臣

3-3 市町村及び消防機関における相互応援協定 （熊本県市町村消防相互応援協定）

（協定の目的）

第1条 近年逐次大型化の傾向を示している災害に対処して、従来の市町村の相互応援協定を拡大充実し、協定市町村相互応援の徹底を期するため、熊本県市町村（以下「当事者」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に規定する市町村消防の相互応援に関して、協定を締結する。

第2条 この協定は、災害対策本部設置以前の事態に適用するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- 1 火災防ぎょのための応援部隊の派遣
- 2 その他の災害（救急業務を除く。）に際し必要と認めた事項

（応援の方法）

第4条 火災発生の場合は、これが防ぎょ鎮圧のため協定者は、それぞれの区域内消防警備上に支障のない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 1 市町村に隣接した地区に火災を認知したときは原則として1隊。ただし、火焰ひによる判断により応援側の市町村長が必要と認めたときは、市町村長の指示した隊数。
- 2 要請があったときは、その要請数。

第5条 水災その他の災害に際し要請があった場合には、応援側の認定により相互に応援するものとする。

（応援要請の手続）

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず口頭電話または電信により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- 1 被害の状況
- 2 応援を要する人員、車両、機械および数量
- 3 その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- 1 受援地の消防長または消防団長
- 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。（ただし、緊急を要し、長に指揮命令をするのに伝令を要するため、行動が遅れる場合は、直接、隊員に命令することができる。）

第8条 応援出動隊の長は、現場到着、引揚げおよび消防行動状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

（応援に要した費用）

第9条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 1 要請に基づく応援の場合

- (1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費、または隊員および一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者の相互協議とする。
- (2) 応援出動ポンプ用燃料、消火薬剤および応援隊の食料は原則として受援地の負担とする。
- (3) 応援出動手当および被服の損料等は応援側の負担とする。

2 前項以外の出動の場合

- (1) 応援に要した費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

（雑則）

第10条 この協定実施について必要な事項は、関係当事者間において定めることができる。

第11条 この協定は昭和46年4月1日から適用する。

以上の協定の成立を証するため、当事者はこの証書4通を作成し、押印のうえ、県、市長会、町村会および県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

昭和46年4月1日 制定

昭和51年7月1日 改正

4 災害危険箇所等に関する資料

4-1 重要水防箇所

1 重要水防区間一覧表（河川）

(1) 県（天草広域本部）関係

番号	ランク	水系名	河川名	地 先 名	延長（m）	危険状況	水防工法
1	A	教良木川	教良木川	松島町知十 ～	右岸 130 左岸 100	漏水	積土俵築張
2	A	今泉川	今泉川	松島町今泉 ～	右岸 1,500 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工
3	B	教良木川	教良木川	松島町教良木 ～	右岸 290 左岸 290	堤防高不足	月の輪工
4	B	合津川	合津川	松島町合津 ～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	月の輪工
5	B	教良木川	教良木川	松島町知十 ～	右岸 160 左岸 150	堤防高不足	積み土俵
6	B	七ツ割川	七ツ割川	大矢野町上 ～	右岸 300 左岸 300	堤防断面不足	積み土俵

2 重要水防区間一覧表（海岸）

(1) 県土木部所管

番号	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長（m）	危険状況	水防工法
1	A	八代海沿岸	大潟海岸	大矢野町登立 ～	711	漏水 破堤	積み土俵
2	A	有明海沿岸	瀬高海岸	大矢野町瀬高 ～	516	越波	積み土俵
3	B	八代海沿岸	梅の木海岸	大矢野町梅の木 ～	200	溢水 漏水	積み土俵
4	B	八代海沿岸	治郎田海岸	大矢野町登立 ～	350	越波	積み土俵
5	C	八代海沿岸	新開海岸	大矢野町新開 ～	300	漏水 決壊	積み土俵
6	C	八代海沿岸	大桜海岸	大矢野町大桜 ～	300	漏水	積み土俵
7	C	八代海沿岸	姫戸港海岸	姫戸町姫浦 ～	220	越波	積み土俵
8	C	八代海沿岸	山田海岸	大矢野町中 ～	974	越波	積み土俵
9	C	有明海沿岸	鳩之釜海岸	大矢野町鳩之釜 ～	500	越波	積み土俵
10	C	八代海沿岸	姫戸港海岸	姫戸町姫浦 ～	220	越波	積み土俵

(2) 県農政部所管

番号	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長 (m)	危険状況	水防工法
1	C	八代海沿岸	千崎海岸	大矢野町維和 ～	418	越波	積み土俵
2	C	八代海沿岸	池の迫海岸	大矢野町中 ～	1,981	越波	積み土俵
3	C	有明海沿岸	賤の女海岸	大矢野町上 ～	150	越波	積み土俵
4	C	有明海沿岸	西目海岸	松島町合津 ～	1,296	越波	積み土俵
5	C	八代海沿岸	北前島海岸	松島町合津 ～	115	越波	積み土俵

3 重要水防区間一覧表（水門）

番号	名 称	河川名 海岸名	地 先 名	管理者	危険状況	水防工法
1	知十樋門	教良木川	松島町知十	熊本県	浸水	
2	永浦樋門	永浦海岸	松島町合津永浦	松島町	浸水	
3	西の浦樋門	西海浦海岸	松島町西の浦	松島町	浸水	
4	治郎田1号樋門	治郎田海岸	大矢野町登立	熊本県	浸水	
5	今泉樋門	今泉川	松島町今泉	松島町	浸水	
6	大潟樋門	大潟海岸	大矢野町大潟	熊本県	浸水	
7	大桜樋門	大桜海岸	大矢野町維和	熊本県	浸水	
8	新開大1号樋門	新開海岸	大矢野町中	熊本県	浸水	

4 重要水防施設一覧表（樋門）

振興局	沿岸名	海岸	所在地	水門・陸間名	大きさ	ゲートタイプ	操作方法	開口部	築造年月日	管理者	連絡先(TEL)
天草	八代海	池の迫	大矢野町	荒木浜第1樋門	B2.3m× H2.8*5連	ローラー+ フラップ	手動	潮遊池	平成4年3月	市	大矢野町中1855-3
	八代海	池の迫	大矢野町	野米	B2.3m× H2.3	ローラー+ フラップ	手動	潮遊池	昭和56年4月	市	大矢野町中6172-1 (0964-57-0724)
	有明海	賤之女	大矢野町	賤の女第1樋門	B2.2m× H2.7*2連	ローラー+ フラップ	手動	潮遊池	昭和53年3月	市	大矢野町上3195 (0964-56-2342)
	有明海	賤之女	大矢野町	賤の女第2樋門	B2.03m× H2.53*2連	ローラー+ フラップ	手動	潮遊池	昭和52年3月	市	大矢野町上3195 (0964-56-2342)
	八代海	千 崎	大矢野町	千崎樋門	B1.7m× H2.2	スライド+ フラップ	手動	潮遊池	昭和47年3月	市	大矢野町維和3136 (0964-58-0230)
	八代海	北前島	松 島 町	北前島樋門	B1.2m× H1.7	ローラー+ フラップ	手動	潮遊池	昭和43年3月	市	松島町合津6193-1 (0969-56-1930)
	有明海	西 目	松 島 町	西目第1樋門	B2.0m× H2.2	フラップ	手動	潮遊池	昭和53年3月	市	松島町合津7843-2 (0969-56-0832)
	有明海	西 目	松 島 町	西目第2樋門	B1.7m× H2.2	スライド+ フラップ	手動	潮遊池	昭和51年3月	市	松島町合津5697-1 (0969-56-1930)

5 重要水防施設一覧表（ダム）

名 称	河川名	位 置	所管振興局名	管 理 者	操 作
教良木ダム	教良木川	松島町教良木	天草	教良木土地改良区	操作規定による

6 重要水防施設一覧表（ため池）

番号	名称	住所	管理者	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(千m ³)
1	五木浦	大矢野町登立13931	自然人	3.0m	40.0m	6.00千m ³
2	荒木浜	大矢野町登立10604	荒木浜地区	3.0m	30.0m	5.00千m ³
3	潜	大矢野町上2404-2	大矢野水利組合	5.0m	40.0m	15.00千m ³
4	高尾	大矢野町上6210-1	豊後谷地区	4.0m	30.0m	7.20千m ³
5	寺迫	大矢野町上5893	自然人	5.0m	40.0m	10.00千m ³
6	福田	大矢野町中2235	宮津・越の浦水利組合	5.0m	30.0m	19.00千m ³
7	南迫	大矢野町中1757	自然人	3.0m	30.0m	13.00千m ³
8	南小瀬戸	大矢野町中小瀬戸7179-129	自然人	3.0m	30.0m	2.40千m ³
9	大矢野南部	大矢野町中4874,4875,4866	上天草市	10.0m	58.0m	50.00千m ³
10	大正池	大矢野町中8957	上天草市	3.8m	45.0m	30.00千m ³
11	桐の木	大矢野町維和3203	自然人	2.0m	45.0m	5.00千m ³
12	和田	大矢野町維和1710	自然人	3.0m	40.0m	5.00千m ³
13	大鷲の浦2	大矢野町維和296	自然人	4.0m	15.0m	8.00千m ³
14	今村	松島町合津1314	自然人	1.6m	35.0m	1.50千m ³
15	北の浦	松島町合津1743	北の浦ため池組合	2.1m	30.0m	1.50千m ³
16	小山	松島町合津 1959	自然人	3.0m	15.0m	1.50千m ³
17	小ヶ倉	松島町合津2436	小ヶ倉ため池組合	3.2m	40.0m	18.00千m ³
18	越喜瀬(2)	松島町今泉4281-2	自然人	3.0m	30.0m	2.00千m ³
19	経留	松島町今泉4119-52	自然人	5.0m	34.0m	4.70千m ³
20	合津道	松島町教良木4157	自然人	5.0m	44.0m	10.00千m ³
21	中山	松島町教良木 4567	自然人	3.0m	24.0m	1.30千m ³
22	山田	姫戸町二間戸1188	上天草市	6.5m	35.0m	6.50千m ³
23	長川内	姫戸町二間戸4537地先	上天草市	5.5m	30.0m	4.00千m ³
24	草木藪	姫戸町二間戸5421	上天草市	6.0m	29.0m	2.00千m ³

※ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第二条第一項に規定する農業用ため池のうち決壊等により、周辺区域に被害を及ぼすおそれがあるもの

※ 対象震度4以上

7 重要水防区間一覧表（道路）

番号	路線名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	国道266号	大矢野町新田 ～	200	冠水	
2	国道266号	大矢野町江後 ～	200	冠水	
3	国道266号	大矢野町登立 ～	100	冠水	
4	国道324号	松島町今泉 ～	800	冠水	
5	教良木知十港	松島町知十 ～	300	冠水	遮断
6	教良木知十港	松島町後山 ～	200	冠水	遮断
7	国道324号	松島町知十 ～	100	冠水	遮断
8	満越城本線	大矢野町中 ～	200	冠水	

4－2 土砂災害危険箇所一覧表

県ホームページ→組織で探す→土木部→砂防課→土砂災害危険箇所
「土砂災害危険箇所一覧表」による。

- ・土石流危険渓流一覧表
- ・地すべり危険箇所一覧表
- ・急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

4－3 土砂災害警戒区域等指定状況

県ホームページ→組織で探す→土木部→砂防課→土砂災害防止法
「県内の土砂災害警戒区域等指定状況」による。

4-4 要配慮者利用施設一覧表

番号	施設名	住所	土石流特別警戒区域内：「R」警戒区域内：「Y」	地滑り特別警戒区域内：「R」警戒区域内：「Y」	急傾斜地の崩壊特別警戒区域内：「R」警戒区域内：「Y」
1	登立小学校	大矢野町登立 14103	0	0	R
2	上小学校	大矢野町上 1119	0	0	R
3	中北小学校	大矢野町中 1918	0	0	R
4	中南小学校	大矢野町中 9720	0	0	R
5	維和小学校	大矢野町維和 1680	R	0	0
6	今津小学校	松島町合津 2697	Y	0	Y
7	教良木小学校	松島町教良木 2845-1	0	0	R
8	姫戸小学校	姫戸町姫浦 565-3	Y	0	0
9	龍ヶ岳小学校	龍ヶ岳町高戸 2748	Y	0	R
10	大矢野中学校	大矢野町中 483	0	0	R
11	旧維和中学校	大矢野町維和 1757	0	0	R
12	旧阿村中学校	松島町阿村 841-2	Y	0	0
13	松島中学校	松島町合津 2694	R	0	R
14	姫戸中学校	姫戸町姫浦 2500	Y	0	Y
15	龍ヶ岳中学校	龍ヶ岳町高戸 3053-1	Y	0	R
16	有料老人ホームウエルかめ	松島町阿村 5599-3	Y	0	0
17	いさみ歯科医院	大矢野町中 779-1	0	0	Y
18	有料老人ホーム 祐心苑	大矢野町登立 1426 番地 2	0	0	Y
19	長山歯科医院	大矢野町登立 8853	0	0	R
20	姫戸医院	姫戸町姫浦 2544-6	Y	0	0
21	ヴィラパーク しらたけ	姫戸町姫浦 4749-21	Y	0	0
22	医療法人村上会ひまわりヘルパーステーション	姫戸町姫浦 652 番地 1	Y	0	R
23	簗下歯科医院	姫戸町姫浦 904-3	0	0	Y
24	きららの里	龍ヶ岳町高戸 1419-19	Y	0	0
25	上天草総合病院	龍ヶ岳町高戸 1419-19	Y	0	0

26	児童養護施設 みどり園いるかホーム	大矢野町登立 11831	0	Y	R
27	大矢野デイサービスセンター	大矢野町中 1314-1	0	0	Y
28	あそか保育園（私立保育園）	大矢野町上 1188	0	0	0
29	中村医院	大矢野町上 391-1	0	0	R
30	大矢野あゆみこども園（認定こども園）	大矢野町上 67-1	0	0	0
31	児童養護施設 みどり園	大矢野町登立 4488-2	0	0	Y
32	愛光園(私立保育園)	松島町阿村 4235-2	0	0	R
33	松島保育園（私立保育園）	松島町合津 1481-1	0	0	R
34	老人保健施設松朗園	松島町今泉 32-1	0	0	Y
35	特別養護老人ホームひかりの園	松島町今泉 1004-1	0	0	Y
36	今泉保育園（私立保育園）	松島町今泉 1338-1	0	0	Y
37	村上医院	姫戸町姫浦 2528-6	0	0	Y
38	特別養護老人ホーム相生荘	龍ヶ岳町大道 158	0	0	Y
39	上天草市大道老人福祉センター	龍ヶ岳町大道 3669-1	Y	0	Y
40	上天草市樋島老人福祉センター	龍ヶ岳町樋島 2-11	Y	0	0
41	長寿の里かおる	大矢野町中 1177-1	0	0	Y
42	特別養護老人ホーム 南風苑	大矢野町登立 8531	0	Y	0
43	姫戸ひかり保育園（私立保育園）	姫戸町姫浦 638-2	Y	0	0
44	特別養護老人ホーム翔洋苑ユニット棟	姫戸町姫浦 3055-106	0	0	Y
45	障害者支援施設きずなの里	松島町今泉 6 1 7 2 番地	0	0	Y
46	老人保健施設ほんごう苑	大矢野町登立 8 6 0 7 番地	0	Y	0
47	光保育園（私立保育園）	大矢野町中 9877-2	0	0	0
48	いずみ保育園（私立保育園）	大矢野町登立 9249-2	0	0	0
49	大矢野たから保育園（私立保育園）	大矢野町登立 1192-4	0	0	0
50	慈愛保育園（私立保育園）	大矢野町中 7633-1	0	0	0
51	下山保育園（私立保育園）	大矢野町維和 5510-27	0	0	0
52	ひまわりメソドこども園（認定こども園）	大矢野町登立 12541-2	0	0	Y
53	みつる保育園（認定こども園）	大矢野町上 3148-163	Y	0	0
54	教良木保育園（公立保育園）	松島町教良木 3142-2	0	0	0
55	龍ヶ岳保育園（公立保育園）	龍ヶ岳町高戸 2893-3	0	0	0

5 消防に関する資料

5－1 消防施設整備状況

(令和6年4月1日現在)

消防団員定数	1,050人
消防団員実数	836人
小型ポンプ積載車（軽）	13台
消防ポンプ付積載車	47台
小型ポンプ	61台
防火水槽	287基
屋外消火栓	262基
資器材搬送車	1台

5－2 消防団出動状況

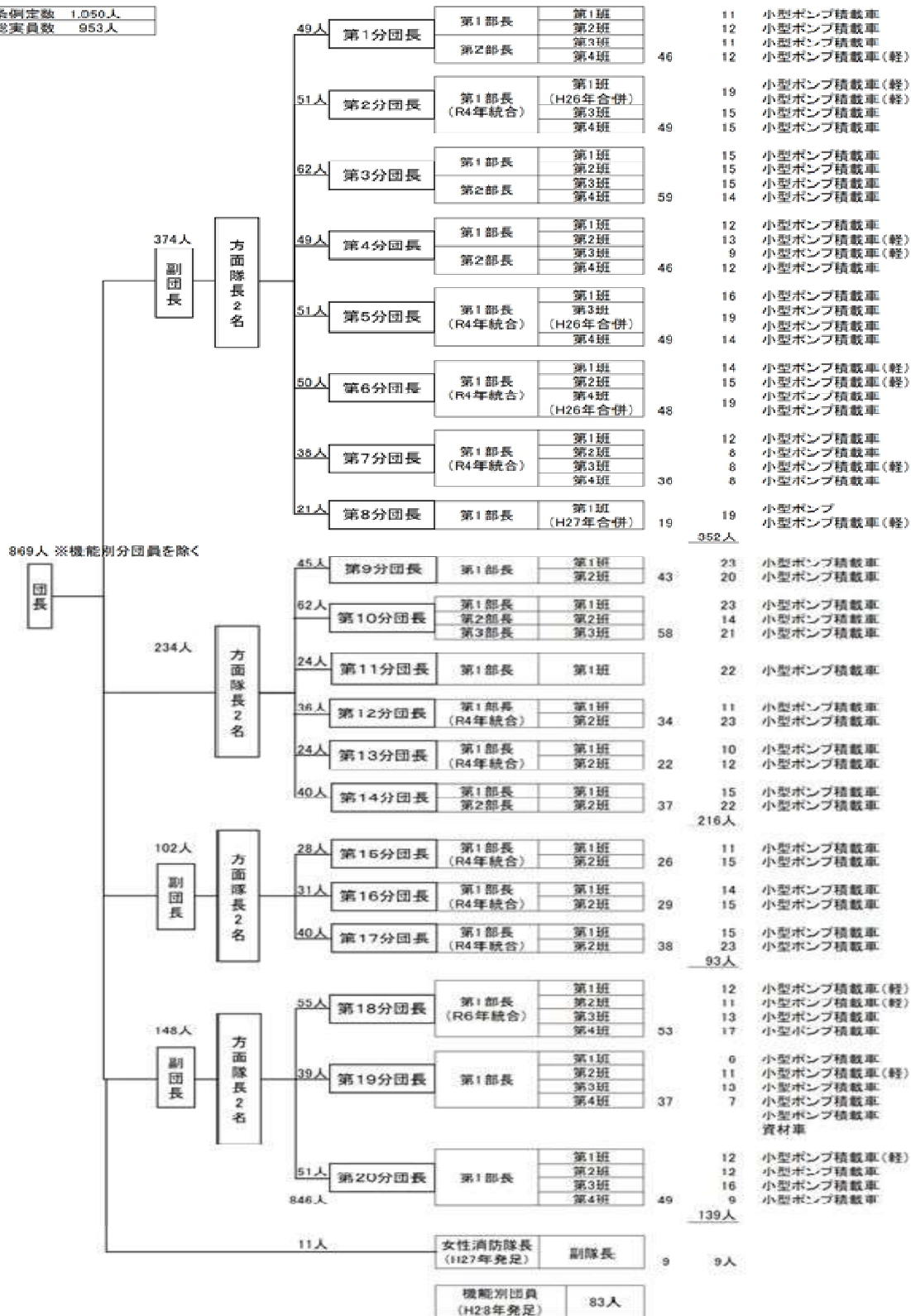
(令和6年4月1日現在)

年度	令和3年		令和4年		令和5年	
区 分	件 数	延人員	件 数	延人員	件 数	延人員
火 災	14件	614人	15件	629人	11	363
風水害 (災害対策本部)	2件	81人	3件	12人	2	12
捜 索	1件	6人	1件	12人	0	0
警 戒	0件	0人	1件	4人	1	5
訓 練	9件	343人	47件	1,297人	10	890
その他	15件	120人	11件	115人	11	50
計	41件	1,164人	78件	2,069人	35	1320

5-3 消防組織図

令和6年度 上天草市消防団組織図(令和6年4月1日現在)

条例定数	1,050人
総要員数	953人



団長	1人	副団長	3人	方面隊長	8人	分団長	20人	部長	27人	班長	57人	団員	836人
----	----	-----	----	------	----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	------

6 避難に関する資料

6-1 避難予定所一覧表

避難対象地区名		予 想 さ れ る 危 険	水 系 名 災 害 危険区域の指定 の 有 る 無	第 1 避難所		第 2 避難所		第 3 避難所	
				避 難 所 名	収容 人員	避 難 所 名	収容 人員	避 難 所 名	収容 人員
大 矢 野 町	次郎田	高潮・堤防 決壊	次郎田海岸	登立小学校体育館	1000	大矢野農村婦 人の家	90		
	柳、亀の迫		柳（有）	上天草市中公 民館	80	中南小学校	500	大矢野中学校	500
	大手原、七 ツ割	高潮・津波	火崎海岸（有）	上小学校体育 館	850	上天草市上公 民館	70	大矢野自然休 養村管理セン ター	300
	七ツ割	高潮・堤防 決壊							
	湯島	高潮・津波	湯島海岸（無）	湯島小学校	300	湯島中学校	200	つどい処よん なっせ	20
	五把浦		五把浦海岸（無）	上天草市中公 民館	80	中南小学校	500	大矢野総合体 育館	1000
	賤の女・女 鹿串・串	高潮・堤防 決壊・津波	賤の女海岸	上北体育館	500				
	本郷・西の 浦・馬場・ 田端	高潮・堤防 決壊・津 波・溢水	大矢野川	大矢野庁舎	500				
	野米、池の 迫、越ノ浦	土石流 崖崩れ	池の迫海岸（有）	上天草高校	500				
	維和全域	高潮・堤防 決壊・津波	維和海岸	維和出張所	30				
維和全域	高潮・堤防 決壊・津波	維和海岸	維和小学校	500					
松 島 町	本郷	溢水	教良木川（有）	教良木小学校	1000	教良木河内交 流センター	150		
	倉江	堤防決壊		内野河内コミュ ニティーセンター	100				
	星平・園部			松島地区清掃セ ンター集会所	200				
	知十・西釜	溢水・決壊	今泉川（有）	今津小学校	1000	今泉多目的集 会所	200		
	合津		今津川（無）	今津小学校	1000				
	樋合	高潮・津波	樋合、永浦海岸 （無）	樋合体育館	300	天草青年の家	250		
	阿村	洪水・地滑り	阿村川（無）	旧阿村中学校	500	阿村地区交流 センター	200		
姫 戸 町	牟田	高 潮 ・ 洪 水 ・ 津波	牟田海岸（無）	牟田自治公民館	150			白嶽森林公園	200
	永目		永目川海岸堤防	永目自治公民館	100				
	姫浦		姫浦川海岸堤防	姫戸統括支所	200	姫戸中学校	2000	姫戸神社	50
	本郷	高 潮 ・ 洪 水 ・ 地すべ り	岩下川海岸堤防	姫戸体育館	600	二間戸自治公 民館	150	姫戸小学校	2000
	西川内・神代		西川内川海岸堤防	神代自治公民館	150	姫戸体育館	600		
	二間戸団地		岩下川	姫戸体育館	600	二間戸自治公 民館	150		

避難対象地区名		予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	第1避難所		第2避難所		第3避難所	
				避難所名	収容人員	避難所名	収容人員	避難所名	収容人員
龍ヶ岳町	下桶川	山津波・土石流	下桶川（無）	下桶川自治公民館	50	旧樋島小学校	600		
		高潮	下桶川海岸一帯（無）						
	須崎、真米	山津波・高潮	釈師獄海岸一帯（有）	樋島老人福祉センター	300	旧樋島小学校	600		
	仏崎、桑鶴	土石流・高潮	桑鶴川仏崎川（無）	樋島老人福祉センター	300				
	友田、中鶴	土石流	友田川（無）	樋島老人福祉センター	300				
	下貫	山津波・土石流・高潮	下貫川及び海岸（無）	白浜自治公民館	50	龍ヶ岳中学校	500		
	白浜	山腹崩壊							
	東風留	山津波・地すべり		龍ヶ岳中学校	500				
	瀬戸	崖崩れ・高潮	瀬戸海岸（無）						
	清照	山腹崩壊・高潮	清照海岸（無）						
	浦	山津波・土石流	脇浦川（有）	龍ヶ岳統括支所	300	龍ヶ岳中学校	500		
		高潮	脇浦海岸（無）						
	小屋川内	山津波・土石流	小屋川内川（有）			龍ヶ岳中学校	500		
		高潮	小屋川内海岸（無）						
	高串	山津波・山腹崩壊	高串川（無）						
	東浦	土石流・崖崩れ	東浦川（無）	旧大道中学校	500	大道老人福祉センター	300		
		高潮	東海海岸（無）					旧大道小学校	500
	中園	山津波・土石流	浦江湖川（無）	旧大道小学校	500				
	西浦		江湖川（無）						
	夏唐網代	山津波・高潮	夏唐網代海岸（無）						
	池ノ浦	山津波・土石流	池ノ浦川（無）						
	葛崎	山津波							
	赤崎	地すべり・土石流	赤崎川（有）						
	大作山	山腹崩壊		大作山自治公民館	30	旧大道小学校	500		

避難予定所所在地

	避難所名	所 在 地	電話番号		避難所名	所 在 地	電話番号
大矢野地区							
1	登立小学校	登立14103	0964-56-0004	12	中北小学校	中1918	0964-56-0149
2	大矢野農村婦人の家	登立20	0964-56-1942	13	大矢野総合体育館	中2289	0964-56-4701
3	大矢野自然休養村管理センター	上1539	0964-56-4393	14	維和出張所	維和1787	0964-58-0001
4	上北体育館	上3360	0964-56-1616	15	維和小学校	維和1680	0964-58-0025
5	大矢野庁舎	上1514	0964-56-1111	16	維和中学校	維和1757	0964-58-0009
6	上公民館	上386	—	17	湯島出張所	湯島648-3	0964-56-4111
7	上小学校	上1119	0964-56-0054	18	湯島小中学校	湯島154	0964-56-4141
8	大矢野老人福祉センター	中11582-1	0964-56-3439	19	つどい処よんなっせ	湯島485	
9	中公民館	中8459-1	—	20	上天草高等学校	中5424	0964-56-0007
10	中南小学校	中9720	0964-57-0006	21	本と歴史の交流館イコット	中933	0964-56-3363
11	大矢野中学校	中483	0964-56-0365				
松島地区							
1	阿村地区交流センター	阿村3907-1		10	松島総合センターアロマ	合津4276-44	0969-56-0777
2	阿村小学校	阿村853	0969-56-0040	11	天草青年の家	合津5500	0969-56-1650
3	阿村体育館	阿村5779-1	—	12	今泉地区交流センター	今泉2510-4	—
4	旧阿村中学校	阿村841-2	—	13	松島地区清掃センター集会所	教良木236-264	0969-57-0456
5	樋合体育館	合津6973-16	—	14	教良木河内交流センター	教良木2796	0969-57-0001
6	保健センター	合津7915-1	0969-56-1111	15	教良木小学校	教良木2845-1	0969-57-0014
7	今津小学校	合津2697	0969-56-0006	16	教良木河内山村広場体育館	教良木4647	—
8	松島中学校	合津2649	0969-56-0606	17	内野河内コミュニティーセンター	内野河内1447-1	0969-57-0455
9	松島庁舎	合津7915-1	0969-56-1111				

姫戸地区							
1	牟田自治公民館	姫浦4996-1	—	7	姫浦神社	姫浦2347	—
2	姫戸老人福祉センター	姫浦3055-15	0969-58-2556	8	白嶽森林公園	姫浦5395-3	—
3	永目自治公民館	姫浦3874-2	—	9	姫戸体育館	二間戸3408	0969-58-2444
4	姫戸統括支所	姫浦3384-5	0969-58-2111	10	二間戸自治公民館	二間戸3576-42	—
5	姫戸中学校	姫浦2500	0969-58-2503	11	神代自治公民館	二間戸3862-4	—
6	姫戸小学校	姫浦656-3	0969-58-2068				
龍ヶ岳地区							
1	龍ヶ岳山頂自然公園	大道3360-9		8	龍ヶ岳小学校	高戸2748	0969-62-0504
2	大道老人福祉センター	大道3669-1	0969-63-0443	9	龍ヶ岳体育館	高戸1419-12	—
3	大道体育館	大道3792	—	10	樋島老人福祉センター	樋島2-11	0969-62-0466
4	大作山自治公民館	大道3130-10	—	11	樋島体育館	樋島500-1	
5	龍ヶ岳統括支所	高戸1412	0969-62-1111	12	下桶川自治公民館	樋島3530-16	—
6	龍ヶ岳中学校	高戸3053-1	0969-62-0174	13	樋島地区集会所	樋島3486-5	
7	白浜自治公民館	高戸4350-44	0969-62-1149				

6-2 上天草市避難所運営マニュアル

1 事前対策

(1) 避難所管理責任者の配置及び避難所管理責任者の業務

- ① 避難者の把握
- ② 必要物資の管理
- ③ 災害時要援護者への支援

〈マニュアル・帳簿類の整備〉

(主な例示)

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ① 避難者名簿 | ⑤ 災害時要援護者リスト |
| ② 避難者用物品受け払い簿 | ⑥ 避難所施設に要した物品受払帳簿 |
| ③ 避難所設置報告書（設置日時・収容状況記録表） | ⑦ ボランティア受付簿 |
| ④ 施設の安全チェックリスト | ⑧ 現金出納簿 |
| | ⑨ 寄贈物資受払簿 |

(2) 避難所開設訓練の実施

① 避難所の周知

災害時に避難所が効果的に機能するためには、行政側の日ごろの準備が必要である。

② 避難所開設訓練の実施

日ごろから市職員と教育委員会とが連携をとる等実践的な避難所開設訓練を実施する。

〈避難所開設訓練のメニュー〉

(主な例示)

- | | |
|------------------------------------|---|
| ① 実際に指定されている避難所を活用する。 | ⑧ トイレの使用可否の確認（仮設トイレの備蓄がある場合は、組み立て訓練を実施） |
| ② 実際に避難する住民と共同し、情報を共有すること | ⑨ 防災資機材倉庫の開錠、備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験 |
| ③ 避難誘導 | ⑩ 掲示板の設置 |
| ④ 施設の開錠 | ⑪ 電話・FAX等通信機器の設置 |
| ⑤ 施設の被災状況の確認 | ⑫ 生活ルールの確認 |
| ⑥ 避難者カード（資料2）の配布、避難者人数、家族構成等の確認、集約 | ⑬ 避難所生活の役割分担（責任者の決定・連絡員の設定） |
| ⑦ 水道水（飲料水等）の使用可否の確認 | ⑭ テレビ・ラジオ等の設置 |
| | ⑮ ボランティア受け入れ訓練 |

※避難所開設訓練や自主防災組織を支援する災害時のリーダーシップを地域単位で訓練する。

2 発災～3時間程度

(1) 避難者の誘導及び安全確認

- ① 施設職員又は警備職員等（夜間や施設が閉館の場合等）が避難所（学校等指定されている施設）を開錠する。
- ② 傷病者の救護、避難誘導灯は避難者の協力を求める。

- ③ 避難所の被害状況や安全確認は、目視で3ランク（A～C等）に区分する（資料1）
- 「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能
- 「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。
- 「C」＝被害甚大につき使用不能

- ④ 避難者を一時的に、安全確認された施設等に避難誘導する。

(2) 避難所の区域設定

- ① 避難者立ち入り禁止区域の設定
- ② 避難者スペースの設定
- ③ 避難所運営組織の活動拠点や医療救護所スペース等の確保
- （あらかじめ避難所ごとに各区域を設定した平面図を作成しておく。）

(3) 避難所設営の準備

- ① 避難所を開設する場合、市は、各避難場所ごとに市の職員を派遣・駐在させる。
- ② 防災関係設備の確認（防火設備、放送設備、非常電源等）
- ③ 備蓄物資の確認
- ④ 散乱危険物の除去や清掃等の実施
- ⑤ トイレの確保、設置
- ⑥ その他入浴施設や給食施設の使用確認

(4) 避難所開設の報告

〈避難収容該当者〉

- ・市が決定した避難指示に基づき又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者
- ・住家災害により全焼、全壊、流失し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常生活する場所を失った者
- ・以上の他住家等の危険を察して自主避難した者

- ① 避難者に避難者カード（資料2）を配布し、記入後回収
- ② 避難所管理責任者は、避難所開設の日時、場所、避難者数、被害及び避難状況、開設期間、管理責任者等を市災害対策本部へ報告する（資料3）。
- ③ 避難所が不足し、一時的に被災者を受け入れるための野外受け入れ施設を開設する場合も、①の業務を実施し、報告する。
- ④ 市で準備した野外受け入れ施設の資材が不足した場合には、①の報告時にテント等避難所設営関係の調達を県災害対策本部へ依頼する。

(5) 応急危険度判定士の支援要請

避難所としての使用可否確認のため、被害の規模等により必要な場合は、県に「被災建築物応急危険度判定士」の支援を要請する。

(6) 通信手段の確保

- ① あらかじめ各避難所ごとに電話の開設あるいは携帯電話の配布を実施する。
- ② 防災行政無線（移動系）の避難所への配備を検討する。

- ③ 避難所間のインターネットを活用する。
- ④ 伝令要員（バイク・自転車・徒歩）を確保する。

3 発災後1日～避難所生活

(1) 避難者の確認

① 避難者カード（資料2）の配布・回収

区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを配布し、記入後回収する。

② 避難者の把握

避難者カードは、必要な食料や物資の算出、組（班）の編制のデータ等になるので、配布漏れや記入漏れがないようチェックする。

また避難者名簿を作成し、名簿には特別な食料の要否（アレルギー、乳児、宗教的理由等）、医療関係での対応の要否、介助の要否、言語の違いによる通訳の要否等を記入する欄を設け、以後の対応の資料とする。

③ 避難者の移送

避難所管理責任者は、人数超過等により、避難所に被災者を受け入れることが困難な場合には、各庁舎に報告する。

また市で対応が困難な場合には、県災害対策本部へ要請する。

（移送方法については、市と県災害対策本部が協議し、実施する。）

(2) 運営組織の確立と避難者中心の組織への移行

① 施設職員で組織を編成

発災直後は、避難所からの報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、避難所の職員が中心となって避難所の運営組織を立ち上げる。（避難所及び庁舎近辺に居住する職員が参集し、初動体制を確立する。）

② 組（班）の編成及び代表者選出

避難者の中で組（班）を編成し、代表者を選出し、給水、給食、日用品等の必要数等の把握及び配布、情報の収集・伝達等を組織的に実施し、避難所生活が円滑に実施できるように努める。

ア 組（班）の構成

班の構成は日常の自治組織を活用できるような居住地区ごとに編成し、組織的に機能できるよう配慮することが望ましい。

イ 組（班）の代表者

避難所内でのトラブルの発生を防止する目的で、代表者及び副代表者を選出する。

③ 避難者及びボランティア中心の組織編成

避難所開設の目的は、避難者が1日でも早く自立していくことで、短期間の緊急避難が基本である。そのためには、発災後3日までには避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行し、職員等は、後方支援業務に従事するように努める。

(3) 水の供給（飲料水・生活用水等）

① 水道施設の被害状況確認

- ア 受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況の確認
- イ 揚水ポンプの運転可否の確認
- ウ 散水栓の使用の可否の確認
- ② 近隣の「給水拠点」の確認及び給水（飲料水）
 - ア 近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況確認
 - イ 給水拠点での飲料水の給水（給水拠点における住民対応は市）
- ③ 災害時用の井戸水や、プールの水の状況把握及び給水（主に生活用水）
 - ア 飲料水としての水質の確認
 - イ 給水のための設備（浄水機、エンジンポンプ等）の確認
- ④ 飲料水等の緊急要請
 - ア 要請ルートの確認
 - イ 必要水量の把握（飲料水は一人1日3ℓが目安）
 - ウ 車両輸送を受ける場合は、受水槽の設置場所等の受け入れ体制の調整
- ⑤ その他
 - 水道施設の復旧状況の確認
- (4) 食料・生活必需品の調達・供給
 - ① 必要物資の品目、数量確認及び備蓄調達物資の配布

避難所管理責任者は、避難者の人数を確認後、必要な物資を配布する。発災直後は市備蓄及び市調達物資により対処することになるので、各庁舎では調達（備蓄）品目の選定（高齢者への配慮）、備蓄倉庫の整理等をしておく。
 - ② 不足する物資の把握、供給要請

避難所の管理者は、不足する物資を各庁舎へ要請する。市が不足する物資は県災害対策本部へ要請する。

※救援物資の受け入れに当たり避難所では、物資受け入れ体制及び配布体制を確立しておく。

市は、避難所への輸送経路、輸送方法、救助物資の調達先、配分方法等を（災害救助法施行細則に定めるところにより）確立しておく。
 - ③ 炊き出し用食料の要請及び提供

炊き出しによる食事を提供する場合、体制の整備（人手の確保）、炊き出しに必要な道具の調達や水・熱の確保をしておく。
- (5) し尿処理・ゴミ処理
 - ① 水洗トイレの使用の可否の確認
 - ② 水洗トイレが使用可能であっても断水している場合には、学校のプールや防災用井戸により水を確保し、活用する。
 - ③ 仮設トイレ等の設置

避難所において水洗トイレの使用が不可能な場合には、市は便槽付きの仮設トイレ等を設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に

配慮したものを考慮する。また事前にし尿処理体制を確立しておく。

④ 臨時集積所の設置

事前にごみの集積可能な場所を選定しておき、臨時集積所への分別を徹底した上で排出する。

⑤ ごみの排出ルールの確立

地域を担当する自治会の清掃部門と連携し、避難所における円滑なごみ排出ルールを確立し、避難者に周知する。

(6) 情報の収集及び伝達

① 情報担当の選任

避難所の運営組織に情報担当を設置し、情報の窓口の一本化を図り、錯綜した情報の混乱を避ける。

避難所管理責任者は、事前に必要な情報を収集するため、各種機関への連絡先の一覧表を作成しておく。

情報の収集方法は、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆる手段を活用する。

② 掲示板等の設置

情報担当者は、避難者の見やすい場所（出入り口等）に掲示板を設置し、情報を提供する。常に新しく正確な情報を提供する。

また掲示板には、避難所の生活ルールや避難所の平面図等を掲示し、避難者に周知する。

③ テレビ・ラジオ・電話・ファックス等の設置

避難者の不安を取り除くために極力早く設置する。娯楽の提供にも配慮する。

(7) ボランティアの受け入れ体制の確立

避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行するに当たり、ボランティアにも参画してもらうよう努める。またボランティアの受け入れを積極的に実施できる市の体制の確立が求められる。避難所におけるボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア受付表（資料4）を作成し、参加者の確認及び人員の把握ができる体制を確立する。

4 長期化への対応

〈避難所の開設期間〉

災害救助法で定められた避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に逐次退所させ、期間内に退去が完了するよう努める。

期間内に退去することができず継続する場合で、その人数が少数の場合は、市独自の収容として実施する。多数の場合は、期間延長の申請を県に行う。

(1) プライバシーの確保

① 体育館のような広い避難場所では、避難者のプライバシーを確保することは難しいが、早い段階で各世帯単位でパーティション等で間仕切りをすることが望ましい。

② 避難者カードや個別の相談等により知り得た個人情報、避難者名簿等に記入し、食事医療面で配慮を実施することになるが、こうした名簿等は必ず職員が管理することとし、避難者のプライバシーには十分に配慮する。

(2) 相談体制の確立

- ① 避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談できる相談窓口を設置し、ストレスの軽減に努める。

また避難者がだれでも気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者の意見を聞き、避難所運営の改善に努める。

- ② 避難者の意見や相談を受けながら、避難者の自立の方法を探り、1日でも早く自立できるよう努める。

(3) 食事メニューの改善

避難者への食事の提供は、当初の非常食から運営組織による炊き出しに移行されるが、避難生活が長期化すると、同じような食事になりがちである。時々偏った食事になっていないかチェックし、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(4) 避難所の統廃合

- ① 避難所は短期の緊急避難が基本である。設置期間が長期にわたる場合は、避難所となっている施設は、本来の目的で使用できない等問題が生じてくる。

そこで段階的に避難所を縮小・統合等を行い、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが必要である。

〈例〉

・避難所を縮小・統合

自立し避難所を退所した避難者のスペースを残っている避難者で分けるのではなく、避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を検討する。

・避難者の現状把握

避難所のさらなる長期化を防ぐため、避難者のおかれている現状を明確に把握することが必要である。避難所の縮小・統合又は閉鎖するために障害となる問題点は何か等の調査を行ったり、個別相談を実施する。

・その他仮設住宅や公設住宅の避難者の居住スペースの確保等を実施する。

5 災害時要援護者対策

(1) 地域に居住する災害時要援護者に対する支援対策

- ① 避難所における当面の災害時要援護者支援対策
- ② 災害時要援護者に対応した救援・救護対策
- ③ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈避難所における当面の災害時要援護者支援対策〉

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等が必要であり、災害時においても介護等は不可欠である。避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護・支援等ができるようにきめ細かな配慮を行う。

- ④ 災害時要援護者に応じた避難所の設備、機器等の設置

【支援内容】

車イス、障がい者が利用しやすいトイレ、文字放送付きテレビ、ファックス、パソコン、見えるラジオ等の情報機器

⑤ 災害時要援護者に配慮した対応

【支援内容】

トイレに近い場所、和室や採光等の良い部屋、階段を使わなくても行動できる場所

(2) 災害時要援護者に対応した救援・救護対策

〈課題と方針〉

多くの災害時要援護者は、健康者とは異なる生活環境が必要である。そこで避難所における生活に著しい支障が生じないように、災害時要援護者に応じた日常品・物資の配布等や持病等に対する医療措置等の対策を講じる。

① 災害時要援護者に応じた生活・物資の配布

【支援内容】

(高齢者) 車イス、障がい者用携帯トイレ、紙おむつ

(障害者) 文字放送テレビ、ファックス、見えるラジオ、車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ、補装具等

(乳児等) 哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等

② 災害時要援護者の行動等を支援する人材の確保

【支援内容】

(日常的な行動に介護を要する者) …ホームヘルパー

(聴覚障害者への情報伝達) ……手話通訳者

(失聴・難聴者) ……要約執筆者

(重度の視覚障害者) ……ガイドヘルパー

(重度の脳性麻痺等全身障害者) ……ガイドヘルパー

③ 放置すると生命にかかわる持病等を有した災害時要援護者に対する対策

【支援内容】

・人工透析を必要とする災害時要援護者への救急医療対応

人工透析は、慢性腎臓障害患者に対して、定期的かつ継続的な実施が不可欠であり、クラッシュ・シンドロームによる急性腎障害患者にも必要な医療措置である。市は、災害時要援護者台帳から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制を確保する。

・難病患者等災害時要援護者への救急医療対応

難病の治療等には、特定の医薬品が不可欠であり、常に確保し、使用することが求められる。また難病である災害時要援護者においては、長期間の療養が余儀なくなされており、ストレスが大きく、家族等の肉体的、精神的な負担も大きいことから、発災時から速やかな医療体制の確保及び家族の負担を軽減できる環境等への配慮が必要である。

市は、災害時要援護者台帳から難病等の患者を把握し、その所在を確認するとともに

に、医療機関との連絡調整を図り、医薬品等の確保等難病治療が滞ることがないように治療体制を確保する。

〈参考〉難病等の治療に必要な医薬品

A L S等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品、糖尿病のインスリン等

- ・低肺機能者である災害時要援護者への救急医療対応

呼吸器や心臓の機能障害者等により、酸素吸入を必要とする低肺機能患者に対しては、小型酸素ボンベの携帯が必要である。酸素の充填機やスペアボンベが必要である。

(注) 災害時要援護者台帳等に登録されていない人工透析や難病治療等を要する被災患者に向けて、テレビをはじめ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、市が実施している救急医療体制に関する情報を提供する。

④ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等を要し、治療が必要な者が多いにもかかわらず、避難所で不便な生活を強いられることになる。

そこで避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護等の支援だけでなく、健康管理の指導や避難所生活に対する不満等に関しても、きめ細かな配慮を心がける。

【支援内容】

- ・救護所等の設置

災害時要援護者の多くは、持病を有しており、避難所における生活が長期化すると持病が悪化したり、新たな病気にかかったりすることが懸念される。こうした状況にならないように避難所の規模に応じて救護所の設置、看護師等の常駐などの措置を講じて、健康管理に対応する。

- ・災害時要援護者に対するメンタルケアの実施

避難所生活が長期間になると健康者でもストレスにより体調を崩すことがあるほど精神的な負担が大きい。まして災害時要援護者においては、生活の不安、避難所における不便さ等精神的なストレスが大きいことから、精神科医師の配置を行い、メンタルケアを実施する。

また児童相談所等では、被災した児童の精神不安の軽減を図るため、避難所に出張してメンタルケアを早期に実施する。

⑤ 災害時要援護者のプライバシー確保対策

【支援内容】

避難所の生活が長期化する場合には、プライバシー保護対策が重要であり、特に災害時要援護者には、プライバシー保護に配慮する目的で、災害時要援護者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーテーションや衝立等による間仕切りなどの設置をする必要がある。

⑥ 被災者悩み事相談所の設置

【支援内容】

避難所生活が長くなれば、被災に伴う生活再建への不安、避難所における生活への不満等の多くの悩みや不満を持つことになる。こうした悩みや不満に対処するため、避難所に「悩み事相談所」を設置する。

※ 新型コロナ禍においては、「新型コロナ感染症に対応した避難所運営マニュアル」【別冊】による。

(参考1)

避難所における共通理解ルール（例）

避難する方は、ルールを守るよう心がけてください。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点である。
- 2 避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
 - ・委員会は、毎日午前____時と午後____時に定例会議を行う。
 - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成する。
 - ・避難者の個々の要望や提案については、各組（班）の代表者をとおして実施する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖する。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要がある。
 - ・避難所を退所するときは、委員会に転居先を連絡する。
 - ・犬、猫など動物類（ペット）を室内に入れることは禁止する。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難（入室）を禁止する。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的実施する。
- 6 食料、物資等は、原則として全員に配給できるまでは配給しない。
 - ・食料、生活物資は避難者の組（班）ごとに配給する。
 - ・特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから実施する。
 - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく実施する。
 - ・ミルク、おむつなど特別な要望については____室で対処する。
- 7 消灯は、午後____時とする。
 - ・廊下等は点灯したままとし、体育館等は照明を落とす。
 - ・管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとする。
- 8 放送は、午後____時で終了する。
- 9 電話は、午前____時から午後____時まで、受信のみ実施する。
 - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝える。
 - ・公衆電話は、緊急用とする。
- 10 トイレの清掃は、午前____時、午後____時に、避難者が順番を決めて実施する。
 - ・清掃時間は、放送で伝える。
 - ・水洗トイレは、大便のみくみ置きバケツの水で流す。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止する。
 - ・裸火の使用は厳禁とする。

※避難者は、当番などをとおして自主的に避難所運営に参加する。

※下線部は、任意に設定する。

※避難所を設置後、速やかに掲示する。

(参考2)

避難所運営のチェックリスト

(標準的な例示)

		避難所
状況	主 な チ ェ ッ ク 項 目	チェック
発災から3時間程度	避難所の開錠（事前に決めている施設管理等）	
	避難所の被災状況の確認、安全確認（資料1）、開設（資料3）	
	避難所の生活スペースの確保	
	安全が確認された避難所へ、市が発令した避難指示に基づき避難誘導（指示あるまでは自宅待機。避難者に協力を求める。自主避難者も含める。）	
	避難者カード（資料2）の配布・回収（避難者の確認）	
	避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 情報連絡員（災害の概要を周知した職員）、外来者等への対応窓口、避難者対応職員の設置（組織表の掲示及び名札・腕章等の携帯）	
	水道を含むライフライン施設の被害状況の確認 井戸水やプールの水の状況把握、生活用水としての使用可否、飲料水等の緊急要請、給水拠点の確認及び給水、飲料水の確保	
	必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布	
	水洗トイレの使用可否の確認 仮設トイレの設営準備及び市災害対策本部への要請準備	
	医療救護所スペースの設置	
発災後3時間から1日避難所生活	避難所におけるルールの確定・周知	
	掲示板の設置	
	不足する物資の把握、供給要請及び救助物資の配布（継続業務）	
	仮設トイレ等の設置	
	避難者の組（班）の編成及び代表者の選出	
	帰宅困難者の受け入れ（継続業務）	
	ボランティアの要請	
	ボランティアセンターの設置（電話、机、イス等）	
	臨時物資集積所の設置	
	ごみ排出ルールの確立	

	テレビ、ラジオ、電話、ファックス等の設置	
	ボランティアによるボランティアの受け入れ（資料4）	
	炊き出し用食料の要請及び提供	
	その他食生活及び日常生活への支援	
長期化への対応	避難者及びボランティア中心の組織編成への移行	
	プライバシーの確保	
	避難者からの相談体制の確立	
	食事メニューの改善	
	避難所の縮小・統廃合に向けての取り組み、閉鎖（資料3）	

資料 1

避難所安全チェックリスト

○チェック基準

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし

「C」＝被害甚大につき使用不可能

該 当 施 設	区 分	チェック	確 認 事 項
施 設 全 体	外観		傾斜、ゆがみ
	柱		亀裂、破断、傾斜
	壁		亀裂、ズレ、変形、剥落
	屋根		亀裂、壁の落下、ゆがみ
施 設 内	天井		亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床		
	照明		
	窓ガラス		
廊 下	窓ガラス		破損、飛散の有無
階 段	防火シャッター		通行ができるか否か
	非常階段		
給 湯 ・ 調 理 室	水道		水道管の破損、水漏れ
	ガス		元栓の損傷
	電気器具		電線の切断、使用の可否
	冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否
	食器類		転倒、落下、使用の可否
手洗い場、便所	水道 排水		水道管の破損、水漏れ 排水の状況
○その他気づいたこと			
○総合評価			

資料2

避難者カード

No. _____

報告日時	年 月 日 時 分				
避難日時	年 月 日 時 分				
地域名					
避難所名					
避難所所在地					
避難者氏名	続柄	性別	年齢	介護	特記事項
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
		男・女・無回答	歳	要・不	
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否					可 ・ 否
(備考)					

※本様式は世帯単位で記入することを想定。

資料3

避難所《開設・閉鎖》報告書

地 域 名				
避 難 所 名				
避難所所在地				
開 設 ・ 閉 鎖 日 時	開 設	令和 年 月 日 時 分	閉 鎖	令和 年 月 日 時 分
避 難 者 数	世帯 人 (月 日 時 分) 現在			
管 理 責 任 者	氏 名		連絡先 (電話)	
報 告 日 時	令和 年 月 日 時 分			
報 告 者	所属名 氏 名		連絡先 (電話)	
被 害 状 況 及 避 難 状 況				

(注) 1 開設・閉鎖のいずれかに○をする。

2 施設ごとに作成する。

資料4

ボランティア受付表

No.	氏 名 住 所 電 話 番 号	参加日（参加日の欄に○を記入する）					
		／	／	／	／	／	／
	(男・女・無回答) (歳) (職業)						
	(男・女・無回答) (歳) (職業)						
	(男・女・無回答) (歳) (職業)						
	(男・女・無回答) (歳) (職業)						
	(男・女・無回答) (歳) (職業)						
	(男・女・無回答) (歳) (職業)						
	(男・女・無回答) (歳) (職業)						

7 医療救護

7－1 災害拠点病院

区 分	医療機関名称	病床数	所 在 地	電話番号
地 域	上天草総合病院	195	上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19	0969-62-1122
地 域	天草中央総合病院	200	本渡市東町101番地	0969-22-0011

7-2 市内の医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
しまだ小児科	大矢野町登立 191	0964-56-0005
中村医院（登立）	〃 登立 14158	0964-56-0006
大矢野クリニック	〃 上 2353-2	0964-59-2223
毛利医院	〃 登立 9145-4	0964-56-2111
上天草内科呼吸器科クリニック	〃 登立 9616-8	0964-56-3100
宮崎外科胃腸科医院	〃 上 1519	0964-56-0600
中村医院（上）	〃 上 391-1	0964-56-0003
福本眼科	〃 上 1283-3	0964-56-0508
あまくさ歯科	〃 上 2316-3	0964-57-4530
長山歯科医院	〃 上 8853	0964-56-0201
としなが歯科医院	〃 上 1509-6	0964-56-3113
いさみ歯科医院	〃 中 779-1	0964-56-1377
吉田クリニック	〃 中 8308-1	0964-57-0246
湯島へき地診療所	〃 湯島655	0964-56-4161
春田医院	松 島 町阿村 808-6	0969-56-0052
やまうち医院	〃 阿村 5072-12	0969-56-0899
教良木診療所	〃 教良木 2367	0969-57-0037
松原歯科医院	〃 合津 3187-2	0969-56-1212
嶽本歯科医院	〃 合津 4211-4	0969-56-2648
村上医院	姫 戸 町姫浦 2528-6	0969-58-3102
姫戸医院	〃 姫浦 2544-6	0969-58-3583
竹中医院	〃 二間戸 2279-2	0969-58-2148
竹中歯科医院	〃 二間戸 2279-1	0969-58-3188
道脇歯科医院	龍ヶ岳町樋島 409-4	0969-62-1610

8 危険物等施設に関する資料

8-1 危険物施設設置状況

1 天草広域連合 北消防署管轄

(令和6年4月1日現在)

危険物施設名称	住 所	製造所等の別	電話番号
株式会社アイビー石油	大矢野町中949-4	給油取扱所	26-5022
あまくさ農業協同組合大矢野給油所	大矢野町上1572番地	移動タンク	
	大矢野町上1512-3他	給油取扱所	56-0349
株式会社エムロード大矢野給油所	大矢野町中985-2	給油取扱所	56-0894
オーランドマリーナ坂井	大矢野町登立長岩	船舶給油取扱所	56-5758
セルフ大矢野	大矢野町中3008番3・5	給油取扱所	56-5888
くまもと里海づくり協会	大矢野町中2435-2	屋外タンク	56-4636
ケーショー石油	大矢野町中宮津858-4	給油取扱所	56-0891
コメリ H&G 大矢野店	大矢野町中寺尾810-1他	一般取扱所	56-6522
シークルーズマリーナ	大矢野町中4431-4	船舶給油取扱所	59-0686
スパ・タラソ天草	大矢野町上732-14他	地下タンク	56-1126
チェリーゴルフクラブ天草	大矢野町中11356番地	簡易タンク	57-0111
ホームプラザナフコ大矢野店	大矢野町上1272番地1	一般取扱所	57-4561
フィッシャリーズフィッシャリーズ	大矢野町登立11275番19	船舶給油取扱所	56-1339
岳本石油株式会社登立給油所	大矢野町登立2880の10	給油取扱所	56-4418
熊本県水産研究センター	大矢野町中地先	屋内タンク	56-5111
再春館一本の木財団	大矢野町上8097番地1	地下タンク	096-289-4179
有限会社山下茶碗屋	大矢野町登立14129-1	一般取扱所	56-0037
株式会社小松屋旅館	大矢野町中10041番地7	地下タンク	57-0221
有限会社小幡石油	大矢野町中3099番地	屋外貯蔵所	
		給油取扱所	56-0933
大江戸温泉物語 天草ホテル亀屋	大矢野町中4463番地2	地下タンク	59-0211
大矢野マリーナ	大矢野町中10789-1	船舶給油取扱所	59-0145
大矢野運送	大矢野町上3933番地1	移動タンク	56-0272
大矢野総合スポーツ公園	大矢野町中2289	地下タンク	56-4701
大矢野町老人福祉センター	大矢野町中11582-1	地下タンク	56-3439
有限会社田中石油	大矢野町登立14134-1	給油取扱所	56-0079

八光海運株式会社	大矢野町登立 3 3 5 5 - 1	地下タンク	58-5510
天草漁業協同組合維和出張所	大矢野町維和蔵々	屋内貯蔵所	
		屋外タンク	
		船舶給油取扱所	58-0004
天草漁業協同組合串出張所	大矢野町上串荷揚場	屋外タンク	
		屋外タンク	
		船舶給油取扱所	56-2797
天草漁業協同組合湯島出張所	大矢野町湯島荷揚場	屋内貯蔵所	
		屋外タンク	
		屋外タンク	
		船舶給油取扱所	56-4131
天草漁業協同組合鳩ノ釜出張所	大矢野町上鳩の釜	屋外タンク	
		屋外タンク	
		船舶給油取扱所	56-0070
	大矢野町上鳩の釜埋立地	一般取扱所	
天草漁業協同組合柳出張所	大矢野町中 1 0 0 4 3 番地 3 7	船舶給油取扱所	57-0336
飛岳石材	大矢野町登立 3 9 4 3 - 1 - 2	自家給油取扱所	56-0044

2 天草広域連合 北消防署松島分署管轄

(令和6年4月1日現在)

危険物施設名称	住 所	製造所等の別	電話番号
株式会社天草石油	松島町合津 4 2 7 6 - 5 7 3	移動タンク	56-0286
株式会社天草石油	松島町合津 4 2 1 1 - 1 2, 1 4, 6・4 2 1 7	給油取扱所	56-0286
あまくさ農業協同組合 JA 教良木給油所	松島町教良木 2 9 3 9 - 1	給油取扱所	56-1122
天草漁業協同組合阿村船舶給油所	松島町阿村 5 7 0 2 - 8	船舶給油取扱所	56-0033
天草漁業協同組合阿村出張所	松島町阿村 5 7 0 2 - 8	給油取扱所	56-0033
天草漁業協同組合樋合出張所	松島町合津 7 1 2 4 - 1	屋内貯蔵所	56-0682
		給油取扱所	
天草漁業協同組合樋合船舶給油所	松島町合津 6 9 8 0 - 5	船舶給油取扱所	56-0682
天草池田電機株式会社	松島町合津 2 1 0 1	屋内貯蔵所	
		屋内貯蔵所	56-1121

株式会社あまくさマリーナ	松島町阿村 5 1 9 1	船舶給油取扱所	56-2466
コメリハード&グリーン松島店	松島町合津 3 1 9 2 - 1	一般取扱所	56-4150
有限会社K I D	松島町今泉 4 1 7 6 - 1 2	屋外貯蔵所	57-0745
有限会社白岳マリーナ	松島町阿村 5 7 4 0 - 2	船舶給油取扱所	56-0977
熊本県立天草青年の家	松島町合津 5 5 0 0	地下タンク	56-1650
福富組	松島町合津 3 2 0 3	給油取扱所	56-0265
岳本石油株式会社（松島）	松島町合津 4 2 7 6 - 5 6 8	屋外貯蔵所	
		移動タンク	
		給油取扱所	56-0114
岳本石油株式会社（前島）	松島町合津字前島	屋外タンク	
		屋外タンク	
		屋外タンク	
		屋外タンク	
		一般取扱所	
株式会社畑中石油	松島町今泉 6 4 3 8 - 2 1 7	給油取扱所	56-1835
フィッシャリーナ天草株式会社	松島町合津 7 5 0 0	船舶給油取扱所	56-3043
株式会社日本冷熱天草工場	松島町今泉 1 - 1	屋内貯蔵所	56-1435
		屋内貯蔵所	
		屋内貯蔵所	
		一般取扱所	
		一般取扱所	
松島町総合センターアロマ	松島町合津 4 2 7 6 - 4 4	地下タンク	56-0777
松島地区清掃センター	松島町教良木 2 3 6	地下タンク	56-0161
松浦石油店松島給油所	松島町合津 3 3 2 4	給油取扱所	56-0098
有限会社松島運送	松島町合津 4 2 7 6 - 5 2 2	自家給油取扱所	56-1037
松島観光ホテル岬亭	松島町合津 4 6 1 6 - 2	屋外タンク	56-1188

3 上天草広域連合 北消防署東天草分署管轄

（令和6年4月1日現在）

危険物施設名称	住 所	製造所等の別	電話番号
パール石油	姫戸町二間戸 3 3 3 4, 3 3 4 3	給油取扱所	58-3850
ヤマハ天草製造株式会社	姫戸町二間戸 5 9 9 5 番地	屋内貯蔵所	58-2121
		屋内貯蔵所	
		屋外貯蔵所	

		屋外タンク	
		地下タンク	
		地下タンク	
		屋外タンク	
		一般取扱所	
		一般取扱所	
		一般取扱所	
公進ケミカル株式会社	龍ヶ岳町大道98番地	製造所	63-0114
		特定屋内貯蔵所	
		屋内貯蔵所	
		屋外貯蔵所	
		地下タンク	
荒田石油	龍ヶ岳町樋島421-3	給油取扱所	62-1517
高木商店	龍ヶ岳町大道2186-3番地先	屋外タンク	
	龍ヶ岳町大道1497-2	給油取扱所	63-0059
	龍ヶ岳町大道4497の1	船舶給油取扱所	63-0059
	龍ヶ岳町大道2186-3	一般取扱所	
	龍ヶ岳町大道1497-2	移動タンク	
上天草総合病院	龍ヶ岳町高戸1419-19	地下タンク	62-1122
大道漁業協同組合	龍ヶ岳町大道1669	船舶給油取扱所	63-0303
中本石油	姫戸町姫浦906-4	給油取扱所	58-2216
天草漁業協同組合 龍ヶ岳支所	龍ヶ岳町高戸3226番地49	屋外タンク	
		船舶給油取扱所	62-1161
天草漁業協同組合 姫戸支所	姫戸町姫浦909番地の27	屋外タンク	
		船舶給油取扱所	58-2017
	姫戸町姫浦牟田	屋外貯蔵所	
堀甲製作所	姫戸町二間戸6034-2	屋外貯蔵所	58-2241
白岳石油	姫戸町姫浦5954番地1	給油取扱所	58-2887
樋島漁業協同組合	龍ヶ岳町樋島下桶川漁港	屋外タンク	
		屋外タンク	
		船舶給油取扱所	62-1166
	龍ヶ岳町樋島3479番地の4	屋外タンク	
		船舶給油取扱所	62-1166

注) 地下タンク (地下タンク貯蔵所)・屋外タンク (屋外タンク貯蔵所)

移動タンク (移動タンク貯蔵所)・簡易タンク (簡易タンク貯蔵所)

9 輸送に関する資料

9-1 ヘリコプター発着予定場所

番号	名 称	所 在 地	面積 (m×m)	規模	備 考
1	中南小学校	大矢野町中9846	100× 80	大	東に県道
2	湯島中学校	大矢野町湯島154	67.3× 70	中	
3	大矢野総合スポーツ公園グラウンド	大矢野町中2289		大	ナイター
4	大矢野中学校	大矢野町中484	125× 85	大	
5	旧維和中学校	大矢野町維和1730	97.5× 80	中	
6	大矢野町ヘリポート	大矢野町中8913-2	45× 45	○	飛行場外離着陸場
7	湯島漁港広場	大矢野町湯島655-5	34× 31	○	飛行場外離着陸場
8	阿村小学校	松島町阿村853	60× 80	中	北、西校舎、照明タワー6基
9	旧樋合小学校	松島町合津6973-16	50× 70	○	西校舎・山
10	松島中学校	松島町合津2649	60×120	中	北校舎、西山
11	旧教良木中学校	松島町教良木3098	50×150	中	東校舎
12	教良木山村広場	松島町教良木4647	100×100	大	
13	松島総合運動公園野球場	松島町合津4276-44	120×100	大	敷地面積18,000㎡ 飛行場外離着陸場
14	松島総合運動公園陸上競技場	松島町合津4276-44	90×200	大	敷地面積22,500㎡
15	姫戸町運動広場	姫戸町二間戸461-4	100×100	大	東電話線
16	姫戸小学校	姫戸町姫浦616-4	130× 50	大	北校舎、夜間照明支柱
17	旧牟田小学校	姫戸町姫浦4749-21	30× 50	小	北校舎
18	姫戸中学校	姫戸町姫浦250	100× 50	大	西校舎
19	旧樋島小学校	龍ヶ岳町樋島500-1	41× 83	小	
20	龍ヶ岳小学校	龍ヶ岳町高戸2747	60× 60	小	北校舎（3階）
21	龍ヶ岳中学校	龍ヶ岳町高戸3053-1	87× 63	中	南校舎（3階）、ナイター施設
22	上天草総合病院	龍ヶ岳町高戸1419-19	35× 35	○	
23	龍ヶ岳グラウンド	龍ヶ岳町高戸2931	85× 60	大	ナイター施設
24	旧大道小学校	龍ヶ岳町大道2011	46× 69	小	北校舎（2階）
25	旧大道中学校	龍ヶ岳町大道3792	46× 71	中	西校舎（2階）、ナイター施設

9-2 物資の集積場所

現在の集積場所

No	名 称	所在地	電話番号
1	旧上北小学校	大矢野町上1514	0969-28-3380
2	松島庁舎	松島町合津3538-3	0969-56-1111
3	旧阿村中学校	松島町阿村841-2	0969-28-3380
4	姫戸統括支所	姫戸町姫浦3384-5	0969-58-2111
5	龍ヶ岳統括支所	龍ヶ岳町高戸1412	0969-62-1111
6	つどい処よんなっせ	大矢野町湯島485	0964-56-4111

その他の集積場所

	拠点名	所有者	管理者	所在地、連絡先
1	阿村体育館	上天草市	上天草市社会教育課	松島町阿村 5779-1 ☎0969-28-3380
2	天草池田電機株式会社	同左	同左	上天草市松島町合津 2101 番地 ☎0969-56-1121
3	株式会社 酒湊	同左	同左	熊本市中央区新市街 4 丁目 1 8 号 松下ビル 1 F ☎096-352-7117
4	松島総合センターアロマ	上天草市	上天草市社会教育課	松島町合津 4276-44 ☎0969-56-0777
5	大矢野総合体育館	上天草市	上天草市社会教育課	大矢野町中 2289 ☎0964-56-4701
6	上天草高校学校	上天草市	上天草市社会教育課	大矢野町中 5424 ☎0964-56-0007
7	姫戸体育館	上天草市	上天草市社会教育課	姫戸町二間戸 3408 ☎0969-28-3380
8	姫戸運動広場	上天草市	上天草市社会教育課	姫戸町二間戸 4 6 1 - 4 ☎0969-28-3380
9	大道体育館	上天草市	上天草市社会教育課	龍ヶ岳町大道 3792 ☎0969-28-3380

支援部隊等の拠点となる地域

1	大矢野自然休養村管理センター	上天草市	上天草市社会教育課	大矢野町上 1539 ☎0964-56-4393
2	旧阿村中学校	上天草市	上天草市社会教育課	松島町阿村 841-2 ☎0969-28-3380
3	姫戸統括支所隣接地	上天草市	上天草市社会教育課	姫戸町姫浦 3384-5 ☎0969-58-2111

9-3 市公用車一覧（令和6年4月1日現在）

番号	部・局	主管課	台数	配置場所	種別・用途・形状	車名	定員
1	総務部	総務課(市長車)	1	大矢野	普通乗用ステーションワゴン	トヨタボクシー	7
2		監理課	13	大矢野	普通乗用箱型	スズキエスクード	5
3		監理課		大矢野	普通乗用箱型	スズキエスクード	5
4		監理課		大矢野	軽貨物バン	スズキエブリイ	2(4)
5		監理課		大矢野	軽貨物バン	スズキエブリイ	2(4)
6		監理課		大矢野	普通乗用箱型	トヨタプリウス(ETC)	5
7		監理課		大矢野	小型貨物キャブオーバー	トヨタダイナ	3
8		監理課		大矢野	軽乗用箱型	ダイハツミライース	4
9		監理課		大矢野	小型乗用ステーションワゴン	ホンダフィット	5
10		監理課		大矢野	軽乗用ステーションワゴン	ホンダNワゴン	4
11		監理課		大矢野	軽乗用ステーションワゴン	ホンダNワゴン	4
12		監理課		大矢野	小型乗用ステーションワゴン	ホンダフィット(ETC)(ナビ)	5
13		監理課		大矢野	小型乗用ステーションワゴン	トヨタノア	8
14		監理課		大矢野	軽乗用ステーションワゴン	ニッサンサクラ	4
15	経済振興部	農林課	5	大矢野	小型乗用箱型	トヨタラクティス	5
16		農林課		大矢野	軽貨物ダンブ	スズキキャリイダンプ	2
17		農林課		大矢野	軽貨物キャブオーバー	スズキキャリイ	2
18		農林課		大矢野	軽貨物バン	スズキエブリイ	2(4)
19		農林課		大矢野	軽貨物バン	ダイハツハイゼットデックバン	4
20		みなと・水産課	3	大矢野	小型乗用ステーションワゴン	トヨタカロラフィールダー	5
21		みなと・水産課		大矢野	軽貨物バン	ダイハツハイゼットカーゴ	2(4)
22		みなと・水産課		大矢野	小型乗用ステーションワゴン	トヨタカロラフィールダー	5
23		観光おもてなし課	2	大矢野	軽貨物キャブオーバー	ダイハツハイゼットトラック	2
24		観光おもてなし課		大矢野	小型貨物キャブオーバー	トヨタタウンエーストラック	2
25	建設部	建設課	8	松島	軽貨物ダンブ	ダイハツハイゼットダンブ	2
26		建設課		松島	軽乗用ステーションワゴン	ホンダバモス	4
27		建設課		松島	小型乗用ステーションワゴン	トヨタカロラフィールダー	5
28		建設課		松島	小型貨物バン	トヨタプロボックス	2(5)
29		建設課		松島	軽貨物キャブオーバー	ダイハツハイゼットトラック	2
30		建設課		松島	小型貨物バン	トヨタキャブオーバー	2
31		建設課		松島	小型乗用箱型	ダイハツロッキー	5
32		建設課		松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットカーゴ	2(4)
33		都市整備課	3	松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットバン	2(4)
34		都市整備課		松島	小型乗用ステーションワゴン	トヨタカロラフィールダー	5
35		都市整備課(終末処理場)		松島	小型貨物キャブオーバー	トヨタライトエース	3
36	市民生活部	市民課	8	松島	軽貨物キャブオーバー	ダイハツハイゼットトラック	2
37		市民課		松島	軽貨物バン	スズキアルト	2(4)
38		市民課		松島	普通乗用箱型	トヨタプリウス	5
39		市民課		松島	小型乗用ステーションワゴン	トヨタノア	8
40		市民課		松島	普通乗用ステーションワゴン	トヨタハイエースワゴン	10
41		市民課		松島	普通乗用箱型	スズキパレーノ	5
42		市民課		松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットカーゴ	2(4)
43		市民課		松島	軽貨物バン	ホンダアクティ	4
44		姫戸統括支所	2	姫戸	小型貨物バン	トヨタサクシード	2(5)
45		姫戸統括支所		姫戸	軽貨物キャブオーバー	スズキキャリー	2
46		龍ヶ岳統括支所	3	龍ヶ岳	軽貨物・キャブオーバー	スズキキャリー	2
47		龍ヶ岳統括支所		龍ヶ岳	軽乗用・箱型	ダイハツタント	4
48		龍ヶ岳統括支所		龍ヶ岳	軽乗用・箱型	三菱ミライース	4
49		環境衛生課	4	大矢野	軽貨物バン	ダイハツハイゼットカーゴ	2(4)
50		環境衛生課		大矢野	軽貨物キャブオーバー	ダイハツハイゼットトラック	2
51		環境衛生課		大矢野	普通乗用箱型	トヨタスプリウス(ETC)	5
52		環境衛生課		大矢野	貨物バン	トヨタハイエース	10
53		税務課	2	大矢野	軽貨物バン	スズキスペーシア	4
54		税務課		大矢野	軽貨物バン	スズキエブリイ	2(4)

55	健康福祉部	福祉課	6	松島	小型乗用ステーションワゴン	トヨタカローラフィールダー	5
56		福祉課		松島	軽貨物バン	三菱ミニキャブバン	2(4)
57		福祉課		松島	小型乗用箱型	トヨタパッソ	5
58		福祉課		松島	軽乗用箱型	ダイハツミライース	4
59		福祉課		松島	軽乗用箱型	ダイハツミライース	4
60		福祉課		松島	小型乗用ステーションワゴン	トヨタノア	1
61		健康づくり推進課	5	松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットバン	2(4)
62		健康づくり推進課		松島	小型乗用ステーションワゴン	トヨタプロボックスワゴン	5
63		健康づくり推進課		松島	軽乗用箱型	ニッサンモコ	4
64		健康づくり推進課		松島	軽乗用箱型	スズキスペシア	4
65		健康づくり推進課		松島	軽乗用箱型	ダイハツミライース	4
66		高齢者ふれあい課	15	松島	軽乗用箱型	ダイハツミラ	4
67		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	トヨタピクシス	4
68		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	トヨタピクシス	4
69		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	トヨタピクシス	4
70		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	トヨタピクシス	4
71		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	ダイハツミライース	4
72		高齢者ふれあい課		松島	小型乗用箱型	トヨタパッソ	5
73		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	スズキアルト	4
74		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	スズキアルト	4
75		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	スズキアルト	4
76		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	スズキアルト	4
77		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	スズキアルト	4
78		高齢者ふれあい課		松島	小型乗用箱型	ダイハツブーン	5
79		高齢者ふれあい課		松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットカーゴ	2(4)
80		高齢者ふれあい課		松島	軽乗用箱型	ダイハツミライース	4
81	教育部	学務課	8	松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットバン	2(4)
82		学務課		松島	小型乗用箱型	トヨタアクア	5
83		学務課		龍ヶ岳	軽貨物バン	ダイハツハイゼットトラック	2
84		学務課		松島	軽貨物バン	ホンダアクティバン	2
85		学務課		大矢野	軽貨物バン	ダイハツハイゼットバン	2(4)
86		学務課		松島	軽貨物バン	ホンダアクティバン	2
87		学務課		姫戸	軽貨物バン	ホンダアクティバン	2
88		学務課		松島	軽貨物バン	ホンダアクティバン	2
89		社会教育課	4	松島	普通特種図書館車	トヨタアーバンサポーター	2
90		社会教育課		松島	軽乗用箱型	スズキワゴンR	4
91		社会教育課		松島	小型乗用ステーションワゴン	トヨタノア	8
92		社会教育課		松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットバン	2(4)
93	議会事務局		1	大矢野	小型乗用ステーションワゴン	トヨタアルファード	8
94	水道局	水道局	7	大矢野	軽貨物バン	ダイハツハイゼットバン	2(4)
95		水道局		松島	軽乗用箱型	ニッサンサクラ	4
96		水道局		松島	軽貨物バン	ダイハツハイゼットバン	2(4)
97		水道局		松島	小型乗用箱型	トヨタアクア	5
98		水道局		松島	軽貨物キャブオーバー	ダイハツハイゼットトラック	2
99		水道局		松島	軽乗用箱型	ダイハツムーブ	4
100		水道局		松島	軽貨物バン	スズキエブリィバン	2(4)
	合計		100				

10 通信に関する資料

10－1 防災行政無線施設の現状

	整備年度	親局	中継局	屋外子局	戸別受信機	メーカー
大矢野町	R 1	1	6	44	世帯数	パナソニック
松島町	H 1 9		1	46		
姫戸町	H 1 9		1	19		
龍ヶ岳町	R 1		4	22		

11 災害救助法関係

11-1 救助の種類及び実施基準

最終改正 令和1年内閣府告示第378号

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者	設置維持及び管理のための経費 ○賃金職員等雇上費 ○消耗器材費 ○建物、器物の使用謝金、借上費、購入費 ○光熱水費 ○仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	(基本額) ○避難所設置 100人1日当たり33,000円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ○天幕借上、仮設便所設置費等の経費も含まれる。 ○輸送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、及び燃料費	災害発生の日から3日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○当該地域における通常の実費 ○期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の搜索」として取り扱う。 ○輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において炊事できない者	主食費、副食費、燃料費、雑費、(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○1人1日当たり1,060円以内(大人、子どもの区別なし。) ○食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が1,010円以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	○水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ○薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○当該地域における通常の実費 ○輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活上支障をきたしている場合で自らの資力では除去できないもの	○除去に必要な機械器具等の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○1世帯当たり137,900円以内

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な被服寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	被害者の実情に応じ		災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。			・夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内		
							(単位 円)		
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人 を増す毎に加 算する額
		全 壊 全 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊（焼） 床 上 浸 水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 （世帯単位）	○修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費		災害発生の日から1か月以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。			○居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ○1世帯当たり595,000円以内		
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	○診 察 ○薬剤又は治療材料の支給 ○処置、手術その他の治療及び施術 ○病院又は診療所への収容 ○看 護		災害発生の日から14日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。			○救護班（原則とする。） 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ○病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 ○施術者 協定料金の額以内 ○患者の移送費は別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	助産の範囲 ○分べんの介助 ○分べん前、分べん後の処置 ○脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給		分べんした日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。			○救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合当該地域の慣行料金の100分の80以内の額 ○妊産婦の移送費は別途計上		
学 用 品 の 給 与	住家の全壊(焼)、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品をそう失、又はき損し、就学上支障の	○教科書（教材を含む。） ○文房具 ○通学用品		災害発生の日から （教 科 書） 1か月以内 （文房具及び通学用品）			○小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与		

	ある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒		15日以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	するための実費 ○文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,500円以内 中学校生徒1人当たり 4,800円以内 高等学校等生徒1人当たり 5,200円以内 ○備蓄物資は評価額 ○入・進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、総合的な状況から既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○当該地域における通常の実費 ○輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	○洗浄、縫合、消毒 ○一時保存 ○検 索	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○洗浄等 1体当たり3,500円以内 ○一時保存（借上費） 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体当たり 5,400円以内 ○検案 救護班以外は慣行料金 ○輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上
埋 葬	○災害の際死亡した者 ○実際に埋葬を実施する者に支給	○棺（付属品を含む。） ○埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ○骨つば及び骨箱	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,200円以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）	○整地費、建築費、付帯工事費、賃金職員、輸送費、建築事務費	災害発生の日から20日以内着工。ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり。	○限度額1戸当たり 5,714,000円以内 ○応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができること。 ○供与期間 最高2年以内 ○県外よりの輸送費は別枠とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費	○被災者の避難 ○医療及び助産 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○死体の捜索 ○死体の処理		それぞれの救助の実施が認められる期間以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。	○当該地域における通常の実費

	○救助用物資の 整理配分		り。	
実 費 弁 償	○災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者			○ 日当 常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。 ○ 時間外勤務手当 職種ごとに、日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。 ○ 旅費 職種ごとに、日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。
	○災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者			○業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内

11-2 2次仮置場候補地

名称	所在地	概算面積 (㎡)	所有者及び 管理者
下桶川漁港	上天草市龍ヶ岳町樋島	2,900	熊本県
龍ヶ岳グラウンド	上天草市龍ヶ岳町高戸 2931 番地	4,100	上天草市
上天草港（樋島港区） （高戸側）	上天草市龍ヶ岳町高戸	2,900	上天草市
旧大道小学校グラウンド	上天草市龍ヶ岳町大道 2011 番地	2,500	上天草市
大道漁港	上天草市龍ヶ岳町大道	3,500	上天草市
上天草港（大道港区）	上天草市龍ヶ岳町大道	8,600	上天草市
姫戸運動広場	上天草市姫戸町二間戸 461 番地 4	8,700	上天草市
上天草港（永目港区）	上天草市姫戸町姫浦	15,400	上天草市
牟田漁港	上天草市姫戸町姫浦	9,500	上天草市
上天草港（阿村港区）	上天草市松島町阿村	13,000	上天草市
干切漁港	上天草市松島町阿村	2,600	上天草市
松島総合運動公園 （野球場）	上天草市松島町合津 4176 番 地 21	9,200	上天草市
樋合漁港	上天草市松島町合津	6,300	熊本県
旧松島商業高等学校 グラウンド	上天草市松島町教良木 2971 番地 5	7,900	熊本県
旧教良木中学校グラウンド	上天草市松島町教良木 3087 番地	5,800	上天草市
東満北部グラウンド	上天草市大矢野町登立 2449 番地	3,200	上天草市
旧上北小学校グラウンド	上天草市大矢野町上 3148-27 番地	1,600	上天草市
鳩の釜漁港	上天草市大矢野町上	6,900	熊本県
串漁港	上天草市大矢野町上	14,500	上天草市
上天草港（柳港区）	上天草市大矢野町中	6,500	上天草市
貝場漁港	上天草市大矢野町中	8,600	上天草市
旧維和中学校グラウンド	上天草市大矢野町維和 1730 番地（一部使用）	3,100	上天草市
鷺浦漁港	上天草市大矢野町維和	1,200	上天草市
湯島漁港	上天草市大矢野町湯島	3,500	上天草市

12 気象等に関する資料

12-1 気象観測施設一覧

1 熊本地方気象台観測所

観測所名	流域 河川名	所在地
松島地域気象観測所	沿岸	上天草市松島町大字阿村853

2 県関係雨量観測局

(1) 県水防情報システム

観測局名	所在地	水系	振興局	水防管理団体	管理者
龍ヶ岳	上天草市龍ヶ岳町大道 字北長迫3128の2	目玉川	天草	上天草市、倉岳町	県土木部河川課

(2) 県砂防情報システム局

観測局名	所在地	管理	広域本部
大矢野	上天草市大矢野町登立字広崎8144番地2	県土木部砂防課	天草
県松島	上天草市松島町阿村字園後3641番地2	県土木部砂防課	天草
姫戸	上天草市姫戸町姫浦3055-48	県土木部砂防課	天草

3 県関係潮位観測局一覧表（県水防情報システム局）

観測局名	所在地	振興局	水防管理団体	管理
樋島港	上天草市龍ヶ岳町高戸字東風留 3226-48	天草	上天草市、御所浦町	県土木部港湾課
合津港	上天草市松島町合津7913-2地先	天草	上天草市	県土木部港湾課

4 県関係風向風速観測局一覧表（県水防情報システム）

観測局名	所在地	振興局	水防管理団体	管理	備考
天門橋	宇城市三角町大字三角浦字山川73-6	宇城 天草	三角町 上天草市	県土木部河川課	天草1号橋
大矢野橋	上天草市大矢野町五把浦4416の12	天草	上天草市	県土木部河川課	天草2号橋
松島橋	上天草市松島町会津字前島6058の1地先	天草	上天草市	県土木部河川課	天草5号橋
樋島港	上天草市龍ヶ岳町高戸字東風留3226-48	天草	上天草市	県土木部港湾課	兼 潮 位
合津港	上天草市松島町合津7913-2地先	天草	上天草市	県土木部港湾課	兼 潮 位

12-2 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

令和6年4月1日現在

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

13 災害記録に関する資料

13-1 災害記録

発生 年月日	原因	被害概要			
昭和47年 7月6日	集中 豪雨	天草上島東海岸一帯に1時間に130mmの集中豪雨により山津波を引き起こし、各地で川が氾濫、家や田畑、地域全域を押し流した。			
		地区別被害状況			
		区 分		(旧) 松島町	(旧) 姫戸町
		人 的 被害	死亡	4人	43人
			行方不明		2人
			重傷	5人	2人
			軽傷	2人	52人
		住 家 被害	全壊	43世帯192人	124世帯417人
			半壊	124世帯490人	39世帯155人
			一部破損	34世帯936人	
			床上浸水	293世帯1,072人	309世帯1,268人
			床下浸水	362世帯1,448人	455世帯1,868人
			非住家	62世帯	
		そ の 他	田	流出埋没	57ha
				冠水流出	300ha
			畑	埋没	10ha
				冠水	40ha
		文教施設		4か所	3か所
		病 院			1か所
		道 路		142か所	37か所
		橋 梁		10か所	15か所
		河 川		116か所	23か所
		港 湾			3か所
		漁 港			10か所
		砂 防			16か所
		水 道		1か所	77か所
		崖くずれ		350か所	45か所
		山くずれ		56か所	40か所
		船舶被害			9隻
		公立文教施設		688万円	3千万円
		農林水産施設（公共）		5億3千万円	5億3千400万円
		公共土木施設		7億4千万円	21億7千300万円
		その他の公共施設		1億4千2万円	30億3千500万円
		農産被害		1千万円	4千708万円

		畜産被害			640万円
		林産被害		1千100万円	471万円
		水産被害		1億1千600万円	1千120万円
		商工被害		1億4千855万円	3億1千300万円
		その他の被害		6億円	7億2千900万円
昭和57年 7月11日 ～26日	大雨	7月11日早朝から降り出した雨が、12日昼ごろから大雨となり、道路や水道管に被害が続出。国道266号線旧大矢野町役場付近は、12日午後、約5時間通行規制した。			
		(旧) 大矢野町被害状況			
		区 分		被 害 数	被害額 (千円)
		人 的 被 害 (軽傷)		2人	
		住家被害	全壊		
			半壊	5棟	6世帯 17人 13,000
			床上浸水	108棟	102世帯 322人 4,200
			床下浸水	474棟	459世帯 1,602人 4,680
			一部破損	49棟	49世帯 176人 19,695
			非住家		
			公共建物	3棟	240
			その他	154棟	10,200
		合 計		793棟 616世帯 2,117人	52,015
		公共土木施設	道路 (国庫補助)	90か所	112,580
			道路 (単 独)	77	16,236
			湾 港 (単 独)	1	300
			小 計		129,116
		河川総務	急傾斜地崩壊対策	20	300,000
			急傾斜地崩壊応急排土	263	10,990
			小 計		310,990
		合 計			440,106
		農地・農業用施設	畑	20	13,100
			田	20	9,100
			水路	75	51,950
			道路	139	156,660
			農地 (畦畔)	500	15,000
			小 計		245,810
		農作物	水 稲	450ha	67,636
			飼 料	50	2,569
			果 樹	5	3,784
			花 キ	1	8,452
			施 設	1	12,000
			小 計		94,441
		林 業		3か所	25,500
		漁 業			2,025
		合 計			367,776
		水道施設		10か所	3,950
		厚生施設・その他			671
		総 合 計			864,518

* 各 (旧) 町広報より

〔上天草防〕

14 各種様式

14-1 被害状況等報告様式

様式1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻	月	日	時 分
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5 住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

様式2号

被害状況報告（速報・確定）

月 日 時 分 現在
報告者名（ ）

区分			市町村名	摘 要	
人的被害	死者	人			
	行方不明者	人			
	重傷者	人			
	軽傷者	人			
住家被害	全壊	棟			
		世帯			
		人			
	半壊	棟			
		世帯			
		人			
	床上浸水	棟			
		世帯			
		人			
	床下浸水	棟			
		世帯			
		人			
	一部損壊	棟			
		世帯			
		人			
	非住家	公共建物	棟		
		その他	棟		
	り災世帯数		世帯		
	り災者数		人		
	災害対策本部設置				月 日 時 分
	災害対策本部解散				月 日 時 分
	災害救助法適用				月 日 時 分
	消防職員出動延人員		人		
	消防団員出動延人員		人		

(別添様式2)

各 部 局 別 被 害 報 告

熊本県

様式 3 号

年 月 日 (~ 月 日) の による被害				区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円							
第 報 平成 年 月 日 時現在 報告者名 :				健康福祉部	福祉施設	老人福祉施設	か所	林業関係被害部	公共施設	林道施設	か所	土木部	都市施設	公園等	か所							
						児童福祉施設	か所			林地荒廃防止施設	か所			その他	か所							
						心身障害者福祉施設	か所			庁舎・公舎等	か所			小計(12)	か所							
						その他の	か所			小計(1)	か所			公営住宅(13)	か所							
区 分				被害	小計	か所	山地崩壊(2)	か所	造林地(3)	ha	その他の(14)	か所										
人的被害	死者	人		福祉施設	医療施設	か所	林産物(立木)(4)	ha	※参考	交通止	国道(知事管理)	か所	ー									
	行方不明	人			その他の	か所	特用林産物(5)				県道	か所	ー									
	重傷	人			小計	か所	苗畑等(6)				合計	か所	ー									
	軽傷	人			合計	か所	林産施設(7)	か所			土砂災害	か所	ー									
								作業道施設(8)			か所	公営企業関係施設	か所									
住家被害	全壊	棟		環境生活部	水道施設	か所	水産業関係被害部	公共施設	海岸	か所	教育局	公文書施設	高等学校	校								
		世帯			ごみ処理施設	か所			漁港	か所			小・中学校	校								
	半壊	棟			し尿処理施設	か所			庁舎・公舎等				その他の		特殊教育諸学校	校						
		世帯			産業廃棄物処理施設	か所			その他の				小計(11)		その他の							
	床上浸水	棟			水質特定施設・排水施設・対象事業場	か所			共同利用施設(12)	か所			漁業関係被害部	共同利用施設(12)	か所	文化財	社会教育施設	か所				
		世帯			その他の	か所			水産物(13)					養殖施設(15)	か所		文 化 財					
	床下浸水	棟			商 業				船舶(漁船を除く)					漁船(14)	隻		その 他		火災発生	建 物	件	ー
		世帯			工 業				船舶(漁船を除く)					漁場(16)	か所		在 庫 品 (17)			危険物	件	ー
	一部破損	棟			観 光 業				船舶(漁船を除く)					その他の(18)			小計(19)=(11)~(18)			その 他	件	ー
		世帯			観 光 施 設				合計(10)=(1)~(9)				合計(10)・(19)		合計(10)・(19)		合 計	件		ー		
非住家等	公共建物	棟		農作物等	農作物	ha	土木部	公共	河川(1)	か所	その他の被害	鉄道の被害	鉄道不通	か所	ー							
		その他	棟		樹 体	ha			海岸	建設海岸			か所	交通止め(※を含む)	か所	ー						
	り災世帯数	世帯			家畜等				港湾	港湾海岸			か所	がけ崩れ(※を含む)	か所	ー						
		人			在庫品				計(2)	か所			電 話	回線	ー							
	災害対策本部設置市町村	団体			その他の				砂防(3)	か所			電 気	戸	ー							
		団体			共同利用施設	か所			地すべり防止施設(4)	か所			ガス	戸	ー							
	災害救助法適用市町村	団体			非共同利用施設	か所			急傾斜地崩壊防止施設(5)	か所			水道	戸	ー							
	消防職員出動延人数	人			地方公共団体施設	か所			道 路 (6)	か所			ブ ロ ッ ク 塀 等	か所	ー							
	消防団員出動延人数	人			小計(2)	か所			橋 り よ う (7)	か所												
	備 考	農地等	農 田		ha	農業施設部			農地	農業用施設			か所	私立学校	校							
畑				ha	海 岸		か所															
小計(3)			ha	小計(4)	か所																	
農業用施設			か所	小計(1)~(4)																		
海 岸			か所																			
小計(4)			か所																			
合 計 (1)~(4)																						
被害総額																						

◎総務部、企画開発部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

住 民 避 難 等 報 告 書

市 町 村 名 （ 担 当 者 名 ）		
報 告 日 ・ 時 間		

地 区 名	種 別	原 因	世 帯 数	人 数	避 難 場 所	避難、勧告等日時		帰宅、解除等日時	

※種別欄には、避難指示（指示）、警戒区域設定（設定）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。
解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載すればよいものとする。

様式5号

災 害 年 報

広域本部
市

区 分		災 害 名							計	
		発生年月日								
人的被害	死	者	人							
	行方不明	者	人							
	重傷	者	人							
	軽傷	者	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
	一部損壊		棟							
			世帯							
			人							
	非住家	公共建物		棟						
		その他		棟						
	り 災 世 帯 数			世帯						
	り 災 者 数			人						
	県地方災害 対策本部		設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
	災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
	消防職員出動延人員									
消防団員出動延人員										

14-2 被害証明書

別紙1

被害証明書

事業所名 _____

事業所所在地 _____

事業主名 _____

事業種類 _____

被害年月日

災害の名称

被害状況

1 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2 重要な事業用資産

資産名	被害状況
-----	------

1	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）
---	----------------------

2	〃
---	---

3	〃
---	---

4	〃
---	---

上記のとおり証明をお願いします。

令和 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

市長 氏 名

㊞

別紙2

特 別 被 害 証 明 書

事業所名 _____

事業所所在地 _____

事業主名 _____

事業種類 _____

被害年月日 _____

災害の名称 _____

被害状況 _____

第1表

資産名	被害時の価額	損失額	取得価額	残存価額率
土地	(円 m ³)	円		
建物	(円 m ³)	円		
機械設備	円	円	円	㊤ 75% 30%
棚卸資産	円	円		
計	円	円		

㊤ どちらを採用したのか○印をつける。

第2表

	損失額		比
総収入比 資産の価額比	円	総収入額 円	%
		資産の価額 円	%

㊤ 総収入額は税務統計等で確認するものとし、「資産の価額」は、第1表の「被害時の価額」の計の欄の価額とする。

上記のとおり証明をお願いします。

令和 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

令和 年 月 日

市長 氏 名

㊤